

東北邊疆檔案文獻叢書

中國邊疆史地研究所  
遼寧省檔案館 合編

東北邊疆檔案選輯

(三三)

(近代 民國)

廣西師範大學出版社

東北邊疆檔案文獻叢書

中國邊疆史地研究中心  
遼寧省檔案館

合編

# 東北邊疆檔案選輯(五三)

(清代 民國)

廣西師範大學出版社·桂林

# 目錄

## 朝鮮移民

東亞勸業株式會社編(本社沿革、事業現況及將來的計劃)秘

大正十二年七月

遼陽縣朝鮮人金逸宜為土地商租認證事給遼陽日本領事藪野義光的申請

附商租契約書

大正十二年九月四日

龜淵龍長為奉天前塔灣水田企業計劃事給滿鐵農務課長入江一郎的申請

大正十二年九月二十日

芳賀左源司為經營康平縣三臺子農場水田事給滿鐵社長川村竹治的申請

附調查報告書

大正十二年十月十日

三臺子水田農場經營宗旨書

大冢內務局長談保護在外朝鮮人完替設施是當務之急

池邊東洋拓殖理事談滿蒙開發與農業

滿鐵興業部農務課關於芳賀左源司申請經營三臺子水田問題的會簽文稿

大正十二年十月十二日

關東廳內務局長文瀨直千為芳賀左源司申請經營三臺子水田借貸資金擔保事給滿鐵興業部長的照會

大正十二年十月二十九日

滿鐵興業部部長為芳賀左源司計劃開辦三臺子農場借貸資金擔保事給關東廳內務局長的答復

大正十二年十一月十九日

滿鐵農務課長為奉天前塔灣水田企業計劃事給龜淵龍長的答復

大正十二年十二月一日

一八九

八六

一〇一

一四四

一七六

一八〇

一八四

一八六

一八七

一八九

滿鐵庶務部調查課伊藤文十郎大正十二年編(在滿朝鮮人的現況).....	一九二
東亞勸業株式會社編(大正十二年度事業實績)(大正十三年三月末止)秘.....	二一六
滿鐵社長室文書課長為滿蒙地區朝鮮人的經濟發展方策事給興業部長的咨文 大正十三年四月三十日.....	二四〇
滿鐵興業部農務課制定的滿蒙地區朝鮮人的經濟發展方策 大正十三年五月五日.....	二四一
滿鐵調查課伊藤氏對社長室文書課長的滿蒙地區朝鮮人經濟發展方策咨文的答復案 大正十三年五月.....	二四八
長春地方事務所長為永見陸藏請求資助水田事業事給滿鐵興業部商工課長的申請 大正十三年八月二日.....	二八四
滿鐵興業部農務課長對永見陸藏請求資助水田事業事給長春地方事務所長的答復 大正十三年八月八日.....	三四一
滿鐵吉林公所長為劉樹春等人的萬寶山燒鍋嶺水田計劃事給興業部農務課長的請示秘 附計劃 大正十三年八月十九日.....	三四八
滿鐵興業部農務課長為萬寶山劉樹春等人的燒鍋嶺水田計劃事給吉林公所長的答復 大正十三年八月二十七日.....	三九七
滿鐵地方課長為朝鮮人共濟會租借夜學校校舍事給安東地方事務所長的公文 大正十三年九月十六日.....	四〇二
東亞勸業株式會社大正十三年十一月編(本社的沿革)秘.....	四〇六
株式會社協濟公司股東名簿(大正十三年十二月三十一日止).....	四一九
井上惣三部等人設立精米會社申請書 附計劃書等 大正十四年二月.....	四三〇



劉洪奎為楊吉順擅自耕種哈達灣鐵道用地事給吉長鐵路管理局的上訴文

(民國十四年六月三日)

四六二

劉幾為楊吉順擅自耕種哈達灣鐵道用地事給吉長鐵路管理局的上訴文

(民國十四年六月八日)

四六四

吉長鐵路局為朝鮮人擅自耕種哈達灣鐵道用地事給滿鐵代表的公函

民國十四年六月十日

四六七

滿鐵代表中川增藏為朝鮮人擅自耕種哈達灣鐵道用地事給吉長鐵路管理局局長魏武英的復函

民國十四年六月二十六日

四六九

吉長鐵路管理局為派人收割朝鮮人擅自耕種哈達灣鐵道用地農作物事給農林試驗所、警務總公所的訓令

民國十四年七月二十七日

四七〇

吉長鐵路管理局為派人收割朝鮮人擅自耕種哈達灣鐵道用地農作物事的布告

民國十四年八月十日

四七四

吉長鐵路管理局為派人收割朝鮮人擅自耕種哈達灣鐵道用地農作物事給吉林縣公署的公函

民國十四年八月十九日

四七六

農林試驗所長黃以瑚為派人監視處理朝鮮人耕種哈達灣土地糧食事給吉長鐵路管理局局長的呈文

民國十四年九月三日

四七九

農林試驗所長黃以瑚為收獲朝鮮人耕種哈達灣土地糧食如何處理事給吉長鐵路管理局局長的請示

民國十四年九月八日

四八二

滿鐵代表中川增藏為朝鮮人擅自耕種哈達灣鐵道用地事給吉長鐵路管理局局長魏武英的信

大正十四年十月十二日

四八七

調查課課員孫雲峰的調查報告

四九二

吉長鐵路管理局為拍賣朝鮮人耕種哈達灣土地的糧食事給農林試驗所長黃以璠、監理課實習生姚於魯的訓令

民國十四年十月二十日

四九九

供覽

社長  
理事

大正十二年七月

興業部長

業務課長

方工課長

經理部長

會計課長

付考

本社ノ沿革、事業ノ現況及將來ノ計畫

如書、玆民地經濟調查會、向佐々木各委員ニ配布、且時々  
以テ紀章セシモノ由。大洲分社打参。



東亞勸業株式會社

本社、沿革事業現況及將來計畫

第一會社設立經過

一 會社設立之動機

二 會社設立之具體化

三 會社設立之基礎

四 重々關係者會同之內容

五 株式之引受

六 會社設立

第二事業之現況及將來計畫

一 總說

二 土地之取得

三 事務所及農場

四 農業經營



五 農業金融

六 附帶事業

七 蒙古產業公司

八 學校及病院

九 收支計算

十 華峰公司土地係爭問題

十一 將來計畫

第五 滿蒙冷藏株式會社

第四 株式會社牧清公司

附補助條件

本社ノ沿革、事業ノ現況及將來ノ計畫

第一會社設立ノ經過

一 會社設立ノ動機

以滿洲水田ノ開拓及在滿鮮人農業者ノ利用保護ヲ目的トスル滿洲勸業株式會社ハ滿鐵投資地ノ關係者ヲ中心トシテ大正九年之ヲ設立ヲ計畫サレタルニ財界ノ變動ニ遭遇シ談會社ハ不成立ニ歸シタルニ本目的ノ事業ハ滿洲ノ開發上及在滿鮮人政策上緊要ノ事業タルヲ以テ之カ企業實施ノ必要ヲ認めタルコト

以東拓ニ於テ兼テ關東廳(當時關東都督府)等ノ從德ニ依リ蒙古ノ土地經營ヲ目的トシニ三

邦人ヲ援助シテ支那人名義ヲ以テ蒙古土地ノ拂下ヲ受ケタルモノ相當擴大ノ面積ニ達シ之カ開發經營ヲ實施スルノ必要アリタルコト。

大倉ト張作霖トノ間ニ於テハ蒙古土地經營ニ關スル合辦協商ハ大正九年未大倉ニ於テ或ル事情ノ爲手ヲ引キタルニ該合辦ヲ日本側ヨリ手ヲ引キ不成立ニ歸セシムコトハ韓承邦人ノ蒙古土地經營ニ不利益ヲ未タムノ慮アリテ蒙古ノ開發上遺憾ナクラサルヲ以テ大倉ヲシテ張氏トノ協商ヲ復造シ其ノ合辦ヲ成立セシメ且之カ爲ニ大倉ヲ復援スルノ必要ヲ認メタルコト大要右ノ關係ヨリ大正十年三月四月ノ頃右關係ニ

者合同之中心トナリテ一大有力ナル會社ヲ組織  
シ以テ滿蒙土地經營ニ當ラントノ議起リ外務省  
局及拓殖局等ノ了解ヲ得玉トシテ右關係三者  
間ニ協議ヲ進メタリ

右合同協議ノ第一回ハ大正十年三月二十日拓殖局ニ  
於テ外務省岡部書記官滿鐵野村社長外ニ石大  
倉組代表河野政歸彼倉知鐵吉氏及東拓代表  
人見理等會合シ右如ク拓殖局長官ヨリ滿蒙土地  
經營ニ關シ企業合同ノ希望ヲ述ヘラレ會同者一  
同異議ナキ旨ヲ表示シ再未倉知鐵吉氏主ト  
シテ關係者斡旋ノ任ニ當リ協議ヲ進メタルモノ  
トス

二 會社設立ノ具体化



大正十年五月外務省ニ於テ朝鮮總督、關東長官其ノ他支那、西比利亞方面ニ於ケル在外長官會議開催セラレ同會議ニ於テ滿蒙經路ノ一要務トシテ同方面ノ土地經營及在住鮮人保護ニ對シ相當ノ施設ヲ必要ト認メラレ偶々本會社設立計畫ト符合スル處アリテ茲ニ具體的ニ新會社設立ノ計畫ヲ進ムルヲ得タルモノトス

### 三 會社設立ノ基礎

元來土地經營ナルモノハ事業ノ性質上收益ヲ舉クルニト容易ナラス殊ニ滿蒙ニ於ケル大規模ノ土地經營ノ實施ハ政府ノ助力ニ俟ツニアラサレハ民間營利事業トシテ成立ノ至難ナルトハ極メテ明白ニレテ拓殖局及外務省等ニ對シ此ノ點ニ付相當

ノ謀解ヲ受ケ更ニ朝鮮總督及關東長官ニ懇  
願シ相當ノ援助ヲ受ケルコトニ付大体ノ了解ヲ得  
大正十年七八月ノ頃東拓川上理事會社設立目  
論見書ヲ齎シ朝鮮總督府及關東廳ニ出頭  
シ親シク計畫ノ内容ヲ説明シ政府ヨリ毎年平  
均約五拾萬圓宛八ヶ年間ノ補助金下附ヲ懇  
請シ別紙命令ノ下ニ朝鮮總督府ヨリ毎年約  
金參拾萬圓關東廳ヨリ毎年約金貳拾萬圓  
宛ノ補助ヲ受フルコトノ内定ヲ得既ニ大正十一年度  
ニ於テ朝鮮總督府ハ拾五萬圓一別紙補助命令  
書ノ通朝鮮總督府ノ補助金額ハ東拓ヨリノ返附金  
ヲ限度トヒラレ大正十一年度東拓返附金拾七萬圓ヲ  
標準トヒラレタルヲ如シテ經費豫算ニ編入セシメ關

東廳ニ於テモ亦補助金額或は萬圓ヲ地方費豫  
算ニ計上セラレタリ斯クテ本會社ハ會社設立ノ  
基礎ナル根本問題ノ解決ヲ見タルヲ以テ直ニ關  
係者ノ引受株數其ノ他會社設立ニ關スル一切ノ事  
項ヲ協定セリ

(附記)

本會社設立ニ關スル關係者間ノ協議會同ニ際シ  
ハ毎回拓殖局ヨリハ八江書記官又ハ園田書記官  
外務省ヨリハ亞細亞局長井崎氏又時ニハ開部書  
記官ノ臨席ヲ免ヒ且協議ノ主ナル事項ハ拓殖局  
及外務省ニ報告シ常ニ西官廳ノ了解ノ下ニ協  
議ヲ進行セリ

四主ナル關係者會同ノ内容(出資關係)

本會社ハ上記ノ如ク滿鐵、東拓、大倉ニ於テ既ニ著  
手又ハ計畫事業ノ合同完成ヲ出發點トシテ  
設立計畫ヲ進メタルモノトシテハ右關係者ニ於テ既ニ取  
得シ又ハ取得スル土地ハ之ヲ新會社ニ提供スルニ  
ノトス即左ノ如ク

(一) 滿鐵 南滿ニ於テ特種ノ債權ヲ有スル土地六千百  
餘町步此貸付元利金六拾萬貳千餘圓

(二) 東拓 東部内蒙古ニ於テ特種ノ債權ヲ有スル土  
地約貳千六百五拾方地(及別八萬五千八百餘町步)

此貸付元利金約貳百參拾萬八千餘圓(參考  
蒙古ノ土地ニ東拓債權以外ノモノ尚存在ス)

(三) 大倉興業公司(張氏ト合辦組合ノ名稱)經營土  
地ノ面積約九百方地(及別貳萬九千餘町步)張氏ヨ

リ公司ニ提供價格金四百萬圓

(附記)

興發公司ハ當初大倉ト張氏トノ共同經營ノ約ナ  
リレモ其後張氏ノ提議ニ依リ表面ヲ全辦ノ形式ト  
シ其ノ實質ニ於テハ全然大倉ノ單獨經營トナス  
コトニ協高成立ニ既ニ契約書ノ調印ヲ終レルモ  
張氏ノ申出ニ依リ事業ノ實施猶豫中

以上ノ關係地ヲ新會社ニ提供ノ形式ハ新會社成  
立後公平ナル評價ニ基キ新會社ニ買収ノ方法  
ニ依ルモノトス

尚本會社以上ノ關係土地ノ外邦人ニシテ滿蒙地  
方ニ於テ高租其他ノ方法ニヨリ土地ヲ有スルモノハ  
本人ノ希望ニ依リ可成之等ニ對シテハ株式ノ分

一配ヲモ為ス方針トセリ

### 五株式ノ引受

新會社ノ株式ハ差當リ總テ發起人ニ於テ引受  
ケ株式ノ公募ヲ為サズ會社ハ發起立トレテ成立  
セシム

右ノ趣旨ニ於テ重トシ株主ノ株式引受尤ノ如シ

一東拓 拾七萬貳千株

一滿鐵 拾貳萬五千株

一大倉 拾萬株

一其他 參千株 (倉知、荒井、各是年株朝鮮人例ハ朴泳孝  
李完用及張秉暉各貳百株)

但シ東拓及滿鐵ニ於テハ他日有力ナル資本家ニシテ

株ノ引受ヲ希望スル白ヤルトキハ北方ノ事業家

ニシテ株式引受ヲ望ムトキハ協誠ノ上適當ニ分配

## 六、會社設立

資本金貳千萬圓株式四拾萬株ニシテ一株ノ額面五  
拾圓四分ノ一ヲ拂込シ大正十年十二月十日會社設立  
及發起人總會ヲ開キ發起人各自ノ株式引受額  
定款、會社設立賞其他ノ事項ヲ決定シ取締役  
ニ林幾太郎、川上常郎、中川健藏、大淵三樹、倉  
知鐵吉、佐々木藤太郎ノ六名ヲ監査役ニ人見次郎  
荒井恭治ノ二名ヲ選任シ會社ヲ代表スヘキ取締  
役ヲ倉知鐵吉ニ決定セリ

大正十年十二月十三日重役會ヲ開キ取締役互選  
ノ結果社長ニ倉知鐵吉、専務取締役ニ大淵三  
樹、佐々木藤太郎ノ二名ヲ選任セリ

大正十一年一月二十日本社ヲ奉天琴平町十五  
番地ニ設置シ一月二十五日奉天總領事館ニ  
於テ設立登記ヲ完了セリ



## 第二事業、現況及將來、計画

### 一總説

本社ハ滿蒙ニ於ケル土地経営ト在滿華人、經濟的援助ト其、使命トシ土地、開發改良ニ依リテ農産物ノ増殖ヲ計リ各種産業業、基礎ヲ造成シ以テ日支經濟共存ノ理ヲ順應シ他面其、豊富ニシテ低廉ナル生産物ヲ移シテ我國ノ食料問題ヲ調節シ進ニテ工業原料ヲ供給センゴトヲ目的トシ設立以來次第ニ掲キル各種事業ニ着手シ其目的ノ遂行ニ努力シツ、アリト雖モ支那ノ政情依然トシテ彼ノ如キノミナラス容年春季ヨリ夏季ニ渡ル奉直戰爭ノ影響乃至秋季以後ニ於ケル馬賊ノ出沒一層熾

烈トナリ且ニ十ハ條撤廢問題等、惡材料続出  
シ事業ノ遂行意ノ如クナラサルモノアリ加ニ本社ノ  
事業ニ直接關係ヲヤ日支二十ハ條條約ニ屬  
スル滿洲土地商租權及蒙古土地合采問題未  
ク解決ニ至ラスヤカ爲ニ事業經營ニ関レ当事  
者ノ精神上ノ苦痛ト本社ノ物質上ノ損失甚  
クナラサルモノアルハ甚ク遺憾トスル處ナルモ重役  
及從事員ハ幸ニ常ニ共同一致シテ本社ノ目的  
ノ爲ニ極力盡碎シ比較的良好ノ成績ヲ舉  
ゲテアリト信ス

## ニ土地ノ取得

本社事業ノ基本ハ主トシテ土地ノ經營ナルカ故  
ニ東拓、滿鉄及蒙古產業公司カ從來投資

セル土地ヲ引受クルト共ニ二面事情ノ許スル範圍  
ニ於テ土地ノ買収ヲ存スコト、セリ

東拓及滿鉄ノ出資土地ニ對シテハ會社設立  
後直ニ監督官廳及關係者ヨリ成ル土地評價  
委員ヲ定メ土地ノ實地踏査ヲ行ヒ更ニ本社  
重役其ノ他ノ關係者ニ依リ成リタル評價委員  
會ヲ東京事務所ニ開キ其ノ評價額ヲ議決  
シ大正十一年四月二十日ニ土地授受ノ綱領ヲ決定  
セリ

(一) 滿鉄關係

滿鉄會社カ從來勝弘貞次郎外四名ノ土地ニ投  
資セルモノヲ本人ノ承諾ヲ得テ評價額ニ依リ四  
名今ハ既ニ引継ヲ了シ西宮房次郎關係ノ元近ク

引継キ得ヘキ豫定ナリ

土地引受一覽表

引継	氏名	所在地	水田	畑	荒地	計	價格
大正十四年七月十四日	勝弘 貞次郎	嶺山縣 丁家密棚 廣家店 法庫縣 女控子 新民縣 趙家套 陽陽縣 京空堡					
六月十日	小計	嶺山縣 雙山縣 新民縣 西公太堡	二六〇〇	七四三七	三九〇八	一五〇五三八	四二七五〇
六月十日	佐々木	阜新縣 金海殿			三〇〇〇	三〇〇〇	四五〇〇
六月十日	大木修造	雙山縣 新民縣		五一九四	三〇〇九	八二〇三	四八二八〇
六月十日	原範太郎	新民縣 西公太堡	二六〇〇	二一九〇	一〇五六	三八九〇	二八九八〇
六月十日	計		二六〇〇	七四三七	三九〇八	一五〇五三八	四二七五〇
六月十日	小計		二八七五	一六八五	一五九九	六〇一九九	二二七四二

4 2704

		近見 後見 上、下	西宮 房次郎	菅陽縣 吳家荒	北陳家荒	陳家荒	鉄峯縣 苑家高棚	蓋平縣 三島 鳴川 下土台	菅口縣	四四九 四四七 四九三 四九一
合計	計									
五八七七	三〇〇三		一〇九四							
四〇二二	三三三			五七二						
二二八四	三三三				九三七					
八五二	四七五			一四八						
四七五	二〇八			七二						
三〇七	一七〇									
七五	一七〇									
三〇七	一七〇									
七五	一七〇									
三〇七	一七〇									
七五	一七〇									

(二) 東拓関係

東拓ヨリ引受タル蒙古土地ハ通遼縣及東西扎魯特旗ニ亘リ而シテ<sup>供空</sup>八万六千町歩餘アリ其面積廣大ニシテ投資金額モ亦巨額ニ達シセカ利用如何ハ

本社ノ營業成績ニ大ナル影響ヲ及ボスモ其ノ大部  
 分ハ荒蕪地ニシテ未ダ耕作スルヲ得サルノミナラス  
 引受地中峯岡係ノ分ハ別項記載セルカ如ク目  
 下紛騷中ニ居ル利用ノ時機豫測シ難キ事情  
 ニアリ一方残余土地ノ利用ニ付テハ時機ヲ見テ支那  
 側ト圓滿ナル交渉ヲ遂ケセカ利用ニ支障ナカラ  
 シムルト同時ニ土地ノ調査ヲ為シ本土土地ノ開拓ニ著  
 手スル計畫ナリ

引受地一覽表

引受年月	氏名	所在地	畑地	荒地	計	價格
大正五年 七月七日	石川五郎	東部赤松 西札曾特旗	畝	六四八〇〇〇〇	六四八〇〇〇〇	六七七〇〇〇〇
十月十日	峯八十二	東西札曾特旗		七二九四二〇〇〇	七二九四二〇〇〇	七六八〇〇〇〇〇
十月十日	佐々江嘉吉	通達縣 錢家店	四七五六八二六	八七五五四	五六二九八〇	三二七九〇〇〇

計

四七五六八二六二三八六二五二四一四三三七五四〇七七五五〇〇

備考

一 土地代ハ引受ノ日ヨリ滿一ヶ年据置四ヶ年賦ニ支拂  
一 半土地ハ沙荒地ヲモ合ム

(三) 其ノ他ノ土地

土地取得ノ良否ハ社運ノ消長ニ多大ノ關係アルヲ以テ前記引受地ノ外資金ノ許スル範圍也ニ於テ土地買収ノ意向ナルモ土地商權<sup>地</sup>未タ確定ニ至ラズレテ日本人名義ニ依ル土地取得ハ殆ント不可能ナルカ故ニ支那人名義人ヲ利用シテ取得スルノ止ハチキ状態ナルト支那ノ政情混沌タル時ニ當リ萬事意ノ如クナラサルモノ一リタルニ拘ラス尤ニ

揚ケルカ如ク既ニ取得シタルモノ及ヒ買収著手中  
 ニレテ近ク確定シ得ヘキモノアルハ比較的良好ノ  
 成果ナリトス

買収土地一覽表

買収年月日	氏名	所在地	地目	面積	單價	價格
大正五年四月十五日	玉初民	新民縣陶太堡子	水田	三〇三〇	二五〇	七五七五
			荒地	二六一一	二〇〇	五二二〇
			雜地	二〇三〇	二〇〇	四〇六〇
		沙河子	畑	一六〇〇	二二〇	三五二〇
			荒地	五五三七	一七二四	九五四八
			雜地	一三三〇	一七二四	二二九三
		五道溝子	水田	二八四二	二八〇	一〇七五七
			宅地	一〇七〇	二五〇	四一七五



小計	大正十年 七月十日	大正十年 九月一日	小計	大正十年 七月十日	大正十年 九月一日	小計	大正十年 七月十日	大正十年 九月一日
	利興公司	利興公司		朴基芬	朴基芬			
	新民縣 孤家子	法庫縣 權子洞						
	荒地	荒地		水田	荒地		荒地	荒地
二二六八七〇七	八〇三八	三一九六三	九〇七〇	七三〇	五〇〇	一五七七九一	二一七九〇	二〇〇〇
九三六		七五五二一	三五〇〇	三三四七	二〇〇〇		二〇〇〇	二〇〇〇
二一七五二五		二一五三九五	三三九九〇	三八四〇	六〇〇〇	五四七〇〇〇	四三五八〇〇	五三四〇〇



合計	小計	〃	〃	大正五年 七月	小計	〃	〃	大正五年 七月	小計	〃	〃
	趙書敏		胡維瑛	魏回忠				張新甫			
	柳河縣 大牛溝		瀋陽縣 也什牛錄	瀋陽縣 新納木禪				瀋陽縣 陳家荒			
	水田 畑地	水田	水田	水田	水田	畑地	水田	水田	荒地	下 畑地	
九七、五九六六〇	八四九九〇	三五〇〇〇	四九九九〇	三〇〇〇〇	五九二九五	五〇〇〇〇	二五〇〇〇	四六二一六五	一六二一六六	八〇〇〇〇	
		三〇〇〇〇	三五〇〇〇	二四六二		二八〇〇〇	三六〇〇〇		四〇六	六〇八	
二四〇四九三三	九八八七六〇	一〇、五〇〇〇	一七四九六五〇	七三、三〇〇〇	一九、三〇八五〇	八七、三八八五〇	九〇、〇〇〇〇	六一七六五五	六五、五〇〇〇	四八、六五〇〇	

備考

一水田豫定地トシテ大孤山地方貳千八百町步  
中二千四拾町ハ既ニ買収シ殘餘ノ土地ハ近ク確  
定スヘク又柳河縣地方約二百町步目下  
買収中ニ屬ス

ニ利興公司ハ支那側有力者ト提携シ合  
并組織トシテ資本金ハ四拾萬圓ニシテ現  
今約二十一万餘圓ヲ支出セリセニ十二年  
度初ニ於テ連接地ヲ若干買収シ十二  
年度ニ開拓シ幾分ノ水田及畑地トシテ  
經營スル豫定ナリ

2800 | 2,400.00  
2000  
800

三、事務所及農場

名稱

所在地

東京事務所

東京市麹町區有樂町三三

通遼事務所

通遼縣白音太來

吳家荒農場

瀋陽縣吳家荒

公太堡農場

新民縣西公太堡

東山農場

柳河縣大牛溝

大孤山農場

莊河縣大孤山

利興公司農場

法庫縣罐子洞

公濟綿農場

通遼縣哈拉火燒

哈爾濱農場

通遼縣哈爾濱宮子

錢家店農場

遼寧省通遼縣錢家店

大末農場

遼寧省雙山縣衙門屯

蒙古產業公司

東部蒙古巴林王旗下大板山

錢峯牧場

錢峯附屬地

備考

右內大孤山利興公司農場，近，開設，  
豫定，東山吳家荒農場，八都台，依，本  
年度，八委，任，經營，卜，不

# 四 農業經營

## 一 東山農場

本農場ハ奉天、東方約四百五十支里奉天省柳河縣大牛溝ニアリテ總面積三百三十四町步餘ナリ以昨年十月ニ買收セシモノ百四拾一町步本年五月ニ買收セシモノ百九十三町步餘ニシテ未ダ独立農場トシテ事務所ヲ設置スルニ至ラズ本年ハ西安縣電燈公司總辦ニシテ本農場ノ名義人名趙書綬ニ委任經營セシメタリ。

ハ作料ハ地主四分ハ作人六分ニシテ本社、收得トナルハハ作料ノ六分ニシテ趙書綬、收得ハ四分ナリ然レテ新規開墾セシ水田對シテモ同様、弊ハ作料ナリ。

今地方ハ本年作付以來降雨少ク爲ニ一般ニ水田ハ用水欠乏シ居ルモ大牛溝ノ水源ハ泉湧出シ水量豊富ナル爲ニ是





將來ハ今地ニ駐在口員ヲ置キ是等韓人ヲ監督スル傍ラ農  
事ノ指導改良ノ任ニ當ラレル豫定ナリ、

(二) 公太堡農場

本農場ハ奉天西方約十里ノ地ト異ニアリテ新民縣公太堡子、  
諾木彈、五道溝子、沙河子、陶太堡子、趙家屯、各所ヲ抱  
括シ昨年滿鐵ヨリ引受ケタル土地三百四十町歩買收地二百  
九十二町歩(内本年年度買收地百四十三町歩)合計六百三十四  
町歩(前年度ハ五百町歩)ヲ一農場トシ昨春公太堡農場  
事務所ヲ設置シ日方人一名、韓人三名ヲ管理人ニ置キ農事  
上諸般ノ指導管理行ハレシメ、韓人小作人百五十戸(前年  
度ハ九十七戸)人口六百四十人(前年度ハ四百四十人)ニ收容ス  
ル作ハ原則トシテ、分益耕半トシ土地ノ等級ヲ答納シテ四六  
又ハ三七トシ新規開墾ノモノニ對シテハ二、八又ハ三七ノ割合ナリ

本年度ハ作付以来氣象状態良好ト新シ得ズルモ耕種上  
ニ注意ヲ拂ヒシヨリ稲ノ生育順調ニ進ミシツァー今後天候  
異変モニ於テハ優秀ナル成績ヲ獲得シ得ラルベシ

本年度水稻作付面積三八〇畝ニシテ本社ハ作料收  
納豫想高四〇〇〇畝石ノ見込ナリ畑作ハ高粱、大豆、陸稻、稗  
ノ四種ニシテ作付面積七〇畝余ニシテ三百余石ナリ

尚本農場ニ對シテハ附近水田地ヲ買收シテ面積増加ヲ圖  
ルト共ニ耕地整理ヲ行ヒテ現在ノ荒地ヲ開田利用シ採種田  
ヲ設置シ種子ノ更新ヲ計画シ試作田、模範田ヲ設ケ其  
他技術上ノ指導ヲ督勵ニ努ムル等着々其ノ歩ヲ進メナリ  
本年度總收入金ハ四万五千二百三十二円九十七銭又支出金ハ四万五千  
六百六十九円九十二銭差引利益金二万九千四百五十三円〇五銭

ヲ得ラルル見込ナリ

### 曰吳家荒農場

本農場ハ本年度、新設ニテ當社農場中最モ近く奉天ノ西方約六里瀋陽縣吳家荒、北陳家荒、南陳家荒、溫家荒、顧家荒、也計牛、泉、靜安堡、各所ヲ抱括シ満鉄ヨリ引受地十六町歩、新規買收地四百ニ町歩合計四百十八町歩餘ヲ一農場トシ經營スルコトナルモ土地買收名義人が支那官憲ヲ心ルル關係上未ダ農場事務所ヲ開設セル運ニ至ラズ今年ハ本社ヨリ直接監督シ居レリ本農場ハ韓人ハ作人百戸人口四百五十人ヲ收容シ水田ハ原則トシテ益拆半ハ作ルモ土地ノ等級ニヨリ四、六、モ、アリ畑作ノ定額金銀ハ作トシテ支那人ニ耕作セシメタリ本年、作況ハ公太係農場同様生育順調ニ進ミツアルニヨリ優良ナル成績ヲ譽ルガ得ラ

ル見込ナリ本年年度水田作付面積ニニ五町ニ反余小作料  
豫想收量ニ九三。余石ニシテ畑作付面積四五町七反是  
類小作料金小洋ニ三八三元ナリ

尚本農場ハ近ク満鉄ヨリ引受名二百五十餘町歩ノ水田ヲ  
併セテ経営スル外更ニ附近水田ヲ買收シテ面積ノ増加ヲ  
圖リ耕地整理其他農事ノ改良ニ努力シ奉天ニ西方ニ  
於ケル模範的農場タラシメントス。

(四) 丁家窩村ハ二個所

満鉄ヨリ引受ケル

盤山縣下家窩棚

一九九町七六八

全 廿五畝甸

二〇九町九五二

法庫縣母坨子

一〇八町六九六

ハ熟シモ單独農場トシテハ面積地味交通等關係上甚難

値近シキヨリ支那人ニ定額金紙ハ作ニ附セリ

本年度ハ小作料ハ前年同様ニシテ在リ如シ

丁家窩棚

小洋票

八〇元

茗家甸

小洋票

二〇元

母坨子

小洋票

三八元

計

一五八元

(五) 公濟號農場

本農場ハ本春本社ニ於テ買收シタルモノニシテ白音他

拉東南六里ノ地点ニ在リ既成水田三百六十町歩畑地

千三百二十町歩荒地八百六十町歩計二千七百六十町歩

一農場トシ農場事務所ヲ設置シ日本ハ三名支那人ハ

百十戸人口四百人ヲ收容シ水田小作ハ四六ノ分益法トセリ

本年ハ播種後稀有ノ旱魃ニシテ水源名清河ハ流水

殆ンド總工灌溉不可能トナリ約九十町歩ヲ除ク外ハ枯死  
ヲ惧ル今後濕雨ナキニ於テハ收穫皆無トナルニ至ルベシ  
畑地ハ支那人ノ作ニ附シ生育可良ナルヲ以テ相當成績ヲ擧  
ゲ得ル見込ナリ

本農場ハ耕作傍ヲ牧羊ヲ營ミ「メリノ」種ト蒙古羊  
トノ雜交改良種ヲ企劃シツクアリ

本農場水田ノ對策ニ就テハ其命脈タル河川ノ水量ヲ  
更ニ調査シ以テ將來ノ方針ヲ定ムル必要アリ自下水利局  
ニ交渉シ遼河本流ヨリ導水計畫中ニシテ水溝試掘ノ結  
果ハ導水可能ナル事ヲ確認シ得タリ更ニ今秋減水期ニ於  
テ導水可能量ヲ確定シタル上本水路堰數處ヲ豫定ナリ  
尚從來ノ經驗ニヨリ清河ノ水量ハ七月中旬ニ至レバ忽チ増加シ  
テ數百町歩ノ水田ヲ灌溉スルニ足ルヲ以テ此ヲ特異ヲ考慮

シ大體乾畚法ヲ採用スベシ

(六) 哈番農場

本農場ハ白音他拉ノ西南十二里、地長ニリ、本春買收セル  
モノニシテ、既成水田百十町歩、荒地五百七十町歩、計六百  
八十町歩ヲ一農場トシ、事務所開設シ、日本人一名、鮮  
人四名、支那人二名ヲ置キ、諸般ノ指導管理ニ當リ、  
人ハ作人四十九戸、人口二百十人ヲ收養シ、四六分益ニ  
作況ハ公濟號農場同様、稀有ノ旱魃ニ遭キ、雨水涸渴  
シ、全田ニ龜裂ヲ生レ、遂ニ稻苗枯死スル、慘状ヲ呈セル  
本農場ノ對策ニ就テハ、公濟號農場全採水田ノ生命ヲ  
ル水源ヲ調査ラ、遂ゲタル上、將來ノ計劃ヲ樹立セ、トシ、目下  
水利局ヨリテ、遼河導水工事促進中ニテリ。

(七) 錢家店農場

本農場ハ作年十月東拓會社ヨリ引受タル土地ニシテ、當分  
從來ノ經營方法ヲ踏襲シ在来作物ノ栽培ニ從事スルモ  
漸次有利ノ經營法ヲ施行セントス。既登畑地面積二千九百  
二十町步ニシテ、小作支那人收容數百九十四戸アリ。

本年ノ作況ハ可良ニシテ、半年作收ト穫ヲ得ラル見込ナリ。

### ハ 大来農場

本農場、鄭家屯、北方ヨリ巨ルニテ、里双山縣、衛門屯ニ在リ、實測  
面積四百九十三町步、畑地三百五十二町步、荒地百八十町ニシテ、尚  
餘ヨリ引受地ノ一ニ屬ス。

本地ノ經營ハ前年ト全様約一方地ヲ自作シ約十方地ヲ地方  
支那人ノ小作ニ附シ、高粱、粟、大豆、玉蜀黍等ヲ栽培セリ。  
本年ハ作況良好ニシテ、相當ノ收穫ヲ望ミ得タルノ昨年度



ハ、昨年爲金四千余円ノ損失ヲ招キタレモ本年度ハ極メテ

小額ノ損失ニ止レ可キ見込ナリ

本農場ハ平年作ヲ收ムモ收支相償ハザル状態ニ在リ以テ其増收ヲ圖ル爲メ牛畜ノ繁殖ヲ企劃シツツアルモ未ダ成績ノ見ルベキモノナシ

### 九、利興公司農場

本農場ハ京奉線新民屯ノ北方約三十里法庫縣籮子洞ニアリテ面積一々八百町歩支那樹有カ者ト提携シ合テ組織シヨリテ經營セントスルモノナリ 本郷ハ鐵石水田トナレ得ル見込アルモ大体排水施設ヲ施シ畑地トシテ經營セントスル目的ヲ以テ事業ニ着手シ豫長ナリシガ對テ二十一個條問題、排水<sup>排水</sup>、高潮<sup>高潮</sup>等ノ影響ヲ受ケテ又利官害ノ完全ニ諒解ヲ見ル

ニ至ラザル為事業、開始困難トナリ止ムナク在来ノ畑地約五  
百七十五垧地五畝（一畝、三四五三〇）ノ畑地ヲ附近支那人  
ニ小作セシメタルノミ、從テ小作料モ亦僅カニ支那耕者百石餘  
ニ過ギズ末ダ利益ヲ見ルニ至ラズ  
本地ノ支那官憲、瞭解後工費約拾六万圓ヲ授ジテ排  
水ヲ行ヒ土地開拓ヲ期スル豫定ナリ。

### 五 農業金融

會社所有地ノ小作農及滿蒙ニ在住スル中山農  
保護ノ目的ヲ以テ融通シタル資金<sup>現共</sup>奉天附  
近ノ鮮農ニ對スル金融機關トシテ設立セシメ  
タル株式會社協濟公司出資一万三千九百  
六拾株指セ万四千五百圓會社ノ小作農貸付

四方三千園及安東、哈爾濱、北滿、海林、興京、撫順等、地方鮮農ニ貸付ハ九万壹千五百圓計、參指万九千圓ニ達シ豫期、貸出ヲ遂行スル能ハサルモ將來ニ於テ計畫、實行ニ努メントス其ノ成績ニ至リテハ<sup>前年度、成績ニ優スルモ相當シ。</sup>効果ヲ與テ得ルヲ信ス

## 六、附帶事業

### (一) 精米業

本社ハ量表ニ原口統太郎ヨリ水田引受ノ際、農場附屬物トシテ奉天宮嶋町ニ於テ同人力有セル精米所ヲ引受テ現存十馬力發動機壹台、精米機三台ヲ以テ畫

間作業ヲ一日籾、日本糶三十二石、精米能  
カナリ

昨年度ハ創業初年度ニシテ農場収獲  
籾ハ貸付回収元利金ヲ合シ大約日本糶三  
千七百餘石ニ過キサラシモ將來本社農場  
ノ擴張ト共ニ精米所モ漸次擴張セサルヲ  
得サルニ至ルヘク目下講究中ニ屬ス

②牧畜業

蒙古産業公司カ奥地ヨリ趕出シタル牛ハ一度  
本社ノ手ヲ経テ冷蔵會社ニ押出サル、モノニシテ  
此間ニ立分受渡ニ関スル諸種ノ事務ヲ掌リ、又  
一部、生牛肥臘ヲ施行セシカ厚メ錢込牧場

ヲ設置シ容幸来營業ヲ爲シツ、アリ  
 大来農場ヲシテ有利ナル採算上ニ立タシメ  
 シカ爲土地並ニ農産物利用ノ意味ヲ併セ  
 兼テ牛畜ノ繁殖ヲ企畫シ現在牝牛約  
 式百頭ヲ收容セリ元来蒙古牛ハ肉牛トシテ  
 相當價値大ナルモ朝鮮牛或ハ日本牛等ニ  
 比シ及サルカ故ニ此種ノ肉用牛ヲ得ル目的ヲ以  
 テ北朝鮮牝牛四頭ヲ輸メシテ蒙古牝牛ニ配シ  
 其ノ雜種ヲ生産シテ漸次土ヲ固定種タラシメ  
 ントス

蒙古産業公司

(一) 沿革

舊蒙古產業公司ハ荒井恭昭氏等、主唱ニ依リ  
蒙古產業ノ開發ヲ目的トシテ巴林王札噶ト合弁  
ノ形式ヲ以テ組合組織トシ大正八年十一月創立  
委員會ヲ開キ組合規約ヲ定メ委員薄益三  
片谷傳造、西氏北京ニ於テ巴林王ト會見ノ上ニ  
切ノ契約ヲ締結シ大正九年一月東京ニ總會ヲ  
開キ二月資本金四百五十萬千六百六十七円ノ拂込  
ヲ爲シ同日常務理事薄益三氏現業委員ヲ  
率ヒテ入蒙シ巴林旗大板上ヲ本部トシ鄭家屯  
林西烏丹城開魯白音太來ニ支店出張一所ヲ  
設ケ農林業及附隨工業、牧畜貿易業等ヲ開  
張シタルモ土地利用、事業ハ時期尚早可ナラサルモノ

ヨリ漸進主義ヲ採ルコト、シテ專ラ貿易業ニ力  
ヲ注キタルモ綿絲布ノ暴落、爲替相場ノ變動  
等、爲ノ事業不振ニ陥リ起テ十年度モ黙界  
不振ノ影響言フ度キテ金融逼迫シ爲ニ各般ノ事  
業見送ノ状態ニ至キ至、タル際本社創立ノ議  
アリ大正十年六月勸業會社並舊產業公司代表  
トノ間ニ豫備契約ヲ締結シ大正十一年五月一日愈  
々合同ノ協定成立シ今日ニ至レリ從テ舊蒙古  
產業公司ハ完全ニ本社ニ合同セラレ本社ト合體  
シテ存在スルモノニ非サルモセトク稱號ハ對蒙古  
關係上便宜從前通り北蒙古產業公司ト稱ス

(二) 事業ノ概況

農業 大巴林旗内永代使用地貳万八千町歩

ニ對シテハ旗民ニ對スル政策上本年度尙事業

差控ノ必要アリ高角齋農場ニ於テハ本年度

耕作面積百五十町歩ニシテ專ラ小作ニ依リ經營

ノ方針ナリシモ從來ノ小作人退去シ新規募集

セシモ希望者ナリ遂ニ植付時期ヲ失シタリ尤モ此

ノ地方昨年同様ノ旱魃ニシテ假令植付タリトス

ルモ枯死ノ状態ニ至ルヘキハ明クナリ

牧畜 牛五百三十五頭及緬羊志千五百頭ヲ購入

シセテ蒙古人、支那人ニ委託放牧シテ其ノ成云月

ヲ計ルト共ニ黑山頭飼羊場ニ於テハ蒙古牝羊

ニメリノ種牝羊ヲ配シ雜種ノ生産ニ努メン



ト計畫シタルモ後説居住問題發生以來日本  
 人關係ノ蒙古人カ一般ニ官憲ノ壓迫ヲ受ケツ、  
 アルヲ以テ豫定ノ通リ進行シ得サル狀況ニアリ  
 貿易 蒙古ノ現状ハ猶經濟事情勿雜ニシテ  
 從ツテ農牧業ヲ行ハントスルモノハ必ズ貿易業ヲ  
 兼營スルノ必要アリ公司ハ生牛、羊毛等ノ畜産物  
 其他有利ナル蒙古物資ノ買付ヲ爲シテヲ滿洲  
 及日本内地ノ市場ニ搬出セントスル一方蒙古人ノ  
 需要スル諸雜貨ヲ賣込マントス  
 生牛ニ関シテハ本羊年度取扱豫定數約六千頭  
 ニシテ現在約老千五百頭ノ買付ヲ了シ釋出ノ途  
 次ニテリト等ハ一切滿蒙冷蔵株式會社ニ賣込  
 ニ度令スルモノナリ羊毛取扱ハ本羊年度ヨリ新ニ

剛強スルモノニシテ價格引合次第満蒙毛織株式會社ニ一手供給セントス

釀造 東生度ノ屋號ヲ以テ林西ニ小麩子

(粟)ヲ原料トスル燒酒製造業ヲ營ミ一日四百斤ノ生産能力ヲ有スルモ昨年度米引續キ凶作ノ結果原料品ノ騰貴購買力ノ減少等ノ結果事業経営ニ困難ニ拘ラス手持原料課稅等ノ關係損失ヲ覺悟シテ操業セサルハカラサル狀況ニ陥リ苦心シツ、アリ

林業 農牧業ト共ニ林業ニ着キセシモ用地ニ天候季節等ノ關係上大規模ニ計畫スルヲ得ズ現在六千坪ノ苗圃ヲ設テ白楊・赤松・唐松其他ノ播種ヲナシ柳条三万九千本ヲ挿穂セリ

三 收支計算

事業ノ概要ニ於テ記載セル如ク各種事業共  
ニ四圍ノ事情好マシカラズ為ニ極力縮小方針ヲ採  
リ経費ノ節約ヲ断行シツ、アルヲ以テ昨年度ノ  
如ク五万九千七百九十六圓七十九銭ノ缺損ハ未タサ  
サル可キニ猶或程度ノ損失ハ避ケ難キ見込ナリ

四 将来ノ計画

現在ニ於ケル蒙古産業公司ノ状況ハ排日熱ニ依  
ル最住不安定土地利用ノ困難等ヲ為ノ事業  
経営ノ意思ノ如クナラズ加アルニ昨年度来ノ凶作ハ農  
業ヲシテ経営困難ニ陥ラシメ製炭造原料ヲ騰貴  
セシメ地方民ノ購買力ヲ減少スル等一トシテ悲觀材  
料タラサルハナキ狀況ヲ呈シタルヲ以テ各種方面極

度、縮少方針ヲ採リ現在ニ及ヒ居ルニモ將來四圍  
狀況順調ニ立テ向ヘハ

一 綿羊、改良蕃殖並ニ羊毛ノ輸出

二 牛馬、蕃殖並ニ輸出

三 農林業、經營其他土地利用

四 其他特產物産ノ賣買

等ハ蒙古産業開發ノ見地ヨリ觀ルニモ將又日本内地  
地需要ノ状態ヨリ論スルニモ極メテ有意義ナル  
事ニ屬シ之ニ向ッテ成果ヲ齎ルサンコトヲ期ス

(五) 公司撤退問題

本件ハ客年七月公司閉業ニ爲シ曰吏人一行數十  
名馬車數十輛ヲ聯テ大興入蒙、際携行ニ  
必要量ノ什器現金ヲ捨テモ奉直關係ニ應ジ

悪化シツ、アル機會トテ李剛魯縣知事ハ銃器ト  
巨額ノ現銀ヲ輸送シタルモノト臆測熱河都統ニ  
報告シタルニ其因ニ其後吏員ノ出張調査ニ依リ  
銃器輸送ノ疑團ハ氷釋セシモ剛魯ニ於ケル土地問  
題紛争ノ折柄トテ對日本人トノ交渉問題ノ發生  
ヲ危懼シ此機會ヲ利用シ蒙古地帯ニ邦人ノ  
勢力ヲ驅逐スヘク種々、画策ヲ運ラシ赤峯交  
渉局長ヨリ我カ北條領事ニ對シ蒙古産業業  
公司ノ巴林旗ニ於ケル施設ハ瞭カニ通商條約違反  
及ナリト指摘シ同時ニ該地方ハ匪賊ノ出没常ナ  
ク万一不測ノ事變アル保護困難ニ付キ速カニ撤退  
スヘキ様交渉アリタルモ爾後有耶無耶、裡ニ推  
移シタル然ルニ本年三月熱河ヨリ黃交渉員巴林

ニ来リ巴林衙門ニ對シ在大板上日本人退去ヲ嚴命  
セシ為メ支那官憲心ヲ恐ル、蒙古役人ハ戰々競ムトシ  
テ之ニ盲從シ臆面モナク北首領ノ要求ヲ為シタルモ元  
末斯、如キハ支那官憲心ノ壓迫ニ餘儀ナクセラレタ  
ル處ニシテ現在ニ在リテハ何等ノ支障ナク依然事業  
ヲ經營ミツ、アルモ本件、如キハ就レ交渉問題トシテ  
具體化スルモノナラン

### 九、學校病院

滿洲ニ在住スル朝鮮人農家ハ多ク交通不便ナル  
山間僻村ニ居住スルヲ以テ就レモ教育衛生ノ便宜  
ヲ有セス兒童ノ訓育及衛生上甚タシキ不便不利  
ヲ痛感ミツ、アリ依ツテ本社、小作人及本社ニ関  
係多キ韓人ニ對シ教育保健ノ施設ヲ為シ以テ生

活上ノ安定ヲ期ハントスル方針ノ下ニ公太堡、公濟  
郷、哈番、各農場ニ學校ヲ設立シ、鮮人兒童  
ヲ教育シ、又保健ノ施設トシテハ公太堡ニ  
醫師ヲ駐在セシメ、公濟郷及哈番ニ各急救箱  
ヲ備エ、外必要ニ應ジ、社費ヲ以テ朝鮮總督府  
派遺白音太來駐在醫官ヲシテ出張診療ヲ爲  
サシメ、又、其他蒙古大板上ニハ病院ヲ設クル等  
夫々教育保健ノ實ヲ舉ゲ、ツナルモ將來漸次充實  
セントス、今各學校生徒數及診療患者ノ數ヲ  
擧ケ、トハ左ノ如シ

公太堡 生徒數 八十名

公濟郷 四十名

哈 番 三十名

産業公司 生徒教 二十名

蒙古産業公司林西醫院十二年五月分患者月

報ニ依レハ

人種別	男	女	計	摘要
日本人	五人	一	五人	
蒙古人	四七七人	三四三人	八二〇人	
支那人	三〇八人	一二三人	四三一人	
其他 外国人	二人	一	三人	
計	七九二人	四六六人	一二五八人	

備考

患者、過半数は花柳病ニシテ神經眼  
病等相次ぐ



# 九 收支計算

本社拂込資本金五百萬圓ニシテ勘定ハ金本位トスルモ事業地ハ滿洲各地ノ僻隘ノ地ト東部券店ノ数々所ニ点在スルカ故ニ之等事業地ノ日常ノ經費ハ大洋錢、奉天票、熱河票等ヲ使用スルノ状態ナルカ由來銀相場ハ日々變動アリテ折道ニ通曉セサレハ不慮ノ損失ヲ来タシ折角事業ニ成功スルモ金銀較差ニ於テ欠損ヲ招クノ憂アリテ之カ取扱ハ當事者ノ最モ苦心ノ存スル所ナリ蒙古產業公司ハ遠ク東部券店ニ事業地ヲ有レ交通不便ナルト相當次員金ヲ投シ其ノ成績ノ良否ハ直ニ本社ノ經理ニ影響著スルヲ以テ担当者ニ責任觀念ヲ重シレムル為特別會計トシ

其ノ他ノ經理事務ハ總テ本社集會中ニ義ヲ執リ  
居レリ

大正十一年度ノ損益計算書凡ノ如シ

一金七拾四萬九千九百六拾九圓四拾六錢也 当期總益金

一金參拾八分五千五百六拾九圓五錢也 当期總損金

差引金參萬五千六千四百參拾八錢也 当期純益金

利益金ニ處分凡ノ如シ

一金參拾五萬六千四百圓參拾八錢也 当期純益金

内譯

金壹萬八千圓

法定積立金

金貳萬參千圓

建物其積立金

金四萬參千七百四拾圓八拾參錢

創立資價却金

金壹萬八千圓

役員噴員共金  
及  
金

金貳拾參萬貳千圓

株主配當金

(株主配當金)

金貳萬陸千六百五拾九圓五拾五錢後期繰越金

大正十二年六月末日資産負債ノ主ナル如ク

次頁産ノ部

一五〇〇〇〇〇〇〇〇月

拂込未済株金

二八五四一三一

地所

二八六七五〇

有價證券

七〇九二八〇

貸付金

一五六二〇〇〇〇

定期預金

二七〇〇〇〇〇

通知預金

一〇六二五六

當座預金

五七八九三回

做拂金

五九七五八二

産業公社勘定

九〇一三〇月

七九四九六

二一六四三七

二二五三七九九六

負債ノ部

二〇〇〇、〇〇〇、〇〇月

一八六九〇〇

一九八八〇〇〇

二六五二八

一四、二五六八

二六、三三七九九六

對洋勘定

諸経費

其ノ他

計

株金

假受金

未拂金

諸收入金

其ノ他

計



大華洋行公司土地標爭問題

本件土地ハ大正十一年十月二十日東拓ヨリ引継  
前後各義人馬長英ト関魯魯商務會長トノ  
間ニ地方問題ニ関シ意見ノ衝突ヲ来シシ公司  
ノ内情外資輸入ノ事實曝露セラレ該縣知  
事ヨリ國土盜賣ノ罪名ニテ、熱河高等審判  
處ニ告發セラレタル結果同年十一月二十七日奉  
天省長公署通令第七四〇號熱河都統署  
ノ通牒ニ依リ公署土地ヲ沒收シ各義人ヲ逮  
捕スヘキ命令ニ奉命セラレタルヲ以テ再東關係官  
署若其ノ他各方面ニ對シ極力探消運動ヲ繼續  
シ居リレカ最近各義人自ラ該審判處ニ出頭  
報告シテ北京大理院及司法部等ニ電請

シタル結果証拠不充分ニ付更ニテ承德縣第一  
審ニ附シ公平ニ再審スルニ付指令ニ接シ目下  
對必不中ニ屬スルニ大體ニ對テ有利ノ形執力ニ向ヒ  
ツ、アルヲ以テ不遠圖滿ニ解決スルニ見込ナリ

## 大將來ノ計畫

會社現有土地及近ク買收確定スル豫定地ノ總  
面積ハ滿洲内一五七八町餘東部蒙古七六七・五  
五町餘蒙古產業公司以二八四六八町餘計二九〇〇  
八町餘ニシテ目下利用面積ハ水田約一七〇〇町歩  
畑地約四八九六町ニシテ總面積ニ對シテ利用歩合  
ハ約二十分の一ニ過キス殘餘土地ノ大部分ハ荒蕪  
地トシテ大正十六年度迄ニハ水田好適地トシテ新規

買収はハキ豫定ノ多ク加ハ漸次開拓シ米田復面積  
八千町炭畑地可耕地約七萬町歩ヲ得ントスルコ  
アリ而シテ粉ノ生産増加ト共ニ自産精米所ノ擴  
張ヲ計リ其ノ産米ヲ内地ニ供給シ米價ノ調節  
ニ寄與セントス

可耕面積増加ニ伴ヒ小作人收容力亦増大スルカ  
故ニ畑地ニハ支那人ノ利用ニシテ水田ニハ鮮人小作  
人ヲ收容ス一戸當り少許面積約二町五反歩トシ  
八千町歩ニ對シ三千二百戸ヲ要シ一戸平均四人五ト  
假定スレハ一萬四千餘人ヲ收容シ得ルニ至ルヘシ其他  
地方野農ヲ保護スル爲メに取得資金、農耕  
資金ハ會社小作農ニ貸付ノ令ト相俟ソシテ十萬  
圓乃至六七十萬圓ノ貸出ヲ爲メハク又是等野農

ノ安定ヲ爲ル爲ニ教育及保健ノ途ヲ講スル外各地ニ農業技術員ヲ派遣シ以テ斯道ノ改良ヲ展テ圖ラントス

蒙古ニ在リテハ綿羊改良種ノ増殖、羊毛ノ買付ヲ勵行シ生牛ノ搬出ハ滿蒙冷蔵會社トノ取引ヲ層々増シ豫定ノ一萬二千頭供給ヲ實現行ヒトス之ヲ供給ノ安全釋トシテ蒙古ニ在テ牧場ヲ經營シ又一面ニ農家ニ整地シテ其ノ生産ヲ固ルシ其地滿蒙ニ適スル農作物ノ改良普及等ハ滿蒙農事試驗場等ト相提携シテ之カ實現施ヲ期シ途ニテ農産物ノ原料トスル迄ニ事業業ノ方面ニ元其ノ手ヲ伸サントス



第三 滿蒙冷蔵株式會社

本會社ハ滿蒙産牛豚肉、野菜、果實等食糧品以外地輸送  
ヲ目的トシ東京府及滿鉄後援ノ下ニ大正十一年六月十七日大連ニ  
設置シタルモノニシテ資本金百萬元四分一ヲ拂込ニ本社株式  
貳萬株中一百二十四五百四十株ヲ引渡シ蒙古産業公司ニ於テ買  
付ケ名生牛米社ヲ經テ全部冷蔵會社ニ引渡ニコト、ナシ居レリ  
本會社ハ東京府市場協會、大坂、天滿市場組合ト賣買契  
約ヲシテ又下関彦島ニ罐詰工場ヲ有ス東京築地ニ於テ東  
京府諒解、下ニ約十二万圓ノ工費ヲテ冷蔵庫ヲ建設セリ  
而シテ本期中移出方ハ東京、大坂、横濱等ニ對シ牛ニ五六六  
頭豚ニ二九八頭其他鮮魚、野菜、果實等ヲ合シ其ノ金額  
三十一万餘圓ニシテ第一回決算ハ尤ノ如シ

第一回決算損益計算書

一金參拾四万四千七百參拾陸圓五拾九錢也

當期總利益金

一金參拾四万八千六百七拾九圓拾四錢五厘也

當期總損失金

差引金參千九百四拾七圓五拾五錢五厘也

當期純損失金

右、如、參千九百四十七圓餘、欠損、未、モ、ル、ハ、諸、遺、憾、ト、ス、ル

也、ト、モ、本、期、ハ、事、業、創、始、ニ、係、リ、諸、般、ノ、設、備、販、路、開、拓、

青、島、運、附、ニ、伴、リ、青、島、牛、ノ、見、越、輸、出、ヲ、リ、テ、荷、問、ノ、為、以、地、市

場、ノ、競、争、激、甚、ニ、シ、テ、市、價、低、落、著、シ、ク、因、由、ス、ル、ニ、シ、テ、今、又

青、島、罐、詰、工、場、ノ、有、利、經、營、成、算、ヲ、得、タ、ル、ト、鉄、炭、ニ、私、設

屠、殺、場、設、置、冷、藏、船、利、用、及、東、京、冷、藏、庫、竣、功、ニ、依、リ

弊、共、減、上、ノ、利、益、並、製、氷、設、備、ニ、從、ッ、テ、生、ス、ル、利、益、等、補、助

機、關、漸、次、改、善、セ、ラ、レ、取、引、上、ノ、經、験、ト、相、俟、ッ、テ、近、々、簿、期

ノ、目、的、ヲ、達、成、ス、ル、ニ、至、ル、ヲ、信、ズ、

# 第四株式會社協濟公司

本會社ハ奉天附近鮮農ニ對スル金融檢閲トシテ  
設立シタルモノニシテ大正十一年五月三日創業スル資本金  
百萬圓株式ニ萬株中本社ハ一万三千九百六十株ヲ引  
受ケ其他ノ株主ハ主トシテ鮮人ニシテ拂込ハ四分ノ一ナリ  
業務ハ農業金融ヲ主トシ倉庫業、精米業等ノ  
附帶事業ヲ營ム農業金融以下概況尤ノ如シ

前年度貸付額 一〇六、三〇〇

全回収未收額 六六、一六二

本年度貸付額 五、九四一

貸付耕地面積 五九、三〇六（一其他ハ約六反歩）

倉庫業ノ建坪一四、五拾貳坪ノ棟瓦造ヲ新築シ客  
年十一月十日ヨリ此業務ヲ開始シ米穀以下一般的高

品ヲモ格納スル方針ノ下ニ證券ヲ發行シ之ニ對スル金  
融ノ途ヲ固レリ

精米業ハ十五馬カミーターヲ据付ケ一日三十石ノ精白  
能力ヲ有スルニ概ノ集散狀況及天候等ノ為一日ヨリ  
現今迄僅ニ一千石ヲ精白シタルニ過キス

### 大正十一年度損益計算書

總收入金 一七五五七円

總支出金 一五九三七

差引利益金 一六二〇

本年度ハ事業初年度ニシテ營業期間八ヶ月ナ  
リシト諸準備整ハサリシ為成績不良ナリ

大正十二年度ニ於テハ前年度ノ事業ヲ漸次擴張シ中  
小農ノ幸福ヲ増進シ以テ所期ノ目的ヲ達成セントスルニ  
アリ

## 朝鮮總督府補助條件

一、本府ハ大正十一年度ニ於テ東洋拓殖株式會社本府ニ對シテ返納金ヲ限度トシテ東亞勸業株式會社ニ補助ス。

二、東亞勸業株式會社ハ申請書添付セル計劃ニ基キテ事業ヲ經營スル外現ニ朝鮮人ハ作セル土地ヲ高租セル爲メ資金トシテ相當金額ヲ支出スルコト。

三、東亞勸業株式會社ハ滿蒙ニ於ケル農耕又ハ土地改良爲資金ノ融通及技術上ノ援助ヲ與フルコト。

四、東亞勸業株式會社ハ其事業計劃ヲ變更シ又ハ新事業ヲ計劃セルトストキハ豫メ本府承認ヲ受クベシ。

五、以上外朝鮮總督府ニ於テ必要ニ認メテ指示スル事項ハ會社ノ目的ニ反セザル限リシテ遂行ヲ期スルコト。

六、毎年事業ノ成績ハシテ本府ニ報告スベシ。

七、本條件ニ違反スルトキハ補助ヲ停止シ若ク補助金ノ一部  
又ハ全部ヲ返納セシムルコトアルベシ

### 東亞勸業株式會社補助命令條件

一、其、社願書添付ノ計畫書ニ基キ速キ事業ヲ遂行スベシ

二、滿洲水田經營ニ對シテハ計畫書ノ土地改良設備外水利灌

漑ノ施設ヲナスベシ

三、ハ作鮮人ニ對シテハ計畫書ノ資金貸付、保健教育施設外

鮮人ノ永住營農ノ方法ヲ講ズベシ

四、ハ作鮮人ニ對シテハ耕作、植林、其他、副業ヲ獎勵シ生活ノ保全

ヲ期スベシ

五、牧畜經營ハ左ノ方法、下ニ企劃スベシ

イ、綿羊ノ改良増殖ヲ圖ルコト

ロ、牧場ノ漸次收草、栽培ヲナシ集約的利用ヲ行ヒ收容額

数、増加ヲ圖ルコト。

八 預托羊、分益法、適宜ノ契約ニ依ル、外生産羊毛ノ作成  
知人ノ買収ニ便スルコト

六 第二項及第五項ニ就テ、八十一年度中、事業計畫書ヲ作成  
シ當廳、許可、度スレ

七 決算期ニ付、事業ノ狀況、貸借對照表、收支決算財產  
目錄ヲ當廳ニ報告スベシ

八 營業期ニ付、九ノ事項ヲ當廳ニ報告スベシ

(一) 滿洲水田ノ反別、收穫高、小作鮮人員數

(二) 蒙古開墾地ノ反別、收穫高、小作人員數、牧羊ノ飼育數

羊毛ノ産額

(三) 小作鮮人ノ移動狀況

(四) 作幹人ノ保護救済

(五) 其、他参考トナルベキ事項

但シ之ニ關スル報告例ハ追テ之ヲ指示スベシ  
尤左、場合ニ於テハ豫メ當廳ノ許可ヲ受ケベシ

(一) 定款ヲ變更セルトスルトキ

(二) 會社、合併又ハ解散セルトスルトキ

(三) 事業ノ重大ナル新設計畫又ハ之ガ變更ヲナサハストスルトキ

(四) 社債ヲ募集シ又ハ多額ノ資金ヲ借入レルトスルトキ

十、當廳ハ必要ト認ムル場合ニ於テ所屬職員ヲシテ其、社ノ事業

及會計ヲ検査セシメ又ハ諸般ノ命令ヲ發シ指示ヲナスコトアルベシ

且本指令及本指令基キ發シタル命令指示ニ違反シタルトキハ補

助ヲ停止シシ若ハ既ニ交付シタル補助金、全部又ハ一部、返納シ

命令ナルコトアルベシ



認証願

孝天十間房第六正共式辨

商祖權者 金逸宣

孝天者遼陽縣十八鄉五正四所三家子

商祖權設正者 王永都

同 同 王 登 盛

同 同 王 聖 都

同 同 馬 東 霖

同 同 王 相 信

同 同 王 堯 明

同 同 王 國 英

右當事者間ニ於テ今般別紙ノ通リ証書ヲ受授シ

商租契約任候開辦認証祇下度當事者出頭  
上英改申請候也

大正拾貳年九月四日

右

商租權者 金 送

宣

商租權設定者 王 永

都

同 王 登

盛

同 王 聖

都

同 馬 東

霖

同 王 相

信

同 王 堯

明

同 王 國

英



在遼陽日本領事館

領事萩野義光殿

右認證又

大正拾貳年九月五日

在遼陽

領事萩野義光



### 土地高租契約書

中華民國人王永都王登王聖都馬景霖王相信王堯明王國英ト

日本國民朝鮮人金逸宣ト大正四年五月式拾五日

日支兩國間ニ締結セラレタル南滿洲及東部内蒙古

ニ属スル條約ニ基キ奉天省遼陽縣所在土地五千

畝ヲ商租スルニ付キ左ノ契約ヲ訂結ス

本契約書中相互ノ称呼ヲ簡易ナラシムル為メ

地至王永都外六名ヲ甲ト称シ高租人金逸宣

ヲ乙ト称ス

第一條 甲ハ自己所有ニ係ル左記表示ノ土地ヲ乙ニ

商租スル事ヲ約諾ス

第二條 乙ガ甲ヨリ商租スル土地ノ位置及反別境

界ハ左ノ如シ

一、位置

意陽縣三家子東南（執照参照）

一、反別

執照面記載、如ク合計五千百貳拾

八畝五分

一、境界

四面及執照ノ通り

第三條 甲乙間ニ於ケル土地商租期間ヲ契約ノ目ヨリ

起算シ滿貳拾九個年トシ期限滿了後乙ニ

於テ引續キ商租ノ必要アル時ハ其後ノ商

租料其他無料無條件ニテ契約ヲ續行

スルモノトス

第四條 貳拾九個年間ニ於ケル商租料金ハ奉天小

洋票拾萬圓<sup>（舊幣）</sup>ハ本契約成立ト同時

全料金ヲ甲ニ支拂ヒ商租後土地使用ニ関

シテハ水田其他農事經營共ニ所要家屋

建築等日支條約ノ範圍内ニ於テ凡テ乙ノ

自由トス

第五條 甲ハ本契約ノ成立ヲ證スル為メ高租地ノ

執照(地券)ヲ乙ニ提供シ甲ハ自由ニ之ヲ賣

却讓渡又ハ入質抵當トナスコトヲ得ス

第六條 高租地附近ニ居住スルモノ又ハ高租地附近ニ土

地ヲ所有スルモノニシテ道路ノ通行又ハ乙ノ事

業ヲ障碍スルモノアル時ハ甲ハ速カニ之ヲ平

穩ニ解決スベシ

第七條 渾河其他ノ河川ヨリ高租地ハ水田經營ニ必

要ナル灌溉用水ヲ供給スルハ甲ノ必任義

務ニシテ甲ハ務メテ速カニ水道築設ノ實現

ヲ圖ルモノトス

第八條 乙カ都合上本高租地ヲ他ニ轉租スル場合本  
契約ハ轉租ヲ承ケタル者ニ於テ之ヲ承継シ乙  
ト同一ノ權利義務ヲ享有スルモノトス

第九條 民國十三年四月一日以後本高租地ニ對スル

賦課稅捐ハ乙ニ於テ之ヲ負擔シ其以前ノ

賦課稅捐ハ全部甲ニ於テ負擔完納スベシ

第十條 土地ニ關スル日支條約カ將來改正追加又ハ

變更セラレタル時ハ本契約ハ同條約ニ準據ス

ルモノトス

右契約ハ双方熟議ノ上異議ナキヲ以テ契約書式通  
ヲ作成シ各自署名捺印ノ上在瀋陽日本領事館  
ノ認證ヲ經甲乙各一通ヲ保持シ後證トナス

大正  
中華民國拾貳年九月壹日

右

商祖人

金

逸

宣

地主

王

永

都

同

王

登

盛

同

王

聖

都

同

馬

東

縣

同

王

相

信

同

王

堯

明

同

王

國

英

英



## 土地高租合同

中華民國人王永都王登盛王聖都馬東霖王相信王堯明王國英其  
 日本國民朝鮮人全逸宣遵照大正四年五月廿拾  
 五日中日兩國締結關於南滿洲及東部內蒙古  
 條約規定高租坐落奉天省遼陽縣三家子土  
 地五千<sup>百畝</sup>因雙方同意立訂合同如左  
 本契約(合同)為簡便雙方之称呼起見以地

主為甲者以租主為乙者

第壹條甲者將自身祖遺茅式條所開列五千

<sup>百畝</sup>土地高租與乙者

第貳條乙者由甲者高租之土地其地位畝數四至

境界如左

一地位 奉天省遼陽縣三家子南

一畝 數 如執照面共合五斗或拾八畝五分

一四 至 如四面及執照面

第參條 於甲乙雙方土地商租期限由合同訂立

日起算數或拾九年為滿至于期滿後倘要

繼續商租時其以後之租價其外件事當

應甲者無料無條件續訂合同

第四條 或拾九年年間商租價定為奉票拾萬元正

(小洋票)乙者此合同訂立時如數交清共甲

者而高租之後乙在此地開拓稻田其他耕

種或蓋房等事於中日條約範圍內為

乙者自由

第五條 甲者為證明本合同之成立將商租地之地

照(執照)交付於乙者而不准甲者將土地

任意出賣讓與典當抵押等情

第六條 居住商租地附近者或於商租地附近占有土地者苟有阻害道路之通行或妨礙乙之經營事業之事甲者須用平穩之法解決之而免後患

第七條 由潭河其外河川往商租地開挖灌溉水溝是為甲之必任義務因此甲者務須急速企圖水溝築造之實行

第八條 乙者因事該商租地轉租之時承轉租者應繼續本合同享受其乙同一之義務權利

第九條 民國十三年四月以後之課賦捐稅當歸乙者負擔本合同規定以外之課賦捐稅應

其全部歸甲者負擔

第十條將來因土地之中日條約改正追加變更之

時此合同準據新約辦理

右開合同双方熟議之下各無異議而訂者也因此  
本合同製成二份各自簽名蓋章呈具遼陽日本  
領事館更其認證各執其一為證

合同文中如有難解之處即按日本文契約書

解釋

中華民國拾貳年九月壹日  
日本大正拾貳年九月壹日

右

同	地	租
王	主	主
登	王	金
盛	永	逸
盛	都	宜

同

王

聖

都



同

馬

康

霖



同

王

相

信



同

王

堯

明



同

王

國

英



契約

出立商租文均人王國英等七人因有公用將祖遺熟地各人  
各段計地伍仟壹佰貳拾捌畝五分計是落遠陽縣中八鄉三  
家子第五區四分所管界情處商租與金逸宣名下耕種為  
主言明以祖貳拾玖為止每畝租洋奉小洋貳拾圓整共核奉  
小洋拾萬貳仟伍佰柒拾圓整其洋筆下交足並不短欠倘

日後如有舛錯情事有出租人完全一面承管此係兩造情  
愿各無返悔立此高租契約為証

地主人 王國英

王永部

王相信

王堯明

馬東霖

王登武

王聖都

中華民國十二年九月三日



No. V / 1

入江一郎様

大正十二年七月二十日

奉天省高台二番地

滝淵就長

農務課長

農務係



拜啟甚、後御無沙汰、お過す失禮致す、小生此、春一寸  
 歩法に申上、奉天塔灣附近、水田ノ俄何トカレテ年々入  
 込、及在り、天宮地、ワヤ人、競争者、之ト競争スル  
 トキ、徒々買價ノ釣り上テ結局地之、利益ヲ増ス、過テ  
 廿九ノ思ヒ甚低キヲ引キ、又其、後再ヒ小生、祇有之  
 實地ヲ之踏査致シタル、今年夏、輪有、大水、又田圃生  
 物田、致小水災ナリ、只本年秋圃、分中下方ノ堤防不健全

東亞興信公所







敢供覽

農務課長

農務課長

農務課長



奉天前塔灣水田企業目論見書

御願

私儀

豫テ滿蒙啟發ノ意ニ副ヒ且ツ國勢伸展、一助ト為サムカ為  
又小シテハ一家ノ生活ヲ安定ナラレムカ為滿蒙、於テ優  
良ナル水田ヲ獲得經營セムトシ日夕苦心仕居矣處本春當  
奉天驛ノ西北一里強ノ地點、於テ別紙目論見書記載ノ  
上等水田アルヲ探知シ地主ノ間ニ交渉、步ヲ進メ最近賣買  
ノ協定ヲ遂クルコトト相成リ矣然ルニ本春之カ資金、融通ヲ  
承諾シタル某會社ハ最近ニ至リ同社手許資金、都合上當初  
ノ承諾ヲ實行スルニ不便ナル事情ヲ生シ進退ニ窮シ居リ矣  
御社ニ於テハ奉天附近ニ試驗田、御入用アルヤニモ反聞仕矣  
處此、際右一部ヲ御用ニ供スルコトトシ又右試驗田御不用ノ

場合ニ於テモ御社多年ノ滿蒙産業助成、御方針ニ基ツキ  
左ノ通り御援助相仰キ度伏シテ奉懇願候也

奉天官島町ニ番地

大正拾貳年九月

○ 尾淵就長



南滿洲鐵道株式會社  
社長 川村竹治 殿

第一案

奉天驛西北一里強、地點ニ在ル上等既成水田六十六町歩水田好適未墾地百町歩餘合計百六十六町歩餘、買收資金五萬圓也、對シ相當、金利ヲ附シ一年据置、五ヶ年年賦償還ノ方法ニテ全額、御融通ヲ願度

第二案

第一案御不便ノ場合ハ他ヨリ右資金五萬圓也借入ニ對シ御社ノ御保證ヲ御願致シ度

# 水田經營目論見書

## 一 企業方針

奉天驛ノ西北一里強、重姑屯駅ヨリ北京大道ニ沿ヒ行クコト十數町ノ地点、在ル上等既成水田六十六町歩（一、一〇〇畝）水田好適地百町歩（一、六九〇畝）合計百六十六町歩（二、七九〇畝）ヲ買收シ荒地、内尤モ開墾、容易ナル五十七町歩（九五〇畝）ヲ差當リ直ニ水田ニ開拓シ残餘荒地ハ更ニ資金ヲ得ル、從ヒ水田ニ増拓スルモトス即チ右開拓後ハ水田面積ハ合計百貳拾五町歩ヲ下ラサルコトト為ル

## 二 企業地ノ現狀

從來ノ耕作經驗及地勢ヨリ見ルニ本企業地ハ其ノ西方及南方ニ展開連續スル地ノ水田地ニ比レ地勢稍高シ且ツ水利局ノ水道、發源地、近接スル為水田耕作上奉天西南部ニ於テ水田通有ノ

欠点ナル排水不能ノ虞極メテ少シ即チ本年夏季、於ケル稀有ノ大水ニ當リテモ本企業地ハ僅ニ本春ノ新開水田中提防不完全ニ下方百五十畝ニ對シ水害ヲ受ケタルニ過キサルカ如キ如何ニ本企業地ハ安全ノ位置ニ在ルカヲ示スモノタリ

又本企業地ハ水利局ノ水道ノ上方ニ在リ其ノ水道ハ本企業地ヲ流ルルコトニ奈ナルヲ以テ下方水田ノ灌漑水不足又ハ皆無ニ場合、於テモ本水田ノ灌漑ハ安全ナリ加フルニ同地ノ地味ハ奉天附近、於テ尤モ肥沃ニシテ畑地トシテモ他地方ノ一田地(一〇畝)高粱五六石ヲ奉ケ賣買價格十洋三百元内外ヲ稱フルヲ上等地トスニ對シ該地附近ハ一田地高粱十石内外ヲ收穫シ畑地トシテノ價格亦十洋五百元内外ヲ稱ヘツツアルノ實狀ニ在リ殊ニ本企業地ハ水田開拓後ノ實績ニ徴スルニ十畝(六反)ニ付支那枓穀二十石乃至二十五石即チ日本枓



及當リ叔四石三斗乃至五石四斗ノ收穫ヲ拳々日本内地ノ水田ニ比スルモ遜色ナキノ成績ヲ示レツツアリ

三 本企業地ノ特質及價格

之ヲ要スル、本企業地ハ左ノ特質ヲ有ス

一 水田經營ニ必須ノ条件タル排水及灌溉ノ点ニ付、他ノ及ハサル安

全確實ナル特質ヲ具有ス

二 地勢南北ニ高地ヲ扣エルヲ以テ南北風ヲ遮斷シ風損ノ虞ナレ

三 地味ハ他ノ奉天附近ノ土地ニ比シ極メテ肥沃ナリ

四 滿鉄附屬地ニ近ク大道ニ沿フヲ以テ往來管理ノ便良好ナリ

五 企業地附近ニハ多數ノ鮮人雜居シ中國人トノ折合親密ニシテ之カ經營

上ヲ輔導シ生スル惣少ク小人ヲ得ルコトモ容易ナリ

事實右ノ如クミレテ企業上何等不安ノ点ナク奉天附近ノ一等水

田ナリトノ評アル北陵柳原農場水田、比レ更ニ優秀ナル地位ニ在ルヲ以テ其ノ水田開拓終了後ニ據定面積百畝拾米町歩ノ實價ハ將來断レテ金拾貳萬圓也リ下ラザルヘシ即チ左ニ對シ現在其ノ四割強ニ該當スル價格金五萬圓ヲ以テ買收スルハ極メテ安價ナリト云フヘリ其ノ全面積百六十六町步ヲ見ルトキハ買收價格ハ反當リ僅ニ金參拾圓拾貳錢ニシテ百畝拾米町步開拓後ノ水田面積ヲ見ルモ同シク反當リ金四拾圓六拾五錢ニ過キヌ而シテ其ノ收益率モ買收當初ニ於テ割處分ヲ示レ據定水田開拓後ニ於テ實ニ參割九分ノ高率ヲ示セリ

#### 四 企業收支計算

##### (一) 企業費

一 金五萬圓也

土地買收資金

(一) 年換置、五ヶ年年賦  
償還ニテ借入ルモノトス

内



乃至五石四斗ヲ收穫シタルモ飯之

反當リ粃三石トレ内ハ作米一石五斗

合計九九。石一石金拾圓也ノ割上

金六百圓也

雜收入

蓮根雜算代年收一千圓ヲ下ラス上

云フモ其ノ六割ヲ計上ス

支出ノ部

一金壹萬五百圓也

支出總額

内

金六千圓也

支拂利息金五万圓也ノ12%

金六百參拾圓也

種粃四十五石代一石金共四圓ノ割

金貳百八拾圓也

租稅(一〇〇。畝金十洋四。又計四〇〇元)

金貳千八百圓

水田開拓費及堤防修理費

(五十七町步九五。畝一畝開拓費十肆圓)

計三八〇元堤防修理費二〇元合計四〇〇元

金七百九拾圓也

雜費及臨時費

只 第二年度以後

收入一部

一金壹萬九千五拾圓也

收入總額

内

金壹萬五百圓也

第一年度、同

金八千五百五拾圓也

第二年度開墾水田小作米代

(新田五十七町步七作米八五五石代)

支出部

一金壹萬九千五拾圓也

支出總額

內

金壹萬參千八百七拾圓四拾九錢也

借入金年賦拂入金  
五十年年賦  
一年分利息附

金四百貳拾圓也

公課(一五〇畝)

金壹千貳百圓也

管理費(三月百圓也、割)

金壹千五百圓也

土地整理費

金貳千五拾九圓五拾壹錢也

臨時費

以上

大正十二年十月十日

奉天琴平町十三番地

芳賀左源司

南滿洲鐵道株式會社

社長 川村竹治殿

肅啓愈御健勝に被爲涉爲國家大慶之至に  
奉存上候陳者滿洲に於ける帝國の特殊利  
權擁護に就ては華府會議以來益々其切實  
を感し此問題が直接に東洋平和の關鍵と  
かりて承邦の地位を確保し延いて朝鮮統

政治上在滿鮮人の處分と相關連して政治上  
經濟上最も重要なる案件となり近時著し  
く朝野の視聽を集め居り候事は聰明かる  
閣下の夙に御諒承遊はさる、儀と奉存候  
思ふに滿洲に於ける帝國の地位を鞏固に  
する唯一最良の方法は帝國の資金を以て  
滿洲の沃野を開拓するに在る事は夙に識  
者の認むる所にして政府當局に於ても努  
めて滿洲の農事經營を奨励せられ最近東  
拓滿鐵等に依りて勸業公司を設立し政府



より特別の保護を與へらるゝも全く此の  
意義に外からさるべしと辨察仕候而して  
其勞農耕作に在滿鮮人を使用して彼等に  
生活安定の便を得せしむる事ハ嘗に朝鮮  
統治上の一大難物を排除するに止まらず  
彼等鮮人は寛恕博大なる一視同仁の皇  
恩に感佩して永く忠良の臣民たるべき素  
地を涵養し得べく帝國の對滿政策に資す  
る所實に莫大なりと信せられ候

不肖在滿十餘年身世役々僅かに生を營む

の一國民に過ぎず候得共亦一片國家に奉  
する赤心なきにありず常に帝國の對滿政  
策に鑑みて滿洲開發の研究に従事し土地  
經營の必要を感じて微力自ら擣らず聊か  
實際に經驗したる事も有之別冊趣意書所  
載の企劃を以て適當の地域を求めんが爲  
め足跡殆んど南北滿洲に遍ねく具さに風  
土肥瘠を探查の末康平縣三台子に於て水  
田開拓に適する大面積の土地を發見し相  
當の手續を経て、購買の契約を完了致候經

營の方法豫定は同じく別冊見込書所載の

如く極めて有利有望に御座候

然るに微力を以て事業の完成を期し候事

は頗る困難に属し土地購買費金は不肖の

手に於て相辨じ候得共更に開墾工事費及

機械建物建設費約金七拾萬圓を要する豫

定にして差當り事業着手に困難を感じ候

儀に御座候而して此事業は不肖個人の經

營とは申し乍ら實際國家的事業にして邦

家百年の大策にも相適ひ候ものと信せら

此候に付、関東廳に對し、低利資金貸與の儀を、出願仕候就ては、當事業の性質は、御社諸般の御經營御企劃と、其揆を、同ふし、一に國利民福を増進する目的に、合致する儀にも、候へば、特別の御詮衡を、以て、右低利資金借用に對し、御社御保證の儀、御容認の恩典に、浴し、度懇願仕候幸ひにして、願意御採納被成下候は、萬一の保障として、御社の御命令に従ひ、當事業の權利一切を、擧げて、提供の御契約取結び、可申候不肖の微意は、此の

如き有望有利にして兼ねて満洲經營の國  
策にも順應する事業を空々看過する事の  
不利益不得策なるを信し一日も早く該事  
業に着手致したく熱望する所に有之候何  
卒微意の在る所を諒とせられ願意御許容  
被成下度別冊三台子水田經營趣意書並ニ  
別冊三台子水田見込調査書相添へ奉懇願  
候 敬具

迨て右水田豫定地域及經營方法に對し  
御社より専門技師を御派遣相成り實地

御調査被成下候ハゞ之に過きたる便宜  
無之と奉存候此般併せて奉願上候

# 康平縣三台子水田見込地調査報告書

康平縣三台子水田見込地調査報告書目次

第一。 總論

一 位置

二 地勢及地形

三 土質

四 現狀一斑

五 出水特性に於ける浸水状況及池水面に耕地に  
ノ高低關係

六 開墾利用ノ目的

第二。開墾工事

一 全面積及實耕地面積

二 工事計畫ノ大要

1. 防水設備

2. 用水設備

八、排水設備

三、道路土橋及其他

三、用水量

四、用水量

五、主要工作物及大小

一、堤防

二、揚水原動機實馬力

八、導水路

三、灌溉及排水系水路

亦、排水閘門

八、道路及土橋

十、其他工作物





六、工事費概算

七、工事期間及開鑿年度

八、工事費支出年度

第三 事業經營

一、經營方法

二、收穫豫想

三、糶單價及小作收入

四、經費

五、機械及建物、農具、農務所償却金

六、事業全資金

七、收支計算

第四

結論



康平縣三台子水田見込地調査報告書

第一 総論

一 位置

本見込地ハ鉄嶺ノ西北約百二十清里ノ地点康平縣三台子地先化子沼畔ノ集團地ニシテ僅少ノ畑地ヲ除キ全部芦芰其他ノ雜草叢生ス。滿鉄沿線ヨリ本地ニ至ルニハ鉄嶺驛ヨリ支那馬車ニ依リ法庫門ヲ經ルヲ順路トス其間約十二時間乃至十八時間ヲ要シ約二日行程ナリ

二 地勢及地形

地勢ハ東西ニ長キ瓢形ヲ呈シ東北ニ面ハ山丘ニ圍マレ西ハ化子沼ニ接シ南ハ同様ノ未墾地

= 相對ス化子沼ハ東西ニ長ク南北狭ク此亦瓢  
 形ニシテ附近降雨ノ集溜地ナリト云モ多少ノ  
 湧水アル見込ナリ地勢ハ一般ニ平坦ナレ共西  
 北方ニ向ヒ自然ニ低ク西方化子沼ニ向ヒ極メ  
 テ緩勾配ヲ以テ傾斜ス故ニ開墾困難ナラサレ  
 モノト認ム

### 三、土 質

土質ハ殖質壤土ニシテ水田ニ適スルヲ以テ適  
 當ナル施設ノ下ニ開墾ヲ行フニ於テハ相當地  
 味肥沃ナル良耕地ト化スルコトヲ得ヘキモノ  
 ト信スルナリ

### 四、現状一斑

本地ハ前項記載ノ如ク地勢概ネ平坦ニシテ中  
央ヲ南北ニ法率門、康平ヘノ八間道路貫通シ  
其附近ハ畑地ニシテ高粱粟及大豆等ノ主作物  
アリテ良好ナル收穫ヲ得ツ、アリ他ノ大部分  
ハ草生地ニシテ降雨期ハ泥土トナリ降雨ナキ  
時ハ乾地ト化ス本地一帶ハ未南地ニシテ交通  
不便ナル為化子沼ノ如キ水源及本地ノ如キ平  
坦地ニ注目スル者ナク草生地トシテ莫ラレタ  
リ本年ニ至リ朝鮮人入り込ミ約一町歩ノ荒地  
ヲ整理シ稻作付セルアレ共水源ニ小川ヲ利用  
セル為水利不便ニシテ充今ノ良果ヲ得サル模

故ニ化子沼ヲ水源トシテ相當ノ施設ノ下ニ南  
 壁スル時ハ稻作付ニ適當ナリ西三年度ニハ相  
 當ノ好果ヲ收メ得ルモノト認ム  
 五、出水時ニ於ケル浸水状況及池水面ト耕地ト  
 ノ高低關係

今表ヲ以テ示サシニ次ノ如シ

差	平均水深		平均面	平均時
	沼	耕地	平均面	平均時
九尺五寸	十三尺〇	十三尺〇	十三尺〇	最濁水時
六尺	七尺	十三尺	十三尺	五六月頃
五尺	八尺	十三尺	十三尺	普通時
〇尺	十三尺	十三尺	十三尺	洪水時

以上ノ表ハ沼平均水面ヲ〇尺トシタルモノニ  
 シテ耕地最高ハ十五尺ニシテ最低ハ十一尺十

リトス改ニ出水時ニ於テハ耕地平均面ハ〇尺  
トナリ耕地最低面ハ二尺ノ浸水トナル

六、開墾利用ノ目的

出水ニ対シ堤防ヲ築造シテ之ガ浸入ヲ防止シ  
灌漑水ハ化子沼水ヲ取入レ水田ニ開墾スルヲ  
以テ目的トシ之レカ事業計画ヲ樹ツルコト次  
ノ如シ

## 第二 開墾工事

一、全面積及實耕地面積

三台子地先化子沼畔ノ草生地約六千町歩ニ達  
スルモ地形及水深ノ關係等ヲ慮リ地形上果モ  
安全ニ且ツ工事比較的容易ナリト認ムル部分

約  
二千二百町歩ヲ以テ事業地全面積トス而シテ  
實耕地面積ハ右ノ内堤防水路其他ノ敷地二百  
町歩ヲ扣除シ貳千町歩トス

## 二、工事計画ノ大要

### 別紙圖面参照

#### イ、防水設備

防水設備トシテ三台子先高地ヨリ陳家窩棚ニ  
至リ左折シテ化子沼畔ヲ横キリ李家窩棚ニ至  
リ全ク左折シテ粉蒙屯先高地ニ至リ之レヨ  
リ更ニ左折スルコト二回ニシテ三台子北方ニ  
終ル堤防ヲ築造シ洪水及土砂ノ耕地内ニ進入  
ヲ防止ス

口、用水設備

導水路ヲ新設シテ化子沼ヨリ動力ポンプニヨ

リ揚水灌漑ヲ行フモノトシ耕地内用水設備ハ

一ツノ用水系ヲ組織ス即チ幹線用水路、支線用

水路、分水用水路トス

幹線用水路ハポンプ場、水場ニ接続シテ堤防ニ

沿ヒテ其土取跡ヲ利用シテ殆ト地區ヲ一周セ

シム

支線用水路ハ幹線ヨリ直角ニ間隔ニ百間毎ニ

分岐ニシム

分水用水路ハ更ニ支線用水路ヨリ直角ノ方向

ニ間隔六十間毎ニ分岐セシメ直接耕地ニ灌水



ヲ行フモノトス

各水路ノ分歧点ニハ土管或ハ木製ノ分水樋ヲ設ケ又必要ニ慮シテ分水堰ヲ設クルモノトス  
ハ、排水設備

排水設備トシテハ地區ノ最低部ニ一本ノ幹線ヲ設ケ之レカ一端堤防下ニハ排水閘門ヲ築設ス其他ハ用水系ト同様ノ排水系ヲ組織ス即チ分水排水路ヲ分水用水路ノ中間ニ之ト交互ニ設ケテ直接耕地ノ悪水ヲ受ケシノ支線排水路ハ分水排水路ヲ連結スルト共ニ幹線排水路ニ接續セシノ以テ堤内ノ排水ニ遺憾無カラシム  
ニ、道路土橋及其他

收穫物ノ運搬及耕地内往来ノ便ヲ圖ルタメ各  
用水路ニ沿ヒテ其ノ堰鑿土ヲ以テ道路ヲ築造  
ス又設計上旧道路ノ水路敷等トナル部分ハ附  
替ヲ行ヒ道路ト水路トノ交叉点ニハ土橋架設  
又ハ土管埋設ニ依リテ各其ノ機能ヲ妨ケサテ  
シコトヲ期ス其ノ他ノ雜工作物ハ臨機必要ニ  
應シテ築造スルモノトス

### 三、用水量

水田經營ニ際シ必須鉄クヘカラサルモノハ其  
地ノ用水量ノ決定ニアリトス而シテ用水量ハ  
水面蒸發量、葉面蒸發量、地下滲透量註ニ降雨量  
ニ關係スルモノナルコトハ何人モ認ムル所ニ

シテ之等ハ經營地ノ土質及氣候ニヨリ各地其  
 ノ値ヲ異ニスヘキモノナルニ依リ之レヲ正確  
 ニ定ムルコトハ極メテ困難ノ事ニシテ實際目  
 的地ニ於ケル幾多ノ實驗ニ俟ツモ尙近似値ヲ  
 得ルニ過ヤサルナリ  
 然ルニ本地ニ對シテハ未ダ此ノ種ノ實驗ナキ  
 ノミナラス種々ノ關係ニ於テ之ガ實驗ヲ行フ  
 ノ餘裕ノ存セサルヲ以テ上記各種ノ要素ノ内  
 蒸發量及降雨量ハ本地位置ノ關係上奉天測候  
 所ニ於ケル觀測量ノ數ヲ基礎トシテ滲透量ハ  
 適當ナル判断ノ下ニ其ノ量ヲ定メントス

奉天測候所

自明治二十九年  
至大正十一年

拾七十年間月平均

降雨量  
蒸發量表

蒸發量	降雨量	事月別
五六八	四五	一月
四五、一	六六	二月
八八八	一六六	三月
一六七八	二六九	四月
二五〇五	五八六	五月
二五二一	八二〇	六月
一九六一	一五七八	七月
一五七七	一四九八	八月
二八四	八六七	九月
九八〇	五三四	十月
五四五	二二五	十一月
五八五	六一	十二月

今用水期間ヲ六月ヨリ九月ニ跨ルモノトシテ  
 此ノ期間ノ水面及葉面蒸發量即千田面蒸發量  
 ヲ從來ノ經驗ニ鑑ミ觀測蒸發量ノ一、二倍トシ  
 滲透量ヲ土質ノ關係ニ依リ同シク一、二倍トス  
 ルトキハ用水期間ニ於ケル各月別平均一日ノ  
 用水量ハ次ノ如シ

＊ 月

$$221.6 \div 17 \times (1.2 + 1.2) = 18.5 \text{ 公升} = 0.061 \text{ 公升}$$

＊ 月

$$196.1 + \frac{1}{2} \times (1.2 + 1.2) = 197.8 \text{ 點} = 0.05 \text{ 尺}$$

八 月

$$152.7 + \frac{1}{2} \times (1.2 + 1.2) = 153.9 \text{ 點} = 0.04 \text{ 尺}$$

九 月

$$118.4 + \frac{1}{2} \times (1.2 + 1.2) = 119.6 \text{ 點} = 0.03 \text{ 尺}$$

即チ六月ニ於テ最大量ヲ要スルコト、ナル故ニ尚之レニ水路及取扱其他ニ依ル損失量トシテ約其ノ一割ヲ増加スルト共ニ多少ノ餘裕ヲ與ヘテ最大用水量ヲ左ノ如ク決定ス

$$\text{一日ノ水深} = \text{テ} \quad 0.068 \text{ 尺}$$

$$\text{町秒尺} = \text{テ} \quad 0.085$$

以上ノ計算ハ有初雨量ヲ度外視シタル結果ナ

ルヲ以テ之ヲ算入スルトキハ數分ノ減量ヲ見  
ルヘキモ本計畫ハ沼水引用直接灌溉ナラ以  
テ降雨量ニ依ル補給ヲ豫期セズ灌溉上ノ安全  
ヲ期シタル所以ナリ從テ實耕地面積二千町步  
ニ對スル最大用水量ハ每秒百七十立方尺ナ  
リトス

#### 四 用水量

用水量トスル化子沼ハ東西ニ長ク南北ニ短キ  
瓢形ニシテ面積約七百町步四時潤渴シタルコ  
トナキハ勿論最渴水時ニ於ケル水深ハ平均三  
尺五寸、五、六月頃ニ於テ平均七尺ヲ下ルコト  
ナキヲ以テ本地准既用水量トシテ最モ適當ノ

ニノト云フヲ得ヘシ即チ五六月頃ニ於ケル水  
量ハ大約四千九百町尺ナルヲ以テ本地ニ対ス  
ル最大全用水量ノ一ヶ月分ナル四千八百町尺  
ニ對シ充分ナルモノト認ム

其以後ノ用水ハ雨水湧水ニテ貯溜ヲ繰リ返ス  
豫想ナリ

五、主要工作物及其大サ

前記計画ニ基キ本地開墾ノ目的ヲ達スル為築  
造スヘキ主ナル工作物及其大サヲ左ニ列記ス  
ヘシ

①、堤防

堤防ハ土堤トシ出水位ノ關係上高平均三尺天

巾四尺内外法一割五分トス

四、揚水原動機實馬力

揚水ポンプハ離心働ポンプヲ使用シ併動機ハ  
蒸汽機関ヲ使用スルモノトシ之カ運轉ニ要ス  
ル原動機實馬力ヲ定メシメ先其ノ揚程ヲ定ム  
ルノ要アリ即チ揚水地点ニ於ケル水位及最高  
地トハ關係上最安全ナル揚程ヲ十七尺ト定メ  
運轉時間ヲ一日二十時間トセハ毎秒百七十五  
方尺ノ實用水量ニ對シ毎秒二百四立方尺ヲ揚  
水セサルヘカラス從ツテ之レニ要スル原動機  
ノ實馬力ハ揚水機ノ全効率ヲ五五%トスレハ

$$\frac{624 \times 20 \times 17}{550 \times 0.55} = \frac{2164032}{302.5} = 7154 = 716 \text{ 馬力}$$



即チ七百十六馬力トナルモ揚水程ハ常ニ一定  
セサルヲ以テ七百十馬力蒸気機関ヲ設備スヘ  
キモノトス

#### Ⅳ、導水路

導水路断面ハ全實用水量毎秒百七十立方尺ヲ

導入スルニ充分ナル大サトスヘシ

#### Ⅲ、灌溉及排水系水路

本項水路ハ各其ノ支配面積ニヨリ深サ一尺乃

至二尺底巾六尺乃至三十六尺トシテ左右両法

ハ何レモ一割五分トス

#### Ⅱ、排水閘門

本閘門ハ豪雨ニ際シ堤内ニ集積スル水量ノ夕

ノ作物ノ被害ヲ免レシムルニ充分ナル大イサ  
 ラ要ス而シテ集水全面積約二千二百町歩ニシ  
 テ最大日雨量ハ普通一ニ〇耗ト豫想シ其集水  
 量即チ排水量ヲ算出スルニ次ノ如シ

葉水少量

$$2200 \times 120 \times 0.0011 \times 108000 = 94089.6 \text{ 立方尺}$$

之レヲ二日間ニ排出スルモノトセハ一日ノ排  
 水量

$$94089.6 \times 2 = 47044.8 \text{ 立方尺}$$

之レノ毎秒排水量

$$47044.8 \div 86400 = 544.5 \text{ 立方尺}$$

故ニ今流出平均速度ヲ毎秒六尺ナラシムル時

圃内ノ断面トシテ九〇、八平方尺ヲ要スルコト  
トナルヲ以テ内法高六尺中八尺ノモノニ連テ  
築造シテ断面積九十六平方尺ヲ與フルコト、  
スヘシ

#### (四) 道路及土橋

道路ノ大サハ水路堀鑿土量ノ關係及使用目的  
ニ依リ其中ノ三尺乃至九尺トシ高一尺乃至二  
尺トス左右両法ハ何レモ一割五分トス

土橋ハ前後道路ノ幅員ニ從ヒ二尺乃至六尺ト

ス

(五) 其他ノ工作物

前記各工作物以外ノモノ及隨時築造スヘキモ

ノハ臨機適當ノ大サヲ定ムルモノトス  
 六、工事費概算  
 前項所記ノ計画ニ從ヒ工事費概算ヲ見ルニ次  
 ノ如シ

一金六拾貳萬圓也

總工事費概算

内譯

名稱	稱呼	數量	單價	金額	備考
堤防費	間	一、一七〇	一五〇	一六七五〇	
排水閘門費	式	一		二〇,〇〇〇	
幹線排水路	間	三、七五〇	一〇〇	三、七五〇	
耕地内用水路	町歩	六〇〇	四〇〇	八〇,〇〇〇	
道路費	間	一五〇	四〇	六,〇〇〇	
				一六七五〇	
				二〇,〇〇〇	
				三、七五〇	
				八〇,〇〇〇	
				六,〇〇〇	





七、工事期間及開墾年度

第一年度ニ於テ土地買收ヲ行フト同時ニ實施  
測量設計ヲナシ第二年度ニ於テ大體ノ工事ヲ  
完了シ第三年度ニ工事竣成ノ期スト同時ニ一  
千町歩ヲ開墾シ第四年度ニ残り一千町歩ヲ開  
墾シ各開墾ノ翌年ヨリ植付收穫アルモノトス  
八、工事費支出年度  
工事費（土地買收費ヲ除ク）支出年度ハ前項  
ノ如ク四ケ年トシ工事及開墾トノ關係ヲ表示  
ス

年次	支出額	開墾面積	備考
第一年次	二五、〇〇〇 <small>円</small>		測量設計並工事着手準備
第二年次	四〇〇、〇〇〇		
第三年次	一四五、〇〇〇	一〇〇〇 <small>町歩</small>	
第四年次	五〇、〇〇〇	一〇〇〇 <small>町歩</small>	
			工事 中
			工事完了
			開墾着手
			開墾完了

### 第三 事業経営

#### 一 経営方法

経営ハ全部小作トシ一戸當リニ町五反歩宛ノ  
 割當トス租付年度ヨリ主ニ朝鮮人ヲ招致シ希  
 望者アル時ハ支那人ニモ小作ヤシム其ノ小作  
 率ハ收穫額二分ノ一トス  
 而シテ之ガ管理ニハ日本人三人朝鮮人六人計



九人ヲ當ラシムル豫定トス

ニ收穫豫想

一反歩當リ收穫豫想次ノ如シ

年次	籾收量	小作料	摘要
植付第一年次	一五〇	七五	測量着手後第四年目
全 第二年次	二〇〇	一〇〇	
全 第三年度	二六〇	一三〇	
全 第四年度	三〇〇	一五〇	

三、籾単價及小作收入

現地波籾石價ヲ金八円トシテ收穫年度ニ於ケル小作收入ヲ示セハ次ノ如シ

年度	面積付	小作収入	小作全収入	単價	金額	摘要
第一年度 種付	一〇,〇〇〇 反	七,五〇〇 石	七,五〇〇 石	八 円	六〇,〇〇〇 円	測量着手後第四年目
第二年度	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一七,五〇〇	八	一四〇,〇〇〇	
第三年度	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	八	一八四,〇〇〇	
第四年度	一〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	二八,〇〇〇	八	二二四,〇〇〇	
第五年度 第五年度長減降	二〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	三〇,〇〇〇	八	二四〇,〇〇〇	事業完竣

四、 経 費

経費ハ分チテ地稅公課、出產稅維持費、管理費、機械運轉費雜費ノ六種トシ左ノ如ク豫定シ收入年度ヨリ支出スルモノトス

機械運轉費（水稅）トシテ小作人ヨリ反當リ貳圓宛ヲ徴收ス普通河水ヲ利用スル場合ハ水

利税ヲ要スルモ此ノ場合ニハ化子沼ヲ買收シ  
 自己ノ溜水ヲ使用スル稼空ナルヲ以テ水利税ヲ  
 計上セス

年次	地稅公課	出產現	維持費	管理費	運轉費	雜費	合計	摘要
第一年度	一〇,〇〇〇	一一,二五〇	六,〇〇〇	八,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一六,〇〇〇	四六,七五〇	測量者手帳第四頁目
第二年度	二〇,〇〇〇	二六,二五〇	一三,〇〇〇	一六,〇〇〇	四〇,〇〇〇	三二,〇〇〇	九五,八五〇	
第三年度	二〇,〇〇〇	三〇,五〇〇	一三,〇〇〇	一六,〇〇〇	四〇,〇〇〇	三二,〇〇〇	九四,六五〇	
第四年度	二〇,〇〇〇	四二,〇〇〇	一三,〇〇〇	一六,〇〇〇	四〇,〇〇〇	三二,〇〇〇	九五,〇〇〇	
第五年度其降 反當ノ經費	二〇,〇〇〇	四五,〇〇〇	一三,〇〇〇	一六,〇〇〇	四〇,〇〇〇	三二,〇〇〇	九七,〇〇〇	
合計	一〇〇,〇〇〇	一五五,〇〇〇	六〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	四四七,七五〇	但シ出產現ニ差下リ

五、機械及建物並ニ農場事務所償却金  
 償却方法ハ建物及機械ヲ二十ヶ年間ノ使用ニ

耐エルモノト豫想シ計算スルトキハ毎年純收  
 入ノ内金八千八百八十六圓宛控除シ此レヲ年  
 五分ノ利率ヲ加算スルトキハ二十九年目ニ機  
 械建物並ニ農務事務所所費三十万八千五百圓ト  
 ナル故ニ建造替ニ際シ毫七差支ナク履行シ得  
 ルモノトス

六、事業全資金

一金百萬圓也

内譯

固定資本

金五十九万一千五百圓

機械建物並ニ  
農務事務所

金三十万八千五百圓

流動資本

金拾萬圓

固定資本内譯

土地代金

金二十八万円 (面積二千二百坪歩)  
(更当り十四坪代六万円)

工事費

金三十一万一千五百圓

流動資本内譯

招佃費

金貳万円 (一戸當り伍圓)  
(八百戸分)

貸付金

金八万円 (一戸當り百圓)  
(八百戸分)

今收支採算ノ便ニ資スルツメ更ニ固定資本金  
 註ニ機械建物註ニ農場事務所費支出年度及年  
 度別純收入ヲ表示スヘシ

年度	支出	純收入	水税收入	経費積立金	純收入	反当り 純收入	摘要
第一年度							測量着手
第二年度							工事中

第三年度	一四八,〇〇〇							一千町步測量
第四年度	五〇,〇〇〇							一千町步植付
第五年度	一〇〇,〇〇〇							残額調整
第六年度	一八四,〇〇〇							額付
第七年度	三二五,〇〇〇							二千町步
第八年度	三四〇,〇〇〇							
其以降								事業完結

七. 收入計算

事業全資金中流動資金ニ對シテハ毎年相當ノ  
 金利ヲ徴收スルモノトシテ本項收足計莫ニ於ケ  
 ル元資金ハ固定資金ヲ以テ入ヘシ金利ハ年一  
 割ニ分トシテ土地代金ヲ除キタル也ノ費用ニ  
 對シ是出年度ニハ半額ノ利子ヲ計上ス

年 度	支 出	元 計 費	金 利	元 計 利	純 收 入	次 年 度 積 蓄 金	利 廻	備 考
第一年度	二八〇,〇〇〇 二五,〇〇〇	三〇五,〇〇〇	五,五〇〇 一五,〇〇〇	三〇〇,一〇〇	三〇〇,一〇〇	三〇〇,一〇〇		
第二年度	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,一〇〇	四,八一九 五,〇〇〇	八〇,四九二	八〇,四九二	八〇,四九二		
第三年度	一四五,〇〇〇	九四九,九一三	九,六八九 八,七〇〇	一〇,五七九 一〇,五七九	二〇,五五二	二〇,五五二		
第四年度	五,〇〇〇	二〇,五二一	一,六四五 三,〇〇〇	一,六四五 三,〇〇〇	五,〇〇〇	一三,〇四五	〇.〇九	分後毎年度,利息 算出
第五年度		一五,〇四六	一四,五七九	一五,五八八	七,二八九	一七,八三五	〇.〇六	元金 一五,五八八と同トス
第六年度		一五,八三九	一五,四〇七	一四,五八〇	一三,〇四五	一五,一三五	〇.〇八	
第七年度		一三,一三八	一五,七五〇	一四,六八九	一五,七二四	一三,八八九	〇.一五	
第八年度		一五,八九四	一五,〇七八	一四,六六五	一七,五二四	一三,九〇八	〇.四四	事業完結
第九年度		一三,九六八	一五,八七七	一四,四九五	一七,五二四	一五,〇一一		
第十年度		一五,〇二二	一五,四二五	一四,三九五	一七,五二四	一五,〇七一		
第十一年度		一五,四七二	一四,九三五	一五,六九五	一七,五二四	一五,一五四		

第十二年度

一三二五九四

一四四七五二

一五万九一〇

一七五四二四

二九〇四九六

第十三年度

二九〇四九六

一四四七五二

一五五九九五

一七五四二四

二〇六八六一

第十四年度

二六八八一

一五九四二二

一五九九〇二

一七五四二四

二五五九八八

第十五年度

二二二九九八

一五四八七八

一五五六六六

一七五四二四

一八四四九九

第十六年度

一〇八六五五

一六八八四四

一五二五五六

一七五四二四

一五六九五二

第十七年度

一五九九五五

一五四四五一

一六九五九五

一七五四二四

九八四九九九

第十八年度

九八四九九九

一一八四五五

二〇四六五五

一七五四二四

九八八八四八

第十九年度

九八八八四八

一一一四五一

二〇四二九九

一七五四二四

九八四九九九

第二十年度

八四四八九五

一〇五七六七

九八八八四八

一七五四二四

七九五二六八

第二十一年度

九八三二六八

九五九九五

八八八四六六

一七五四二四

七一五〇四六

第二十二年度

七五〇四四

八四四八九五

七九八六二二

一七五四二四

六五五一九七

第二十三年度

六五五九七

七四七八五

六九七九〇

一五五四二四

五五五九七



以上計算、如ク汲熟年度以降ハ事業進行中年  
 一割二分ノ利子ヲ加算シタル全投資資金ニ對シ  
 約年一割四分以上ノ利廻リトナリ  
 資金償還方法ニ依ルトキハ年一割二分ノ利率  
 トシテ着手後ニ十七ヶ年目ニハ全資金ノ償還  
 タナシ得テ尚剩餘ヲ出スコト、ナルヲ以テ本  
 事業ハ何レニスルモ有望ナリト認ム(尾)

第四 結 論

第廿四年度	第廿五年度	第廿六年度	第廿七年度
止三三三三	四九八五九	二八二四二八	一四二、〇五五
六、〇〇〇	四九、一八五	五、〇〇〇、一	一七、〇四五
止八八三五	四九、〇〇二	五、〇〇〇、〇	五九、〇六八
一七、五〇四	一七、五〇四	一七、五〇四	一七、五〇四
四〇、八五九	二八、三四八	一四、〇二五	
(六三、四六四) 剰余金			

三台子農場經營趣意書

芳賀 左源司

(一) 當面喫緊の二大警策

歐洲戦亂の齎したる餘弊は容易に拭い去る能はず。世界列國各自最善の努力を盡して戦後の經營に汲々たるも未だ所期の十が一にも充たし難き實状にあり。来るべき平和は来らずして豫期せざる故障は頻々として發生す。利害の一致せざる國際間の關係は如何、國內に於ける人心の不統一は如何、觀來水は對外的と對内的とを問はず政治上經濟上の不和軋輾反目衝突は日を重ねるに従つて益々其激甚と加へ、目前の事相悉く國家の存立を危殆に陥ル國民の生活と不安に導くものに向はざる

なし。是れ世界列國の通患にいて經世家の弊  
 しく其の憂を同ふする所のものあり、未曾有  
 の戦亂に疲れ切つたる歐洲大陸の現状は僅か  
 に當面を糊塗する一時の小乘に過ぎず、聊か  
 にても國力を恢復したる境に於ても尚今日の  
 均勢を保持し得へきや否や、殊に東洋方面に  
 至つては勞農<sup>1</sup>ロシヤの赤化政治に支配せらる  
 るシベリヤの形勢<sup>2</sup>煥然注目し價するものあり  
 隣邦支那の國情は混沌として朝夕を測るへか  
 らず、列國虎視眈々として偷かに其後を窺ふ  
 ものあり、今後世界競争の戦場が太平洋方面  
 なるへきことは何人も信じて疑はざる所あり

日本帝國の國策と日本國民の覚悟とは之れと  
發足點として慎重に検討せざるべからず

吾人は今や國家安危の分岐点上に立ち、日  
本國民として施為すべく考慮すべき條件極め  
て多けれども、内地に於ては國民生活の安定  
を期し、屬領地に於ては朝鮮人安撫の政策を  
講ずるを以て、當面契機の二大問題なりと信  
ず。共に是れ國家存立の大本と定むるものに  
して、學措の宜しきと圖ることには文化施設の  
意義に適ふものなり、我國の人口年毎に激増  
して主要帶食品たる米の産額之に伴はざるは  
主國上の深憂とする所なり、平時に於ては外

國米を輸入するが爲めに一億數千萬圓の國幣  
と費やす、之れ尚思ふいとすも一朝有事の  
日に於て食糧の缺乏することは國家破産の胎  
害たりすんはあらず、食糧の騰貴と缺乏とは  
やがて物價の昂騰を促がし生活不安の源泉た  
り、之を絮説することは餘りに平凡なるが故  
に姑らく其の煩を避くることゝすへきも、  
而かも是れ國家民人の大問題にして吾人は一  
日も之が對應策を怠かせにす可からず、生民  
あつて食糧なし人生の不安蓋し之より甚し  
きはなきふり。

二 在外朝鮮人の不安生活

朝鮮が我が統治に歸してより既に十四年、總督政治の措置宜しきを得ざるにありさるも、多数鮮人中尙不満を抱きて往々不逞の舉に出づるものあるは事實なり、而して其動機は外國宣教師の教唆、矯教なる一部學生の獨立呼籲、在支那在露領在米國の不逞鮮人が在鮮同胞を煽動する等其原因は種々なりと雖も、其真相は國外に於て生活に窮し常に身心の安定を得ざる鮮人が同類相集つて言を故國の獨立運動に藉り少許の資金を外國人に求め、或は文書に或は遊説にあらゆる宣傳を試みて、同

いく生活に窮せる在鮮同胞と煽動し以て事端  
を惹起したるものなり、彼等鮮人愚なりと云  
も、初めより獨立運動の寸故なきと知る、假  
令獨立しても鮮人の力能く一國家を維持し得  
へしとは信せず、唯生活に窮するの餘、他  
の同情を惹くへき言詞を飾つて一時を偷安し、  
或は官衙の襲撃と云ふ、或は爆弾騒動と云ふ、  
世間を驚かしたるも、其根柢を確かむれば殆  
んど言ふに足らざる微弱のものにして窮民の  
附和雷同したるものに過ぎず、而も之を等閑  
に附し彼等が暴動を職業的、生活的常習犯と  
して看過せんか、常習遂に其性と云ふて後



には如何なる大事を醸生せんも知るへからず  
今にして其禍根を絶つにあらず人は悔を百年  
に貽すに至らん。

予滿洲に淹留すること十餘年、北滿の山河を  
跋渉し、遠く露領に入りて具々に在任鮮人の生  
活状態を視察す(時に大正八年)當時露領に移住  
散在せる鮮人は約三十七八萬に達し、内二十餘  
萬人は既に露國に歸化せり、而して其多数は  
極東總督ゴングッチ時代に個人若くは團體的  
に流離漂泊したるものにして、極東経営の大  
策を提げ、大いに企画する所あらんとしたる  
露國官憲以此等漂泊の鮮人を懐柔するに全力

を用ひ凍えたる者に衣を與へ、餓えたる者  
 に食を與へ、鮮人一户に對し荒蕪地五百耕乃  
 至拾日耕(百耕は戎加約二千坪)を無償無税にて  
 供給して具耕やし取るに任せたり、鮮人は此  
 温情に接して歡天喜地ゴングツチを仰くこと  
 殆んど神の如く露園を以て世界救済の天國と  
 して專信せり、此報一たび漂流鮮人の間に傳  
 ばるや父子老幼相携へて露領に走り遂に二十  
 餘萬の帰化民族を形成するに至り、彼等は  
 露領に在りて親から耕耘し親から衣食し露園  
 國民の義務を負担せること十餘年儼然たる獨  
 立自營の良民となりて宗教教育醫師實業の各

方面に相當有識之士を輩出したるは注意すべき現象なりき。而も在住三十萬中約十二三萬は純勞農者にあらずして平生口に政治を談じ鑛山業に垂涎して一攫千金を夢みるの徒輩なり。此等少數の徒輩は屢々朝鮮に來往して大言壯語を試み、其跋者は西班の出をを誇りて祖國恢復の急を説き頻りに民心を幻惑せんことに力めたり。然るに歐洲戦亂に伴ふ露國の崩壊は此等移住鮮人の生活にも大打撃を與へ彼等の従事せる農業も事業も一瞬の間に萎むり去りて今は跡方もなく漸滅し盡し三十萬の大衆は再び漂泊流轉の浮浪民となり了ん

ぬ

議つて支那在住の朝鮮人は現在一百餘萬人と  
 稱するも其十中八九は生活の苦に堪へずして  
 故國を去り、或者は西北間島に或者は南北滿  
 洲の各地を漂泊し蓬散策難殆んど一定の住所  
 さへ定めず而も彼等が唯一の天職とする労農  
 に要する資金を有せざるが故に一畝の田も自  
 ら耕やせ能はず流離困頓の状實に憐むに堪え  
 たり、此に於て彼等は支那人に依頼し荒蕪地  
 數日耕を租借し收穫折半の契約の下に僅少の  
 小作農を営みて幸うじて饑寒を凌ぎつゝある  
 も支那人より借入ルる農業資金は驚くべき高

利率なるを以て假等一年間の労作は假令農作  
 の畝にても元利金を支拂へば幾かに一家族が  
 粗食粗衣して其日を送り得るに過ぎず、結局  
 春耕秋收の努力全部を捧げて支那人に奉公す  
 るを贏すのみならず、況して支那人の剛愎ふる  
 其還債要求は虎よりも猛くして公事訴訟は惡  
 か暴力を以て肉を撲ち骨を碎くに至るを常と  
 するを以て租借鮮人は注々一家の生計費を據  
 牲とするか、更に又高利の債務を重ぬるか二  
 途其一を擇はざるを得ず、此の如くにして假  
 等の生活は不断に脅かされて一日も安處する  
 能はず、速く故山を離れて異域朝北の荒野に

生き亦加ら屍を埋めんとするの苦境に陥り、  
 生も能はず死も亦能はず、遂に世を怨み時を  
 傷みて言動往々不軌に涉り、祖國獨立の宣言  
 は彼等の目にバイブルとも見え、遍激思想の  
 フロバカンがは彼等の耳に天使の福音とも聞  
 ゆるに至れるも亦是非なき次第なり、現に彼  
 等の政者は露國赤化の洗禮を受けし盛んに宣  
 傳を行ひつゝあり、斯くて小を積み微を重ね  
 て根蒂を深ふするに至らば國家に取りて由々  
 敷福因といふべし。

三 勞農力作の長板と有する朝鮮人

在外朝鮮人の生活は此の如く貧窮にして此の如く放縱なり、道徳なく節制なく又教育文化なく其思想の惡化するは當然の結果なり、之を濟ふの道唯彼等鮮人に生活の安定を附與するの一策あるのみ、生活の安定とは何れや、彼等と一定の地域に移植收容し與ふるに農資を以てし勞耕力作して獨立自給の道を得せしむること是れ也、由來鮮人は四千餘年來の傳統的な生活方法として農業には先天的實驗と智識とを有し、凡て朝鮮人として多少とも耕作栽培の道を心得ざるものなく、勞農に於ては實

に獨特の長技を有せり、而も彼等は世に傳ふ  
 る如き懶惰の民族にあらず、偏る懶惰の習癖  
 に陥りたるは李朝時代積年の弊政として官憲  
 の苛斂誅刑殆んど到らざるなく加ふるに賄賂  
 の貪る官吏ありて蒼生常に采色あり、田を耕  
 せし重租あり、富を貯ふ水は官収せらる、此  
 を以て人民は働く交け損なり富を致すは愚不  
 りとの勸念を抱き滔々相率るゝ懶惰避食の弊  
 風を生じ遂に山河衰亡の悲運を馴致するに至  
 る、而して今は則ち然らす、彼等に教ふるに  
 沃田耕作労役致富の地あるを以てせば彼等は  
 風土氣候の善惡を擇ぶの暇なく宛も熾の甘き



に孰くか如く個人若くは集團として家賤什器と稱ひ犁鋤農具を肩にして雲山萬里の遠きと辭せば吾人や勞農的移民となるの氣風あり、數年前米國が朝鮮に於て農業移民を募集したるに際し多岐の應募者ありて移住後好成績と擧げ居ること亦尚世人の記憶に新たなる所なり又南洋諸島に於ける日本人又歐洲人の經營せる農園に使用せる朝鮮農夫の成績が他國の農夫よりも良好なるに徴しても如何に鮮人が農事的力作に適當なるかを證すべし（前記露領移住帰化鮮人の件参照）但現在滿洲に散在する鮮人は生活難の爲めに何等將來の顧慮もな

く卒爾として移住したるものなるが故に十中  
の八九は移住地方の事情と詳悉せず住移労働  
の第一義たる資金を携帶せざるを以て滿洲の  
官憲には冷遇せられ土着の支那人には酷遇せ  
られ窮迫の餘所謂不逞鮮人の地位に立たさ  
るを得ざるの境遇に沈淪せざるは自暴自棄の結  
果とはいひなから其情亦憐むべきものなきに  
あらず故に上述の主意に依り我等に労働力  
作の生活を授け教育衛生等文化施設の下に組  
織的節制的計畫を主として指導扶掖して農業に從  
事せしむれば数年ならずして彼等は相應の  
恒産を有し生活安定の素地を築くを得て國

恩の深きに感泣すへし。又何を苦人を喪家の  
犬の如く瀑液轉々して心にもなき過激思想の  
尻馬に乘るか如き狂愚を學ばんや。予は能く  
朝鮮人の氣風性格を熟知すると以て、然かく  
断言するを躊躇せざるなり。

(四) 經濟國防の一大支持者

諸邦人と移住せしむる一定の地域は何れの方  
 面を擇ふべきや、予は差當り南滿未墾の沃野  
 を以て最も適當と信するものなり、<sup>『</sup>土地は未  
 た手を入ル所より良きはなし<sup>』</sup>とはべーコ  
 ンの金言なり、此地方の致部分には未だ曾て  
 鋤犁を入ルざる天然の寶庫にして最も耕作に  
 適する處女地あり氣候風物原始的にして土地  
 の膏沃なる殆んど施肥の必要を見ず、若し之  
 ルに科学的施設を加へ交通水利の便と開き、

彼の農業の先天的智識實驗を有するの鮮人と  
移住せしめ尙到ふる監督指揮の下に水田耕作  
と主とする農業経営を為すに於ては其效績の  
顯著なる賺々として日を觀るが如くふるべし  
斯くて一面に於て内地に於ける食糧の不足を  
補ひ、一面に於て鮮人救済の道を拓くを得ば  
實に是れ一舉兩得にして帝國の二次政策は之  
に依つて其緒に執くものといふべし、加ふる  
に滿蒙経営の大圖策に適應して國運發展の爲  
めにも褒賞すへき最良の企畫なりと確信す、

殊に對外國係よりす此は勞農露國との修交條  
約は如何様にもあれ其サグエト赤化宣傳は世  
界列國の齊しく嫌忌する所にして所謂過激思  
想の南下漫漶は極壞國たる我國に於て最も警  
戒する所のものなり、若し今日の儘にして滿  
蒙を開放し彼我の境域に一線たも劃するなく  
れば、朝鮮は直ちに其流毒を受け我が統治  
政治に故障を起す亦きを保せず、茲に滿洲駐  
營の大策樹立して此の如き憂患は全く取越苦  
勞に屬するを得は吾人國民の幸福之に過ぐる

ものふいと雖も其然らざる限り國民は之に對  
して相當の考慮を拂はさるべからず、予の希  
望せる鮮人移住農作の事業完脱し、尚二三同  
一主意の事業起つて滿洲一帯の地に邦人經營  
の農場的部落を形成し適當の訓練を施すに至  
らば、此等の集團部落は本邦の藩屏として若  
くは緩衝地帯として政治的經濟的ニ貢獻する  
こと決して尠少ならずさるべし、若し夫れ一朝  
事あるの日に及ばば、此集團の威力が國防政策  
の上に如何に發展するかは益々想像ニ難から  
ざる所あり。

(四) 進んで南滿の實率を開け

予固不肖微力にして志徒らに大 風に意を滿  
 蒙の硯究に傾け、風土産業の實情を視察する  
 こと多年、親から農場を經營して得る所の智  
 識實驗聊か渺なからさると自信す、最近世界  
 大勢の推移と帝國内外の現状とに鑑みる所多  
 り、上來記述の信念を抱き微力自ら揣りす、  
 個人として為し得らる、最少限度の計画と立  
 て、茲に本事業を發起したり、先づ農場設置  
 の地位を卜せんが爲め深山大澤と跋涉して具  
 さに辛酸と嘗めたる後初めて別冊調査報告書  
 に示す所の康平縣三台子に理想的水田農場を



祭見したると以て直ちに買収手續を完了した  
 り、面積約三千町歩にして優に一千人の農夫  
 (家族を合せて約四五千人)を收容し得べし、該  
 地は南滿鉄嶺駅を北に距る約十里強にして、  
 蒙古王の所領に属する旗地亦るも低濕地にし  
 て滿洲人の主要常食たる高粱粟及大豆の栽培  
 に適せざるを以て數百年來荒蕪地として、何  
 人も顧み<sup>之を</sup>るものなかりき、斯く昔清光緒年間  
 漸次井下をふし、漸整耕作を試みしも濕潤地  
 に就くの施設宜しきを得かりし為り多大の勞  
 資を徒費して不成功に帰し、偶々池水附近に蘇  
 を試植し其他に高粱及粟を試作して稍成功を

收めたるも其面積極めて狭少にして九牛の一  
 毛に過ぎず其大部分は依然荒蕪地として放棄  
 せられたるまゝ、今日に及んだるものなり、從  
 未邦人の滿洲土地経営は多く關東州内と滿鉄  
 沿線とに限られたり前者は地獄狹隘にして地味  
 硠確なるが故に到底農業放資を為すの價値不  
 く、後者は沿線附近地外に於て嘗て滿鐵會社  
 が邦人の土地買収に對し多額の投資を爲した  
 るも地價不熟なる割合に地質不良にして灌漑  
 水利に乏しく且つ多額の経営資本を要して成  
 績之に副はさざるの嘆あり、言ふまでもなく土  
 地投資の條件は地味地價交通氣候の數點に存

するも南滿各地の地價は累年騰貴して鐵道附  
 近の如きは數が一級歩五十圓以上八十圓に達  
 し、鐵道を距る數百丈里(我七八十里)の地方と  
 雖も其稍便利の地点に於ける優良地は三十五  
 圓以上、下等地にても尚二十四五圓を下らば  
 る現状にあり、斯る高價の土地を買收して經  
 営することは採算上到底引合はさるなり、然  
 るに本起業の豫定地は地味頗る豊沃にして單  
 に壤土のみにあらず肥料堆積して數年間は施  
 肥の必要な程亦り、殊に王府の領地をも直  
 接拂下くる地續きの面積多尠ると以て民間  
 の所有者より買收するものに比して地價の低

魚雲泥の差あり、又緯度氣候は殆んど朝鮮平  
 壤の北端と同一なるが故に鮮人收容の地域と  
 して極めて適當なり、殊に持筆大書すへき本  
 起業の有望有利なる條件は地域平坦にして  
 西に化子沼といへる約一千町歩の池水あるこ  
 と是れなり池水は淡水にして鯉鮒其他の淡水  
 魚豊富なり現に附近村民にして本池の漁業と  
 以て生計を立つるもの多し加之水層深きを以  
 て水田用水源としては恐らく他に比類を見が  
 ちべく従つて本池に接續せる荒蕪地を相當設  
 備の下に開墾を行ひ水田と為し用水を本池に  
 仰くこと、せば水田事業絶好のものと思す本

事業は池水と機械灌漑に依り更に排水と同  
 様機械にて送轉するを以て旱魃にも降雨期節  
 にも決して用水の乾涸又は漲溢する虞れなく  
 池水面積より打算すれば池水一尺を灌漑す  
 れば優に千町歩の水田を耕耘するに足り耕  
 作面積を一萬町歩と假定して計算するも餘水  
 は尚潤澤なるべしとは専門技師の肯定する所  
 なり尚附近古老の實驗談に依るも本池水は  
 一丈以下に減したることなしと云ふ以て灌漑  
 用水として最適當なるを知るべく水田経営地  
 としては眞個理想の地域たり由來滿洲の水  
 田経営に就て主要の第一條件とする所は水利

即ち灌漑用水にいて水利は水田經營の生命なり、然るに滿洲の地たる適當の河川なくいて當業者の百方苦慮する所實に此一点に存す、現に本年に於ても大倉組及勸業會社並びに支那人の經營する農場は其用水に利用する清河の河水乾涸して爲めに殆んど全滅の悲運に遭遇したりしとは公報及新聞紙所報の如し然るに我々三台子の豫定農場地域は前記佐子沼の水利濼々として盡きざるあり、灌漑の便は他の農場と決いて同日の談にあらす、是れ本農場の一大特色として私かに誇りとする所のみあり。

## 四 東洋平和の一大關鍵

日支親善の實容易に學からずして西國の識者  
 眉を顰むるは今日の實状なり而も世界大勢の  
 歸趨を知らず東洋振興の計圖を忘れたる一部  
 の支那人は動もすれば排日の氣勢を鼓吹せん  
 とする時南滿地方に於て優越せる此廣大なる  
 土地を邦人の手に收め得らるゝは實に天與  
 の機會といふべし。此機會を逸せずして利権  
 を獲得し以て有望の事業を拓開することとほ獨  
 り鮮人問題の解決に資するのみならず、進ん  
 だ經濟勞力の範圍擴大となり国力發展の基礎

となるへし、又支那人との交渉關係に於ても此種の如き着實眞摯の事業は兩者握手の楔子となりて相互理解融合の機會を促進するを得べく政治經濟産業の各方面に對し百利あつて一害なく、東洋平和の端は此より啓けん、眞に是れ帝國の滿蒙政策として極めて緊切なるものにいて敢て絮言を要せざるなり。

予が微力短才を以てして此の國家的大事業と經始せんとするは聊か僭越の譏を免れざるべきまゝの考慮は一の實行に如かず、國家内外多難の際一日と緩ふすは一日の悔あるを知ら敢て身を横いて事業の創主に着手したる所



以なり。而して背後に國民後後の聲氣くなるは事業達成に就て勇氣を百倍するものにして予の感奮措く能はざる所のものなり。茲に不文を顧みず事業創立の理由顛末を略叙し併せて専門技師の作成したる水田見込調査書を添へ以て天下同憂同感の大方君子に懇ふ、幸ひに微意の在る所を諒とせらるれば高教を吝むなからんことと切望す。

大正十二年 月 日

芳 賀 左 源 司

## (附記)

在外鮮人の保護と滿蒙開發の極めて急務に属  
 すること、最近朝野有力者の齊しく認むる所  
 となれり、左に當局者との談話を掲げて参考と  
 する。

(大正十二年七月二十六日京城日報)

## 在外鮮人保護

施設完備の急務

大塚内務局長語る

大塚總督府内務局長は左の如く語る

在外鮮人保護に就ては總督府といたして緊縮

された経費の内から今年度でも八十萬圓も  
支出して施設を進めて居るのである。在外  
人の施設と云へば隣接した滿洲及蒙古に在  
住して居る朝鮮人に對する施設が重なるも  
のや又同方面こそ最も必要緊要事である  
在住数に至つては七十萬乃至百萬人と稱さ  
れる居るが事實は正確に知ることには出来ぬ  
と云ひ得る。目下施設を為しつゝあるものは  
先づ教育、衛生、生活の安定等を骨子とし  
て進めて居るのであつて相當の成績を挙げ  
つゝある然し現在の施設の如き全く九牛の  
一毛だにも相當せぬもので此等施設の充備

と急務とするが在外野人諸君の自覚も俟た  
なければならぬこと勿論であるが要するに  
費用の問題である施設に對する案に至つて  
は主派なものが澤山に出来ず自分の手許に  
各方面から蒐まつて居るが一箇所に一千萬  
圓も必要とする、されば徹底的に行かすとも  
可ふり充備したものにしやうとすれば少く  
ても一億萬圓乃至二億萬圓以上を要する總  
督府の總豫算を以てしても尚且思ふ通りに  
は出来ぬことにある不可能なことを云つて  
見た所で詮方がないものであるから来年度頃  
から以今少しく經費の許す範圍内に於て適

當に追めて見たいと折角研究中である、兎  
 に角内地とか朝鮮とか小天地に満足せず殆  
 と無限の滿蒙南洋に従事す可く遠慮無く進  
 出して新天地ヲ開拓すべく内地人も朝鮮人  
 も同方面に進出したら宜からうと思ふ施設  
 とか何とかよりも先づ利源の開發が根本問  
 題であるからである。

滿蒙開墾と農業 (大正十二年七月二十五日朝鮮新聞)

池田東洋拓殖理事談

滿蒙各地に於ける文化的施設に付いて日本官民が如何に一致協力して居るかは足一度彼地を踏んだ者の均しく驚異する處である。此の種の運動は常に旅順、大連、長春、奉天等の鐵道附屬地のみならず、沿線の中閤驛に於いても殊に激積の顕著なるものがある。滿蒙の南境は先づ此の土地の生産力を増加せしめることであつて、其の中堅を爲す者は矢張り支那地方民である。而して此の地方民の産業に對する智識の向上は一に先進

國たる在住日本人が個人的に發揮する能力  
信用にありぬばならぬ。換言すれば日本人  
の智的經濟的刺戟が一般的に土着民衆を啓  
發誘導して滿蒙全體の富力智力を増進せし  
むる事に由つて支那も日本も乃至は關係諸  
國も其惠に浴する事が出来るのである。  
此の意味に於て滿蒙と日本との間柄は最早  
政治的やなく産業的であつて同じ産業の中  
でも商業よりも農業の方が重いと云つて差  
支ない。  
何と言つても滿蒙は未だ農業國であるから  
先づ未墾の沃野を開拓且既墾地の改善をも  
計らぬばならぬ。而して農産業が發達すべ

はする程民力は増進し之に伴ふ商品の消化力を擴大せしめ得るのやある。殊に近時製造工業著しく發達して未だ日本國は時代の經過に伴つて製品を賣捌くハキ大市場を此方面に發見し得る事となるから農業智識の開發を忽諸にしてはならぬ。

世間動もす此は洲業に於ける日本人の農業経営は土著農民の本業を侵略するものだと誤解し易いが、此は農業の化學的理學的方面を無視した批評で、今日まで沿線に於ける日本人の活動が滿洲在来の原始的農業を産業化した實蹟を知らぬ臆断である。併



い之は同時に日本人の深く考察し不げれは  
ふらぬ點を吾人は常に土著農民より一步  
進んで耕耘法や種子の改善や農政の整頓に  
盡力する覺悟が必要である。関東廳の州内  
農政並に滿鐵の沿線農務経営は言ふまでも  
なく此の方針に出立してゐるのである。而  
して此の方針を實際化し得る者はさうした  
機関の衝に當り從事負や個人経営を執掌  
する日本農業者であらねばならぬ。

此の意味に於て公主嶺を根據としい熊岳城  
に農事試験場を設置せるは非常に價値ある  
ものと稱し得るものである。



# 回 議 箋

滿鐵興農 第 3 號ノ

大正 12 年 10 月 12 日起  
大正 年 月 日 決 定  
大正 年 月 日 發 行

所 屬 課 所

農務課

当社に於て調査芳麗を奉り、本年より直して市令刷新、併せて生活、之を以て通外に於て之を...

社 長

副 社 長

農務課長

農務課長

文書課長

農務課長

名作 芳賀左源司三台子水田企業に付請願  
本件計畫、大要ハ相崗有望、如キニ特ニ  
水源ノ關係並ニ揚水機、糧食設備不  
ニ就テハ果シテ確實ナラヤ否ニ関シ夫々為

南滿洲鐵道株式會社



關東第四〇三四號ノ二

大正十二年十月二十九日

關東廳內務局長 廣 瀨 直 毅

南滿洲鐵道株式會社

興業部長 貝 瀨 謙 吾 殿

農場計畫保證ニ關スル件

奉天琴平町十三番地芳買左源司ヨリ康平縣三臺子ニ於ケル水田開發拓計畫ニ對シ低利資金七拾萬圓融通方當ニ請願ノ次第有之候處該低利資金ニ對スル擔保トシテハ右土地全部ヲ提供スルモ不足ニ付貴社ノ保證ヲ以テ充當致度目下出願中ノ趣申出候處右計畫ニ對スル貴社ノ御意見詳細承知致度此段及照會候也





回 議 變

(乙號) 記事本紙面以上ニシテキハ丙號回議變ヲ連續スヘシ

番 號  
興農第 七五七 號  
大正 12 年 11 月 6 日 起案  
大正 12 年 11 月 19 日 發達  
主任

興農部長



農務課長



農務課長



名 件  
芳 旗 左 源 司 曲 農 場 計 画 保 證 関 係 件

安 事

興 農 部 長

閩 東 廳 内 務 局 長 宛

件 名

以 前 題 件 関 係 十 月 廿 九 日 附 閩 函 送 第 四 三 四

南滿洲鐵道株式會社





477

回 議 箋

號 寄

興農 八六一號

大正 19 年 11 月 29 日 起案  
大正 19 年 12 月 1 日 發送

主任

興農部 農務課 長

名 作

付 奉 尺 前 塔 湯 水 田 企 業 計 劃 案

農

奉 天 皇 島 嶼 農 務 課 長  
興 農 部 農 務 課 長

南滿洲鐵道株式會社





## 回 議 變

白藤、と存望、し、あ、一、共、企、業、計、劃、  
 内、容、不、明、<sup>所</sup>、開、留、三、村、完、女、と、各、年、  
 收、入、計、算、程、度、之、位、土、木、工、率、見、  
 積、多、兼、借、入、金、過、海、方、法、等、二、三、  
 詳、し、細、計、上、述、初、は、私、ハ、此、方、  
 有、教、ト、存、セ、し、故、呂、下、の、事、中、係、  
 在、

備考

1. 本件、土地、同、シ、テ、東、亞、初、業、に、於、テ、也、  
 獲得、シ、た、希、望、マ、リ、ヤ、之、間、知、ス、

2. 林、野、田、ニ、リ、東、亞、初、業、に、南、滿、洲、鐵、道、株、式、會、社、  
 協、議、セ、レ、タ、ル、上、に、詳、シ、ク、

# 在滿朝鮮人の現況

庶務部調査課 伊藤文十郎

## 一、移住沿革

朝鮮人が鴨綠江を越えて對岸地方に移住し、狩獵若くは人蔘の採取に従事したるは頗る古きことなるが未だ近代的移住を以て目すべきに非らず。清朝が女直族を以て滿洲に颯起するや、封禁政策を採り所謂長柵を築造し、空閒地帯を劃し、鮮人の越江竄入を防壓せしを以て、清朝初期に於ては鮮人の滿洲に移住せし形跡極めて稀なり。然るに清朝末葉に至り封禁の制漸く弛むに隨ひ、北鮮碓磳の地方に住むものは竊に江を越へて、對岸の處女地を開拓するものあり、特に明治二年及三年西鮮地方は大饑饉に遇ひ、飢饉に瀕せし貧民先きを争ひて國境を越へ露領及滿洲に流入するに及び、滿洲移住の鮮人頗る増加せり。特に北鮮方面に在りては朝鮮側の山嶽重疊して土地極めて碓磳なるに反し、間島方面即ち延吉、和龍、汪清及琿春（琿春は所謂間島協約には間島の中に包含せられずと雖通常一括して間島と稱せられ、鮮人の居住者極めて多し、又朝鮮にては延吉、和龍、汪清及琿春地方の一帯を北間島と稱し、之に對して鴨綠江流域地方を西間島と稱するが如し）の諸縣に至りては地味極めて豐饒なる

のみならず、山地帯と雖總て緩漫なる傾斜にして山頂までも耕作に適す、況や支那人の居住者皆無なりしに於てをや。其後日韓の併合は政治的不平の徒をして滿洲及露領に逃竄せしめ、又安奉線の開設は鮮滿の交通を至便にし、鮮内に於て生活的壓迫を被むるものをして續々滿洲に移住せしむるに至れり。而して此の趨勢は不自然なる壓迫の加はらざる限り將來も持續すべきものなりと信ず。

## 二、分 布

滿洲居住鮮人の數は之が調査の便なきを以て、その確數を知る能はざるが、今日迄に調査し得たる數は戸數十萬三千二百有餘、人口六十五萬三百有餘なりと雖、此等は到底其の全數と見ること能はず山間奥地にして調査の行届かざる所に居住するもの頗る多かるべきを以て、滿洲居住鮮人は七十萬を下らざるべし。今之を表示すれば次の如し。

關 東 州	奉 天 省	遼 寧 省	新 民 省	興 安 省
戸 數	戸 數	戸 數	戸 數	戸 數
一〇四	(大正十一年三月調)	五二〇	三〇〇	五、一二四
人 口	人 口	人 口	人 口	人 口
五七二	(大正十一年末調)	三、九一七	一、三四三	二五、八〇五

吉林省 (大正十一年三月調)	木	撫	順	東	城	甸	安	化	江	白	原	河	龍	豐	安	豐	四	四	遼	遼	通	其他	計	
戶數	二五〇	三二二	一、三三九	四四三	四、三〇七	五、二二四	二、九六九	二、一六五	二、六五八	三三二	二、一三一	四四四	一六四	一〇一	三九三	三五〇	一三二	七二九	三〇、二六六					
人口	一、〇〇〇	一、六〇〇	六、一一一	二、八八八	二一、四八八	二九、三〇三	一五、五五〇	一〇、九三〇	一七、五六四	一、八六四	一〇、四三九	二、一九三	八一三	五一二	一、七〇七	九六〇	八〇八	三、一一二	一五九、九〇七					

吉林省  
縣名

戶數

人口

一五二

九一二

在滿朝鮮人の概況

三

在籍朝鮮人の現況

樺	旬	七五九	三,五九二
類	樺	六一一	三,〇一七
濱	江	一四五	七一四
蔚	石	五八七	三,〇三三
敦	化	一〇三	一,六八六
伊	通	一〇九	四五七
寧	安	七七一	二,八五六
東	寧	三六九	一,九二二
稜	稜	二八五	一,四五九
間	間島總領事館管内	二二,八五七	一一〇,二二八
島	島子街領事分館管内	一一,一〇七	六〇,一〇七
延吉	延吉頭道溝領事分館管内	一六,九七八	九三,三二四
汪清	汪清頭道溝領事分館管内	一七,六九七	三四,一四六
琿春	琿春領事分館管内	三六七	一六三,四八〇
其他	其他諸縣計	七二八九七	四九〇,〇二〇
計	計	三一四	六六一
黑龍江省	計	一〇三,五六八	六五一,〇九六

此等鮮人の大部分は田舎に居住して農業を營み、市街地に住するものは三千六百餘戸、一萬三千七百餘人に過ぎず。

## 三、生活及職業

鮮人の滿洲に移住せる歴史は極めて古しと雖、民族的社會的に一種の勢力を形成するに至りしは最近三十年來のことに過ぎず。此等移住者の大部分は滿洲の土地肥沃にして而も廣大なるを聞き、朝鮮内の生活的壓迫を避けんが爲無資力にて渡來せるもの或は政治的不平を懷きて逃竄せるものなるを以て、生活の基礎不確實なるのみならず、閩島地方を除くの外は土地の所有權を獲る能はず（但し吉林省特に閩島方面に在りては、支那に歸化するときは容易に土地の所有權を獲らるゝを以て、所謂假歸化の手續を採るものあり、或は數人組合を造り假歸化を爲したるものゝ名義を以て土地の所有權を獲るもの多し）又農耕に従事せんと欲するも、土地の借入に就きて種々の不利不便あり、且生活費及農耕資金を有して渡來するもの稀なるを以て、秋の收穫を引當てに、支那人地主より高き利率を以て前借を爲し、僅か六箇月位にて數倍と爲して返却せざるべからず、加ふるに支那官憲の誅求及馬賊の被害あり、更に近年に至りては不逞鮮人の強徵頻繁なるを以て、朝鮮西北部地方に比し、農耕地として有利なるにも拘らず、常に困窮の状態に在り、且數年前迄は支那人地主は相當の條件を以て荒地を貸與せしが、最近耕作の容易にして收穫の少からざるを見て小作料の引上を迫り、或は土地の返還を求むる等迫密漸く甚しく、特に奉天省に在りては鮮人に對し、土地に關する確實なる權利を與へざらん

か爲、小作契約は一箇年毎に更新すべきを命令しあるを以て、鮮人農家の安定を缺くこと甚しく、其の結果數年間勞苦に成る美田を放棄して、轉々移住し新なる境遇を開拓せざるべからざるもの多し但し在滿鮮人は前述の如く、生活に餘裕なしと云ふと雖、朝鮮内地の下層農民に比し決して劣れるものに非らず、特に間島方面に於ける朝鮮農民の生活は相當に豊かなるもの多し。

在滿鮮人の服裝は地方に依り一様ならざるが、概して鴨綠江流域地方に在りては支那服裝を爲すもの多く、間島方面及鐵道沿線地方は鮮服を著くるもの多し、食物は鴨綠江流域に在りては米若は粟を主とし、其他の地方は粟若は高粱を主食とす、家屋は間島方面は生活稍裕なるを以て、孰れも相當の家屋に住するが、間島以外の地方は年所蓄き鴨綠江流域地方と雖極めて矮小にして、粗雑に且不潔なるを常とす、又支那人家屋の一部を借入れ住むものも少からず。

在滿鮮人の職業別は戸口の判明せざる以上に明瞭を缺くが、大體に於て市街地に住するものは商工業、其他の雜役に従事するが、地方在住者に在りては、その九割七分迄は農業に従事すと見て大差なかるべし。唯北滿殊に哈爾濱方面に在りては、阿片密賣及煙館業(阿片吸飲所)に依り衣食するもの頗る多し。

#### 四、教育、宗教及衛生

##### 甲 教 育

滿洲居住鮮人は十數戸集團するや、先づ寺小屋を設けて子弟の教育を企圖する傾向あるも、此等居住鮮人は多く山間、溪谿に點在するを以て、勢二三百乃至三四戸宛集り居住し、他の鮮人の住居とは十數町も距るあり、而も其の間交通の便悪しく、加ふるに間島及鴨綠江流域地方の一部を除きては移住後年所淺く生活の基礎定らず、居住安定を缺くもの多きを以て、戸口に比し教育機關頗る少數なるを免れず。最近朝鮮内に於ける教育熱勃興の影響を受け、逐年教育機關増設を見つゝありと雖、未だ生活に餘裕あるもの稀なるを以て、折角設置せる學校若は寺小屋も概して維持困難なるは勿論、設備不完全に、教師其の人を得ず、學校と稱しながら、舊時の寺小屋と何等異なるなきもの比々然り。近年朝鮮總督府は、此等の學校中相當信用あるものに對して補助を爲すと同時に、間島方面に在りては普通學校五、中學校一を自ら經營したるに、一般鮮人の歓迎を受け、耶蘇教會設立の學校生徒も争うて入學を請ふ状態に在り、又滿鐵會社は鮮人の鐵道沿線に移住するもの漸く多きに察し、奉天、鐵嶺、長春等に於ける鮮人子弟教育の學校に補助を與へつゝあり。

今朝鮮總督府の經營及同府並滿鐵會社の補助經營に係るものを擧ぐれば次の如し。



一、朝鮮總督府經營に屬するもの

學校種別	學校數	生徒數	大正十一年度經費
中學校	一	四三九	三六、七三一
普通學校	五	九六七	九六、二五〇

二、朝鮮總督府の補助に係るもの

普通學校及寺小屋 以上計	學校數	生徒數	大正十一年度補助金總額
	四三	一、五四七	四四、〇〇〇
	四九	二、九五三	一八二、九八一

三、滿鐵會社の大正十一年度補助に係るもの

奉天普通學校	鐵嶺育英學校	長春扶餘學校	海龍東山學校	補助員	補助教師
五六〇	一〇、九〇〇	二、一〇〇	二、三〇〇	二	一

次に滿洲全體に亙る鮮人學校を擧ぐべし。

地方別	學校種別	學校數	生徒數
關島方面(運春を含む)	中學校	一	四三九
	普通學校	四	六一七
	私立學校	六〇	三、二八八
	同		

鴨綠江流域方面  
 同 奉天省內鐵道沿線及其屬地  
 北 滿 沿 一 帶

私立學校及寺小屋  
 普 通 學 校  
 普 通 學 校 及 寺 小 屋  
 普 通 學 校 及 寺 小 屋  
 中 學 校  
 普 通 學 校 及 寺 小 屋

一六四  
 一  
 二八  
 一二  
 一  
 二六九

一、四五〇  
 二、二六五  
 一、一四九  
 三、一八  
 四、三九  
 七、〇八七

最近吉林省官憲は鮮人の漸次發展しつゝあるを認め、其の子弟を自國の學校に於て教育せんと欲し之を強要する風あるを以て、鮮人子弟にして支那國民學校に就學し居るものなきに非らざるが、多くは之を喜ばず、上述の如く支那人とは別箇の教育機關を設けつゝあり。然れども其の多數は教師に其の人を得ず、基礎亦甚だ不確實なるを免れざるのみならず所謂不逞思想の涵養に努むるものさへあるを以て、總督府は之が改善の要を認め、將來に望を囑し得べき學校に對して上述の如き補助を爲すと共に、總督府の經費を以て相當資格の教師を派遣し、之が改善に努力しつゝあるが如し。但不逞鮮人の跋扈し、我官憲の威力及ばざる地方に對しては如何とも手を下す能はざる状態に在り。

## 乙 宗 教

在滿鮮人の宗教關係は朝鮮内に於けると大差なく、而も其の大半は交通不便なる地方に分散するを以て朝鮮内に比して更に無宗教者の多き状態に在り、唯豆滿江及鴨綠江對岸地方は耶蘇教の色彩稍濃厚にして、殊に北間島地方は監督派及天主教相當に勢力を有し、學校病院等を設立して信者の吸收に

努む。又朝鮮特有の侍天教、大宗教、天道教等ありて布教に従事しつゝあるが萎靡振はず、此等各派は何れも鮮内に於ける獨立運動と氣脈を通じ、相利用して各自の發展を圖りつゝあり。近時朝鮮内外の獨立運動漸く下火となるや在韓鮮人間の宗教運動もそれと共に衰退の傾向あり。

以上は主として豆滿江及鴨綠江對岸地方の狀況なるが、鐵道沿線及其附近の鮮人は移住日淺く、未だ宗教關係の觀るべきものなきが如し。

### 丙 衛 生

滿洲に居住する鮮人は概して衛生思想幼稚にして、間島方面を除くの外は生活に餘裕なきのみならず鐵道沿線地方を除きては醫療機關極めて乏しく、且上述の如く鮮人の九割以上は農業を營みて山間僻地に散在し、自ら一都市を形成せるは間島方面に於て僅に二三あるに過ぎざるを以て、縱使醫療機關ありと雖、重症を除くの外は自ら都市に出でて治療を受くる事極めて稀に、多くは賣藥若は極めて低廉なる漢方醫の疹瘰を受くるに過ぎず。然るに其の居住する家屋及院内は極めて不潔にして、馬糞塵芥飛散し、蒼蠅、蚊虻跳梁し、屋内は一種異様の臭氣に充ち、一見其の非衛生的なるを想はしむ故に呼吸器病者多く、花柳病患者少からず、又夫々の時期に於て赤痢、チブス等の傳染病も亦少しとせず。朝鮮總督府は此等の事情に鑑み、龍井村に於て慈惠醫院を設立して一般の醫療に應ずる外、鮮人の窮民に施療せしが、其の結果極めて好良なりしを以て、間島方面に於ける主要都市は勿論、四

綠江流域地方の諸都市にも醫師の資格あるものを囑託し、相當の補助を與へて鮮人の窮民に施療し、種痘は無料にて之を爲し、又時々地方を巡回して施療をも爲さしめつゝあるを以て、奥地居住鮮人も漸次其の餘澤に浴することならん。

今朝鮮總督府の經營する間島龍井村の慈惠病院の外、其の補助に依つて主として鮮人の治療に當る醫師の配置せられある場所は次の如し。

安東、奉天、興京、通化、柳河、吉林、哈爾濱、臨江、鄭家屯、鐵嶺、様子哨、拘鹿、北山城子  
局子街、頭道溝、琿春 計十六箇所

配置準備中の場所は次の如し。

寬甸、長白、輯安、桓仁、百草溝 計五箇所

尙間島に於ては鮮人小農の唯一の財産は牛なるにも拘らず、牛疫に對する豫防施設なきに鑑み、朝鮮總督府は朝鮮人民會に一萬五千圓を補助し、牛疫の豫防注射を實施し、且獸醫三名を配置して之が豫防に關する施設を爲さしめつゝあり。

## 五、産 業

在滿鮮人中商工業に従事するものは極めて少く、而も其の所謂商工業は穀物商、雜貨商、鍛冶、

農具及靴の製作、宿屋、飲食店等の類にして殆ど擧ぐるに足るものなく、其他は總て農業を營む、其の農業者中七割は畑作に従事し、他の三割は水田耕作に従事す。間島方面に在りては廣大なる沃野は幾ど鮮人の有に屬し、大豆、白豆、高粱、包米、粟等の畑作物及米を産し、特に水田は最近の試験に係るものなるが、其の結果良好なりしを以て、局子街其他に於て大規模の水田計畫あり、兎に角間島方面に於ける産業の基礎は鮮人によりて成立し居ると云ふも決して誇張に非らざるなり。然るに間島以外の地に在りては鮮人の土地所有は幾ど不可能なるのみならず、已に支那人の先住して開墾の餘地なき状態なるを以て（但し吉林省東北密山縣方面には鮮人の移住開墾に適する餘地ありて最近鮮人のこの方面に移住するもの漸く多し）從來の鮮人は鐵道沿線に於けるが如く支那人の放擲して顧みざる低濕地を一年乃至五年の期限にて支那人地主より借入れ小作を爲すか或は鴨綠江流域の如き山地帯に在りては支那人地主との間に小作契約を爲して穀谷に水田を作り、或は鋤犁を容るゝに堪へざるが如き急勾配の山阪を耕作して、包米、高粱、麥等を産すれども畑作としては支那人のそれに比較し幾ど論ずるの價値なし。唯水田の耕作は幾ど鮮人の獨壇場と云ふも不可なく、鮮人の居住する所必ず水田の存在するを見るべく、現今滿蒙の水田は關東州四百町歩、奉天省三萬七千町歩、吉林省一萬四千町歩計五萬一千餘町歩にして、之より産する粃約百五十萬石の中其の約八割五分は鮮人の手に生産せられたるものと見て大差無かるべし。然りと雖近時支那人が水田の有利なるを悟り、自ら之が耕作

に従事するもの漸く増加の傾向あるを以て、支那人が水中に足を浸すを嫌ふが故に、水田の耕作に適せずと自ら樂觀し、何等の顧慮を拂はざるが如きことありては或は墮躰の悔を貽すことなきを保し難きを以て、今より十分なる警戒を爲すの要あるを認む。

## 六、金 融

滿洲には日本及支那の各種金融機關あるを以て、鮮人中相當の資産あり信用ありて、都會及其の附近に居住するものは此等の銀行及其他の金融機關を利用し得べきは勿論なるが、鮮人の多數は上述の如く奥地に居住して自給自足を爲し、銀行等の金融機關を利用する必要比較的少く、又之を利用し得る資力信用を有するもの極めて少し。然りと雖其の實際に就いて觀るに、滿洲に移住する鮮人の多數は少しの資金をも擁せざるが故に、支那人の土地を小作するに當りても、初年に於て先づ地主より秋の收穫時迄の生活費及農耕資金を借入るゝもの多く、此等の金利は最低月利四分乃至六分にして、吉林奥地の如きは月一割五分より二割に及ぶものあり、又當舖即ち質屋のある所にては月利三四分にて資金の融通を受くるを得れども、前述の如く無資力なる彼等のことなれば、提供すべき擔保品に乏しきを以て、高利の借入れを爲すが常にして、春夏の交に借入れたる食穀は秋收後數倍と爲して返還せざるを得ず、營々として勞苦に服しながら、其の結果は支那人地主の懐を肥すに終るの觀あり。此等

の點より考ふれば地方農民の爲め相當の金融施設を講ずるは眞に緊急の事に屬す。斯る情勢に當り在滿朝鮮人の利用し得る金融機關は如何と云ふに、問島龍井村に在りては

イ、朝鮮銀行出張所 は一般人に對して銀行業を營みつゝあるが、同所の朝鮮人貸付額は貸出總額の二割乃至二割五分に過ぎず、鮮人の獨占に係る問島に於て猶且之を利用すること斯くの如く少きは鮮人は主として農業に従事し、田舎に居住し、銀行を利用する機會少きを以てなり。

ロ、救濟會 明治四十四年龍井村の火災復舊の爲統監府より二萬五千圓を下附して龍井村救濟會なるものを組織せしめ不動産を擔保として、内鮮人に低利貸付を爲したるに起因し、後問島在住鮮人一般の金融を援け農耕の改善を圖らしむるの必要に迫られ、大正七年より其の業務一切を東洋拓殖會社に委託し以て今日に及べり、同會は土地及地上權を擔保として貸付を爲すものにして、鮮人の之を利用するもの極めて多し。

ハ、朝鮮人會金融部 問島在住鮮人救濟の爲日本政府の下附したる十萬圓を問島の各朝鮮人會に分配し、之を資金として各民會毎に設置せるものにして、一人最高百圓を限度とし日歩五錢にて主として農耕資金の貸付を爲すものとす、朝鮮銀行の利用は商人に限り、救濟會は擔保物鑑定の煩累上千圓以下の小額貸付は取扱はざるを以て、朝鮮人會金融部は下層農民の間に歓迎を享け、貸出を希望するもの相亞ぐの狀態に在り。

此の外奉天には朝鮮農民に對して、主として農耕資金を貸付くる目的を以て設立したる資本金百

萬圓の株式會社協濟公司ありて、鮮人に金融の道を開き安東には協成銀行あり、主として鮮人及内地人に對して銀行業を營みつゝあり。

上述の如く鮮人を目的とする金融機關は間島及奉天、安東の數箇所二三之れあるに過ぎざるを以て鮮人の發展を圖る爲には組織あり且鞏固なる金融機關の設立は急務中の急務とす。

## 七、自治機關

滿洲に於ける鮮人の集團地に在ては鮮人相互の和親睦を圖ると共に窮民の救助、衛生状態の改善、産業の獎勵等共同的福利の増進と災害の防止を目的とし、所轄領事館の認可を経て保民會、朝鮮人會、朝鮮人居留民會等を組織し、領事館監督の下に夫々會務を處理しつゝあり。而して本會は會員よりの賦課金、諸證明、手数料並日本官廳よりの補助金を以て維持し、官廳と會員間の意思の疏通、命令の傳達を爲し、又會員より官廳に提出する諸願届の進達及諸種の證明をも爲すと共に、學校の經營にも當りつゝあり、而して鮮人の多く居住する鴨綠江及豆滿江對岸地方の各縣公署所在地には大抵支部あり、又其縣内に於ける鮮人の集團地には更に分會ありて各會務を處理す、此の中保民會は不逞鮮人の迫害を避くるの目的を以て、濟愚教徒が初めて興京に設立したる自衛團體にして、一時は日本官憲の援助もあり、武力を以て不逞鮮人を壓迫して大なる勢力を有したるが、其後鮮人間の内訌及び支



那官憲の制肘とに由り今は漸く衰微の状態に在り、此の外鮮人農民の自治機關として農業組合等ありて、農業の改善を圖りつゝあり。

## 八、不逞鮮人と治安

所謂不逞鮮人とは排日不逞の鮮人を意味すれども、之を思想方面より觀るときは大別して無主義不逞の徒と、主義的愛國者となるべし、後者は日韓併合と共に發生せられたるものにして、朝鮮の復活を目的とし、自力若は列國の力に依りて其の目的の遂行を企圖するものにして、不逞者中の首領株なるが、其の數極めて少く、不逞者中の一小部分に過ぎざるものなり。これに反して前者は不逞者中の大部分を占るものにして、同時に主義的愛國團體中の主要部分を形成す、此の徒は純然たる無類不逞の輩にして、常に武器を携帯し獨立軍資金に藉口して、善良なる鮮人を強迫し、金錢の掠奪を事とするものにして、支那の馬賊と何等異なるなし、故に此奴輩を不逞鮮人と唱ふるは名實相副はざるを以て寧ろ朝鮮馬賊と稱するの可なるを覺ゆ、又此の徒が不逞鮮人の主要部分たることは注意を要することなりとす。滿洲に於ける不逞鮮人の根據は北滿に在りては、露領沿海州に接近せる東寧及寧安地方にして、南滿に在りては盤石、長白、臨江、柳河、輯安、通化、桓仁、興京、寬甸の各縣に夫々根據地を有す。其の中北滿方面は沿海州に近き吉林省各縣及沿海州に根據を有する金奎植の大韓獨立軍團、即

ち高麗革命軍に屬するものにして、南滿方面は大韓統義府と稱し、上海假政府と密接なる連絡ありて金東三之が首領たり、桓仁縣と寬甸縣との境なる小雅河に其の根據地を有す。

不逞鮮人なるものは上述の如く無賴不逞の徒大部分を占め、隨つて其の行動は馬賊と何等遜ぶなきを以て、鮮人同胞の發展などは彼等の理解し得べき所に非らず、故に良民が早春以來孜々として勞苦に服し擧げ得たる秋季の收穫も、一半は支那地主に納付し、残りの一半は漸く自己の手に入りたりと思ふ頃には所謂不逞者は軍資金の募集と稱し、拳銃を擬して強奪し廻はり、之を日本官憲に密告するも數里乃至十數里を距るを以て急場の間には合はざるのみならず、反つて密告したりとの故を以て殺害せらるゝを常とす。されば鮮人等は日本官憲に密告しても、何等の保護を享くる能はざるのみならず反つて殺害に遇はんよりは不逞輩の要求に應じ、生命だけなりとも取止め居る方得策なりと考へ居るが如し。然らば支那側は如何と云ふに警備機關としては、警察所、保衛團及軍隊ありて其の機關は整備し居ると雖、警察官及兵士は馬賊の假面を被り居るものにして、今日の警察官及兵士は明日の馬賊にして、素質の劣等なること言語に絶し、其の俸給は一箇月六、七元より十二、三元に過ぎざるのみならず、宿舍、食料及馬匹の飼料は自己の支辨に屬し、漸く生活を維持するが如き状態なるを以て、彼等の出で、地方の警戒に當るや、人民の物資を徵發し、食料を支拂はざるが故に、其の嫌忌せらるゝこと馬賊よりも甚し。保衛團は警察所を援けて地方の警備に當り、而して其の壯丁は當該地方の

丁年者之に當るべきを以て、此の制度にして實際に行はれたらんには、地方の治安を維持するに十分なるべしと雖、如何せん爛熟したる社會には善制良法も其の効果を發揮する能はず、壯丁は警察官と同様月六、七圓にて雇傭せらるゝ關裡地方の苦力なるを以て、當該地方の治安には幾ど痛痒を感せざるなり。最近支那官憲は鴨綠江流域地方を横行する不逞鮮人調査の爲、東三省清鄉局より調査員五名を任命して不逞輩の行動を調査することよしたるが、此等も支那官吏の通弊たる官職を以て一の商賈と看做し居る以上、不逞なる鮮人にせよ、支那官憲及支那人民に對して直接損害を加へざるときは、贈賄の多きに加擔するは極めて當然のことにして、餘裕ある不逞の徒の看過せられて、餘裕なき良民の冤枉に苦しむもの少からず、但し時偶日本官憲に對する面目上一二の不逞輩を擧ぐるごあるは勿論なり、現に柳河縣駐在の調査員謝子明の如き、不逞團の巢窟と稱せらるゝ自己管轄下の三源浦に精米所を設立し、原料米を蒐集する爲自己の地位を利用し、三源浦の水稻は精白したるものに非らざれば外郷に移出する能はずとの命令を發せんとしつゝありしが如き、官職を以て純然たる一の商賈と心得居るが如し。斯る徒輩にして不逞鮮人を調査し、取締り得ることあらば、开は一代の奇蹟と云はざるべからず、自國の官憲及人民に對して暴行、掠奪を敢てする馬賊をも取締り得ぬものが、如何にして自己の官憲及人民に對して何等の損害をも加へざるのみか、反つて自己の金穴ともなるものを、恨み多き他國人に毀害を加へたりとの理由にて、嚴重に處罰を加ふるならんと考へ居るものあらばそれは餘

程のお人好しと云はざるべからず、吾人は支那官憲が決して不逞鮮人を取締り得るものに非らざるを信せざるを得ず。

以上は不逞鮮人の跋扈する地方即ち間島の一部及滿鐵沿線を除ける一般地方の状況なり、故に此等日本官憲の威力及ばざる地方に在りては、鮮人は生命保持の目的の爲心ならずも、不逞輩の命令に服従し、所謂軍資金の募集に應じて曲りなりにも、其の生命を維持せんことに努む、唯此等不逞輩の行動及従来よりも悪辣に傾ける、支那馬賊の掠奪に堪わぬものは、數十年若は十數年來居住し、生活の基礎漸く定まれるにも拘らず、其地を捨てて朝鮮内に歸還するか、或は馬賊若は不逞の徒の被害少き地方を覺めて、新に生活の基礎を造らんと轉々移住せざるべからざるは、悲惨なりと云はざるべからず。但し間島地方は我領事分館の襲撃せられし以來、我警察官駐在し、地方の治安保持に努めつつあるを以て、間島方面は管に不逞鮮人の襲來極めて稀なるのみならず、馬賊と雖容易に侵來することなく、支那官憲と雖我國を憚り、容易に従來の如き不法の行動を爲さざるが如し。

上述の如く不逞輩の行動は在滿同胞鮮人の發展を阻害すること大なるが、然らば彼等不逞の徒の中主義的愛國者たる首領等は、此等の馬賊的行動及自己等の將來に對して如何なる考を有するか、今天津に在る國民代表會首領にして、興社團長たる安昌浩の談話に曰く、

間島方面に於ける所謂獨立團の暴虐は惡みて尙餘りある次第にして、我等の光復事業に益なき

は勿論、之が爲反て諸外國に對する我々朝鮮民族の信用を失墜し、眞面目なる獨立運動の勢からざる障礙たることは余の夙に認識し居る所にして、此の事に就ては先に梁起鐸老(國民公會代表)よりも自分に對し、屢次書信を以て意見を需められたることあれども、自分の考にては元來彼等は獨立を賣りて強盜を働くものにて、其の獨立運動に對しては、何等の理解も誠意をも有するものに非らざるを以て、若我輩にして彼の地に至らば、彼等は我輩の物と雖之を奪ひ取るべし、故に彼等を現狀の儘に放置することは、地方住民の爲誠に遺憾に堪わざれども、彼等を説得して之を常業に復せしむるが如きは、獨り我輩の能くせざる所たるのみならず、恐らくは換ふるに何人を以てすども到底不可能事に屬すべきを以て、暫時放任して成行に委するの外策の施すべきなきを思料す云々。

と、馬賊的行動に對して主義的愛國者等が如何に憎惡しつゝあるかを知るべきなり、又朝鮮の獨立に對して如何なる希望を有するか、今華府會議の際渡米せる在京城東亞日報の記者金東成の所感に曰く、今回の太平洋會議は一般朝鮮人の期待を裏切り、何等朝鮮問題が議題として現はれざりしのみならず、平素多大の信頼と敬意を拂ひ居りたる英米兩國の如き、何れも自國の利益を圖るに汲々とし、朝鮮問題の爲、日本の感情を損はざらんことに努めたり、況や該會議の目的は日、英、米の三大國が互に衝突なく、永遠に平和の福利を享受せんとするに在りて、弱小民族問題の如きは、其の目的に非らざりしこと推察に難からず、之が爲日本は却て世界五大強國の伍班を超越して三大強國の一

に列せし形となり其の勢威益揚り、米國の日本代表を遇するや、實に款待と厚遇の極を竭し、列國使臣亦其の鼻息を窺ふに努めたり。斯る狀況なるを以て余は始めて日本の國力の意外に強大なるを覺ゆると同時に、朝鮮獨立の如き日本の諒解の下に非らざれば到底不可能なるを知悉したり、惟ふに從來米國其の他の外國人が朝鮮獨立に贊助同情するが如き態度ありしは、決して誠意に非らずして畢竟宗教宣布の一手段として巧みに鮮人の心理に迎合したるに過ぎず。要するに朝鮮獨立の如きは當分絶望なるを以て、吾等鮮人は宜しく教育、産業の如き文化的施設に熱中し、實力の養成に盡さざるべからず。余は出發に際して心中絶大の希望を抱きしに拘らず、今や悄然として空手歸來せしことの頗る腑甲斐なきを謝し感慨無量なり、將來は米國人の如き野心家に信倚せず、寧ろ多額の軍費と武器の供給に吝ならざる露國共產黨と結ぶに如かず云々。

又上海假政府大統領李承晩は最近布哇に於て演説して曰く。

朝鮮人は宜しく教育を振興し、徐々に實力を養成すべし云々。

と以て鮮人の不逞行動及獨立に對する感想の一般を知るに足らん。されば不逞の徒も漸く從來の空虚なる妄動の何等獨立に益するなきを悟り、柳東説は黑龍江省方面に、朴容萬は寧古塔方面に、大韓統義府は桓仁、寬甸方面に於て農業の經營に従事し、鄭安立は日支問題解決の捷徑として、全滿洲の在住鮮人を全部支那に歸化せしめ、此等鮮人に依り日支兩官憲諒解の下に東三省朝鮮人自治團體を組織

し之に自衛團を附設して、馬賊及鮮匪の取締並赤化防止の任務を與へ、以て對朝鮮人策を解決するに如かずと爲し、支那官憲に出願したるが如きは、鞏近に於ける在外不逞鮮人の自覺を表示するものにして、昭に其の思潮の傾向を物語るものと云はざるべからず。

## 九、鮮人の日本及支那に對する態度

冷を去りて熱に就き、弱を凌ぎて強に編ぶるは人類一般の性情なるが、半島民族は其の地勢上自己保存の爲め、環境民族の隆替に注意して衝背を決すること數千年に及べるを以て、彼等鮮人の感受性の極めて鋭敏なることは到底吾人の想像し得ざる程なり。特に滿蒙は日、露、支三國勢力の競争地點なるを以て、鮮人は常に此等三勢力の消長に注意し、自ら其の利益とする所に趨るなり、但し茲に注意すべきは鮮人は一般に日本が朝鮮を滅ぼしたるものなることを記憶し、多少なりとも報復の念を有することを知らざるべからず。

由來鮮人は支那を大國と稱し、支那人を大國人と呼びて相當の敬意を拂ひ來れり、特に間島地方に於ては日清協約に據り、鮮人は支那人と同様土地所有の權利を有すと雖、支那官憲は鮮人の土地所有は日本の土地侵略の前程なりと曲解し、歸化鮮人に非らざれば土地の所有を許さざると同時に、鮮人の歸化を勧誘し、又學制を統一し郷社の廢合を企て、大に鮮人の懐柔に努めたる結果、鮮人の支那に

歸化するもの一時は非常に盛なりき。然るに支那官憲の歸化鮮人に對する態度は最初の聲明に副はず自他國民の間に大なる溝壑あるのみならず、土地の所有に制限を設け、或は官憲及巡警、兵士等の不法不正の行爲少からざるも、一旦歸化したる以上は訴ふるに所なく且不逞鮮人及馬賊横行して、頻りに生命財産の脅威を受くと雖、支那官憲の威力及ばざるのみならず、或は却つて不逞輩に買収せられ、彼等の行動を暗黙の間に是認する地方さへあり。然るに一方日本は日支協約に據り日本の勢力漸く加はり、殊に最近間島に於ける我警察力の偉大なる増加と、鮮人に對する各種の施設とは漸く鮮人の認むる所となり、支那官憲を遠ざかりて日本官憲に近づくもの漸く多く、支那人及支那官憲の不正不法の行爲を我官憲に來りて訴ふるものさへあるに至れり。

以上は吉林省主として間島地方の状態なるが、奉天省方面に在りては吉林省と異り、開墾幾ど完成して新に墾民を容るゝの餘地なきのみならず、間島方面の如き條約關係なきを以て、支那官憲は移住鮮人の懐柔に努めず、反つて之を壓迫して國外に驅逐するの傾向あり、随つて鮮人は支那官憲及支那人の驅逐を免るゝ爲、彼等の命令に服従するは不得所なりと云はざるべからず。

以上は鮮人の支那に對する態度なるが、日本に對しては如何、一般不逞の徒は支那官憲及人民の好意を得んが爲官憲を買収し又は支那人に對しては何等の危害を加へざるに反し、日本官憲及日本人に對しては勤々もすれば危害を加ふるが一般良民は自己の生活上支那官憲及地主の好意を得んことに努む



るは勿論なりと雖、國際關係上に於ける日本及支那の如何なる地位に在るかは無智文盲の徒と雖、臆  
氣ながら承知し居るを以て、彼等鮮人の民族性として日本の滿蒙に於ける權利の薄弱なるを知り居る  
にも拘らず、常に日本官憲及日本人に接近し、以て其の助力を得んことに力む、而して事實上鮮人の  
爲衷心より其の救済に盡力しつゝあるは、日本を除きて他に有り得べからず、鮮人の日本に傾慕する  
は自然の理なり。



大正十三年三月末現在

才西決算報告簿及留款

大正十一年度事業實績

東亞勸業株式會社



相當ノ效果ヲ見得、レト信ス

大正十二年度取得土地一覽表

(一畝八成約六畝ノ相當ノ大正四)

取得年月日	讓渡人姓名	所在地	所屬	地目	面積	單價	價額	格
一三四五	平尚正志	通遼縣 哈拉火燒	農墾	水田	一〇〇〇〇	二二四	二二四〇〇	〇
〇	〇	〇	〇	地	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	地	〇	〇	〇	〇
一五六六	張新甫	瀋陽縣 四路	農墾	水田	二二二	一九六	四三六〇〇	〇
〇	〇	〇	〇	地	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	地	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	地	〇	〇	〇	〇
一七八一	趙書綏	柳河縣 牛道	農墾	水田	五五〇	一七六	九七五〇〇	〇
一八九三	陳榕堂	新民縣 西廟五間房	農墾	荒地	二〇〇	一四三	二八〇〇	〇
一二〇二	胡維瓚	瀋陽縣 西門牛房	農墾	水田	八八二	二八七	二六二八八	〇

一六三九	郭慶元	洛陽縣	農	水田	五〇〇〇	五七	二六五	一〇、二六九
一六二五	黃錫鈴	新武縣 洪家鎮	公本堡	水田	一三五〇	二二八	四〇八五三	
一六一五	宋君信	新武縣 公本堡		荒地	一〇〇〇	一三四一	一三四五	
一六一一	軒永樓	洛陽縣		烟地	八六一〇	一〇四三	九〇〇二七	
一六〇八	張新甫	洛陽縣 西洛	吳家莊	水田	八八九三	二〇七六	一八四一三七	
一六〇二	施有政	新武縣 城寨子	公本堡	烟地	三七九六	一〇一四	三八三六八	
一五三八	高毓亮	洛陽縣 神木軍		水田	一〇〇〇	二五八三	三八四一三三	
一五二八	蘇成亨	洛陽縣 以峯堡		水田	六八〇〇	二五五八	七六六三八	



合計  
 西元九元  
 西元五元

尚前表外十二年度之於一年租契約ノ以テ土地使用權ヲ獲得シ得ル者ノ  
 在ノ如シ

信好

大正十二年度土地使用權取得一覽表

年租	出租人	所在地	所屬	他目	面積	單價	金額
一五六一	交吉堂	瀋陽縣 高台子	農場	水田	五〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇〇〇
	鄭萬英	〃 三台子	〃	〃	二一〇〇	二〇〇〇	四二〇〇〇
	梁保興	〃 高台子	〃	〃	四五〇〇	二〇〇〇	九〇〇〇〇
	王大有	〃 老边村	〃	〃	一〇〇〇	二〇〇〇	六〇〇〇〇
	高文輝	〃 高台子	〃	〃	一〇〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇〇〇
	蘇普亨	〃	〃	〃	二〇〇〇	二〇〇〇	四〇〇〇〇
一五四一	王潤光	〃 納木潭	〃 公人堡	水田	六九五	三六二	二五〇〇〇
	陳裕堂	〃 新民縣 西公人堡	〃	〃	一四〇〇	三三六	四七四八〇
	林學根	〃	〃	〃	一三〇〇	三三五	四一〇〇〇

備考

公太堡農場年租地八十三年度ヨリ年租ノ格ナレルモ年租契  
約ヲ結ヒタルハ二十一年度ニルヲ以テ茲ニ記載セリ

前記ノ如ク本年度ニ至リテハ細心ノ注意ヲ以テ上世田得ノ歩  
ヲ進メタルヲ以テ奉天附近既設水田ノ取得ノ間ニテハ豫定  
ノ計畫ニ比シテ約六百町歩ノ取得増加ヲ見ルモノヲ得タリ  
尚次年度ニ繰越取得ノ中豫定ノ下ニシテ本年度及後  
ヲ進メタルモノ在リ如シ

大正十三年度繰越取得見込地

農場別	所在地	地目	町	段	畝
大孤山農場	大孤山	水田	一〇	一〇	一〇
	大孤山	水田	一〇	一〇	一〇
	大孤山	水田	一〇	一〇	一〇
	大孤山	水田	一〇	一〇	一〇
	大孤山	水田	一〇	一〇	一〇
	大孤山	水田	一〇	一〇	一〇
	大孤山	水田	一〇	一〇	一〇
	大孤山	水田	一〇	一〇	一〇
	大孤山	水田	一〇	一〇	一〇
	大孤山	水田	一〇	一〇	一〇

合 計	未設農場	〃	〃	災家荒	公太堡農場	〃	〃
	候家荒 澤白宮園 荒地	西宮閑係	〃	關家荒	興渡橋、關太堡 水田	(人和堂)	李昌郁
三一〇	三七一	三五四	七〇四	二一八	〃	二六	八八六
七二	六	一五六	五五九	六七五	〃	九〇〇	二五〇〇
七二七	五五八	九〇八	〃	二八〇	〃	〃	〃
四一八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

第三土地經營

一 既設農場

一 公太堡農場



本農場ハ土地整理、山地積ノ付在地並附近豫定地買収  
ヲ終、全面積八百八十三町歩餘内水田五百八十三町五反歩畑  
七十二町七反歩宅地、荒地、雑地二百五十五町歩、外一年租込百二十五  
町歩ヲ有スニシテ昨年度ニ比シ利用面積ノ増加ト經營費  
ノ節約ヲ計リ一面ニ於テ試作田採種田ヲ殺田還スル等凡テ  
豫定ノ計畫通り順期ニ進行ヒシモ十二年春季迄ニ取得ヒ  
シ土地ハ今年八月稀有ノ大水害ニ遭遇シ收穫倍率ノ皆  
所大半ヲ占メ其ノ然ラサル場所ニ在リテモ多大ノ減收ノ免レ  
サシシハ甚遺憾トスル處ナリ

本農場朝鮮人小作人ハ十二年春季別々ニシテ七百七十  
人ヲ收容シ別項記載ノ如ク本社指導ノ下ニ金融、組合、組  
織ヒシメ農利資金ノ圓滑ト物品購買ノ販賣ニ對シ金等ノ  
事務ヲモ取扱ハシメ漸次健實ニシ自今ノ基礎ヲ造成セシムル

ト共ニ繩以製作講習會ヲ開催シテ副業ヲ奨励シ十二年秋期後取得ノ土地ニ對シテ小作人約百二十戸六百八十人ヲ收容スル豫定アリ

作付面積收穫高左ノ如シ

場所別	面積	收穫	小作人収納高
公太堡	二三九 <sup>町</sup>	三五 <sup>町</sup>	七三二 <sup>圓</sup>
五道溝	二五 <sup>町</sup>	一 <sup>町</sup>	
汝河子	一 <sup>町</sup>		
陶太堡	一八 <sup>町</sup>		
趙家套	一八 <sup>町</sup>		
訥木渾	一二三四 <sup>町</sup>	四七三	
訥	四九 <sup>町</sup>	八〇〇	八〇〇

耕ハ日本耕トス

備考

畑地小作面積七十一町一及小作料高粱其他二十九石五斗  
四年アリ

作付面積ト本文記載面積ト一致セヨハ農期後取付レ

タル土地アルニ由ル

(四) 大木農場

本農場ノ面積ハ四百七十三町〇四内畑地二百六十町六日荒地  
其他二百一十二町四〇ニシテ本年度、農業並牧畜六〇豫期ノ  
成績ノ擧ケテ、唯生牛畜産事業ニ関シテハ管理飼  
料其他ノ都合上公濟第農場ニ移送栽培植ルルト、為

本年度作付及別收、最高九〇如シ

谷	種	類	作付及別	小作料及納高
子				
			三二町六	二六石

丁家高棚其他土地八小地積各地ニ點在セルヲ以テ錢担

四丁家高棚其他

計	小豆	莫豆	蕎麥	江豆	芝蔴	包米	綠豆	紅椒	黃豆	糜子
二六〇石	二五二	一〇八	五四〇	五〇四	一八七二	二八四	二三四〇	八七二二	三〇六〇	一五八
二六五九	二二七	七三二	七三二	三四三	一〇八	三〇八	九三	一五〇九	二四三	一三二



ニ付シ居レリ

## ニ新設農場

本年度新設計畫ノ吳家荒以下七農場中又那側ニ對スル關係上本社員ノ駐在ニ事務所ノ有セサルヲ以テアルモ凡テ既ニ實質上獨立農場トシテ取扱ツ、アリ

### (一) 吳家荒農場

本農場ハ奉天ノ四方約四十支里ノ地三ニテリ全面積五百四十町歩餘（昭和十一年四月二十七日調査）計列内七十町歩ノ畑地及雜地ノ外全部水田トス本農場ハ既取得地ノ外更ニ十三年度繰越取得交渉中ノモノ三百五十町歩ヲ包含レ得ルニシテハ相當徑ニレ  
一農場アルノミナラス本社農場中奉天ヨリ最短距離ニテルヲ以テ社長室ニ便ナリトス本年度春期マテニ取得セシメ地ハ水害ノ結果約五分作ニテ減收ヲ見タルニ經營費並ツテ

僅大田ヲ以テ一万六千四百餘圓ノ收差ヲ納メ得ノリ而シテ  
 朝鮮人小作人莫數ハ穀納金納ツ合シテ百二十四百百九十三  
 人ナリ秋期以後取得ヒシ土他ニ收差ト得ヘシ小作人二百二十四  
 戸八百六十九人ノ豫定ナリ

十二年度作付及別收獲高

場所別	作付面積	小作料收納高
受家荒	三三五 <sup>町</sup> 〇	一〇三四 <sup>石</sup>
ル	八四〇	小作料 廿八〇〇
也竹牛取	四七五	三六四 <sup>石</sup>
静安堡	一八〇	三六
計	三七四六	一〇三四 <sup>石</sup> 一三四四 <sup>石</sup> 三六

穀納  
金納

備考

畑小作百積四十七町五反歩小作料小作料三千二百八十三石ナリ。

作付面積ト本文記載面積ト符合セラルル農期後取得  
シタル土地アルニ由ル

### (二) 東山農場

本農場ノ面積ハ三百七十町歩内水田百四十町歩畑地百九十  
四町歩浮多地三十六町歩ニシテ全部委任経営ニシテ方法ニ依ル  
柳河縣ハ滿洲中最大ノ水田事業ノ發達ニシテ地味ニシテ朝鮮  
人ノ移住者又多數ヲ占ムルヲ以テ附近ニ地ヲ取得シ將來  
經營ノ歩ヲ進ムルニ從ヒ執心ニ作鮮ニ多數ノ包有者  
ニ至ルヘシ

而シテ本年度ノ山作收入ハ六千八百餘圓ニシテ朝鮮人山作人五十  
七戸二百二十八人ヲ收容セリ

### (三) 大孤山農場

買收豫定地二千八百町歩ノ内現在社有地トシテ經營中ノ

分三百四十二町八反歩既に買収し終へタルモ未だ整理ニ至ラサル  
モノ二千八町六反歩アリ此ノ外次年度ニ繰越シ買収交渉中ニ  
属スルモノ二百七十五町歩アリ尚次年度ヨリ幾分開闢ニトスル  
目的ヲ以テ目下支那人ヲ分シ支那側水利局ニ交渉中ニテ  
本年度ハ葦葦賣却代金一万六千圓ヲ收入セリ

#### 四 利興公司農場

本農場ハ支那側有力者ト提携シ今年組織ニ係リ田滿  
ニ事業遂行ニトスルモ支那ノ政情ハ未タ熟シ又ハ此ノ改  
良其他有利ノ經營ヲナスニ至ラズ本年度ハ全面積千五  
百十八町歩中作付面積三百四十五町歩ニシテ小作料トシテ  
收納セシモノ七百七十圓ニ過ギス

#### 五 公濟郷農場

本農場ハ白音太来ノ東南約六邦里ノ地点ニテノ既成水田



二百六十町炭畑千五百十五町炭荒地八百九十一町炭新三千七百六十六町炭ヲ一農場トシ農場事務所ハ日本人三名鮮人六名支那人三名ヲ四區キ農事指導官管理ヲ行ハシ鮮人小作人百十戸人口四百人ヲ收容シ水田ノ小作料ハ四六分差法トシテ一冬千ハ播種後稀有ノ旱魃ニシテ水源ノ清河ハ流氷凍結シト雖も一冬ノ全部拉死ノ慘狀ヲ見スニ至レシニ甚ク遺憾ナリトス

本農場ハ耕作ノ條ヲ延年々延年々ニシテ種ト蒙古占羊トノ改良種ノ孳殖ト蒙古牛ト朝鮮牛トヲ配シ口品質ノ向上ノ策ヲ著道ヲ為シ居レリ

畑地耕作面積收穫高

種類	耕作面積	收穫高
高粱	三七九町	五一四町

分益本社彙

蕎麥	一七六四	一一八〇
大豆	六六九六	五九七四
谷子	六四四四	七七二四
大麻子	二二二六	一四一八
其他	八七六八	二七七六
計	五一九四八	七〇四九四

六 吟 畚 農 場

本農場ハ自前大東ノ西南十二里ノ地ニテリ既成水田百十町歩荒地五百七十町歩計六百八十町歩ノ面積ヲ擁シ農中務所ヲ設置シ日本人一名野人四名支那人三名ヲ置キ管理並指導ヲ担当スレド小作野人四百九戸三百人ヲ收容シ四六ノ分蓋小作ノ件ニテハ作況ハ公濟部農場同様稀有ノ旱魃、遭過シ全田ニ是裂ヲ生シ以テ遂ニ稻苗ノ



枯死スルノ止メキニ至レリ

(七) 銭家店農場

本農場ハ全面積三千四百五十八町歩ニシテ從來ノ支那式  
 經營方法ヲ踏襲シ在米畑作物ノ栽培ニ從事セルニ漸  
 次有利ノ經營方法ヲ施行セントスル作人ハ全部支那人ノ  
 収容レ百九十四戸約千百六十人ナリ本年度ノ作況ニ平年  
 作ニシテ白音太米方面ニ於ケル本社農場中唯一ノ成績  
 ヲ示シ約壹萬參千圓ノ純益ヲ獲得シ得タリ

作付面積收量表

種	類	作付面積	小作積收量
高	梁	一三四二	三三二五
谷	子	三七六	六八七
包	米	一五三〇	二一六七

小作積收量  
 本年日本米トス

吉豆	綠豆	瓜子	小麦	莫豆	大豆	小麻子	大麻子	黑豆	江豆	小豆	蕎麥	糜子
	四七八	一三三五六	二八	六二七二	二〇一九六	二三〇四	一二〇六	一一六	三二六	二七七二	一三七八	一八九七二
七〇四三	二五九〇	三八七二	一四二	四二三五	二九七四七	四六七〇	二〇九六一	二〇六	九五二	一〇五七	一八九五〇	一三一七〇

蘇州府志

第十、教育及保健

本年度ニ於テ學校ニケテ新設シテニ前年度設置ニ係ル一ヶ所ヲ經營セリ。以公濟辨哈番ノ兩校ハ凶作、為メ小作人減少シタル結果生徒數モ亦減少セリ。年度末ニ於ケル教員及生徒數左ニ如シ

公太堡普通學校

教員數 三名 生徒數 四名

公濟辨農場附屬學校

教員數 三名 生徒數 三名

哈番農場附屬學校

教員數 一名 生徒數 二名

本社各農場ニハ製藥會社、救急心相ヲ備

付ケ居ル外朝鮮總督府ニ請ヒ公太堡ニ派遣醫

ヲ駐在セシメ醫院ヲ設置シ本社小作人及附近在

住鮮人、為ニ英鮮若クハ實費ヲ以テ診療シ居

レリ。哈着、么濟難農場工作人ニ對シテハ白き日本  
 未在住醫師ノ隨時出張診療ヲ受ケレドモセニ  
 要スル諸経費ハ全部本社ニ於テ負担シツ、アリ  
 林西ニ於ケル醫院ハ漸次其ノ價値ヲ認メラレ患  
 者日ニ増加シ日本人醫師一名看護婦一名ニテ  
 忙殺サレツ、アリ

大正十三年三月中患者月報

人種別	計	
	男	女
日本人	六	六
蒙古人	八五	四〇
支那人	八〇	三四
計	八九三	三八二

痲類別ハ在折痲ノ外  
 一トシ全患者三令一  
 ヲ占ム眼病消化器病  
 等ニ亞ク

第十一 鮮人救濟

本年<sup>續</sup>白音太來方面ニ在リテハ旱魃奉天地方  
ニ在リテハ稀有ノ水害ヲ蒙リ收穫ノ減少又ハ其時  
莫ノ状態トナリ鮮農ノ大部分ハ糊<sup>ハ</sup>コ<sup>ハ</sup>凌<sup>ク</sup>タ<sup>ニ</sup>  
窮スルニ至リタルヲ以テ本社農場中哈番<sup>ハ</sup>公<sup>ハ</sup>濟<sup>ス</sup>  
辨<sup>ニ</sup>吳<sup>ノ</sup>家<sup>ノ</sup>荒<sup>ル</sup>公<sup>ハ</sup>太<sup>ハ</sup>堡<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>是<sup>等</sup>羅<sup>突</sup>鮮<sup>人</sup>故  
濟ノ目的ヲ以テ堤防築造、耕地、地均、道整、補  
修工事ヲ施行シ進人員八千九百七十五人ヲ使役

セリ

白音太來方面ハ播種後間<sup>ニ</sup>エ<sup>テ</sup>ク<sup>ハ</sup>旱<sup>害</sup>ノ<sup>厄</sup>ニ<sup>遭</sup>  
ヒ<sup>早</sup>ク<sup>モ</sup>收<sup>穫</sup>皆<sup>莫</sup>ク<sup>豫</sup>想<sup>セ</sup>ラ<sup>レ</sup>莫<sup>産</sup>者<sup>多</sup>ク<sup>鮮</sup>  
農<sup>ハ</sup>收<sup>穫</sup>穀<sup>目</sup>高<sup>ト</sup>シ<sup>テ</sup>食<sup>費</sup>ヲ<sup>借</sup>入<sup>ル</sup>ノ<sup>例</sup>アル<sup>モ</sup>  
其<sup>方</sup>法<sup>杜</sup>断<sup>シ</sup>困<sup>憊</sup>ノ<sup>状</sup>實<sup>ニ</sup>甚<sup>シ</sup>ク<sup>爲</sup>ニ<sup>領</sup>事<sup>館</sup>

ノ依頼ヲ受ケタルモノ及ヒ近郷ノ鮮農約六百人ニ對  
シテ食料ノ現物給與又ハ帰國旅費、貸付ヲ行ヒ地  
主トシテ所得十ヤニモ拘ラス通遼事務所、哈爾濱、  
濟南農場ハ何レモ多大ノ犠牲ヲ拂ヒタリ

奉天附近ニ於ケル回惟災鮮農ハ食ヲ得ルニ途ナ  
ク領事館ニ其救護ヲ願出ツルモノ續出シタルヲ  
以テ之ニ對シ授産ノ方法トシテ本社ニ於テ製繩  
機織蓆機ヲ莫料貸與シ其生産品、販賣具  
ヲ斡旋シテ生活上ノ定ニ寄與シタリ



從事員一覽表

△印ハ朝鮮人トス  
 付員ハ事務員ノミヲ指ス

計	林西	公濟樓	通達	公太堡	談合	東京	奉天	在勤地	職員	
									日本	朝鮮
二						一	一	重役		
三 八二		一	二	一		一	二 七	職員		
八 三二				二		一	二 七	付員	日本	
四 六二			一				三	職員	朝鮮	
五 四二	二			二			一 二	職員	日本	
六 二二				二		一	一	職員	朝鮮	
五 四二	二	一	三	二 八	一	四	二 四 二	合計		



發給

憑

本書發送先

人事課長、各部長、直屬箇所長（東京支社及京城鐵道局ヲ除ク）

社文書二四第六號ノ一

大正十三年四月三十日

社長室文書課長

興業部長殿

滿蒙地方ニ於ケル朝鮮人ノ經濟的  
發展ニ關スル方策ノ件

首題ノ件ニ付拓殖事務局長ヨリ照會アリ回答ノ要アルニ付朝鮮人ノ經濟發展ヲ期スル爲採ルヘキ根本的方策ニ關シ可成具體的ニ貴見御詳記至急當課迄御廻送相願度

施設

滿蒙地方ニ於ケル朝鮮人ノ經濟的發展ニ關スル方策

農務部 農務課

滿蒙地方ニ於ケル朝鮮人ノ其數約七テ方ト稱セシムル其大部分ハ農業者ニシテ一般ノ地  
 人ト異リ若干空拳ヲク僻遠ニ墾ノ地ニ移住シ衣種民ノ先驅トナリ茲多ノ困難ト  
 關トシテ滿蒙開拓ノ實ヲ拳ケテマリ。然ルニ彼等ハ事實ニ於テ何等ノ後援  
 ヲ有セス。解業ト有之ト雖極メテ微少ナル爲其境遇ニ同情スハチモノアリ其  
 生活ノ如キ程トト安定ヲ缺キテ其業ニ勤シニ難ク者方面ヨリ未ダ  
 種々ノ壓迫ハ柱々辛苦セル彼等ノ智ヲフレテ水泡ニ浮セシムルノ所決シテ難  
 カラス。而シテ一割凶歉ニ遭是ヒヨキ其生業ヲ失フ者多ク飢民続水

して爲る善良ノ民モ忍テ不逞ノ徒ニ委シ易シ。斯ノ如キハ我朝鮮統治上  
 並ニ波象ニ対スル國策ノ遂行上甚大ナル影響ヲ与ヘンモノト謂ハケルヘカ  
 ラス。之レ在滿朝鮮人ノ保護救済ニ努メ其經濟的発展ヲ期セザレ  
 カラサル所以トス。

而シテ其經濟發展策ニ関シテハ元ヨリ各方面ヨリ研究スル必要アリト  
 雖彼等ノ大部分ハ農業者ナルヲ以テ勢カシ農業ヲ中心トシテ根本方策  
 ヲ樹立セザレヘカラス。今農業的免地ヨリ其方策ヲ考フルニハ經濟發展  
 ヲ阻碍スル原因ノ除去ハ經濟發展ノ助成ノ一面ヨリ通者ノ方  
 法ヲ講スヘキモノト候ス。

一) 阻碍原因ノ除去。朝鮮人農業者ノ現状ヲ觀察スルニ其經濟



發展ヲ阻碍スルニ要スル原因ヲ排除スルニ即ち此ノ教理也。

1. 耕地取得ノ困難

2. 耕作條件ノ不利

3. 農業資金ノ缺乏

4. 水利灌溉ノ不備

右ノ阻碍原因ヲ除去スルニ就テ尤ノ方法ヲ講スヘシ。

1. 耕地取得難ニ対スル方法

(1) 土地商租細則設定ヲ早急断行スル。

(2) 国作或ハ個人ニ資金ヲ貸与シ耕地ヲ四割収モシムル。

(3) 東亞勸業会社或ハ内地人有リ者ヲシテ耕地ヲ四割収モシメ

南滿洲鐵道株式會社



之ヲ解人農業者ニ貸与スルヲ

(1) 解人ノ帰化ニ因リ便宜ヲ与フルヲ、但シ此方法ハ方止ケテ得

サル場合ニ限リ、回家ノ方針トシテハ、道ニノラス。

口、作修件ノ不利ニ対スル方法

(1) 農業者國協ノ名ヲ以テ地之ト小作協定ヲ爲スヲ

(2) 団体ヲ通リテ地之ト小作契約ヲ結ブヲ

(3) 小作ニ因リ個人間ノ競争ヲ防止スルヲ

ハ、農業資金ノ缺乏ニ対スル方法

(1) 農業資金ノ概利融通機關ヲ設クルヲ

(2) 農具、肥料、種苗ホノ貸与ヲ爲スヲ



(3) 野金ヲ勵行セシムルヲ。

三、水利灌溉ノ不備ニ対スル方法

(1) 国体ノ力ヲ以テ個人所有地及自作地ノ水利改革ヲ行フ

(2) 国体ヲ通シテ水利ノ国ニ此モ限定スルヲ。

(3) 水利土工事業ノ補助ヲ爲スヲ。

(4) 水利ニ關スル個人間ノ紛争ヲ防止スルヲ。

(一) 即成方法。前述ノ阻碍要因ヲ除去スルトモ、次ノ即成方法ヲ講ズルニシ。

イ、生産方法ノ改革

(1) 模範農場ヲ設ケルヲ



(1) 農産物ノ運送ノ爲メ

(2) 生産物ノ調整ノ爲メ

(3) 収入増進ノ爲メ

(4) 農産物ノ貯蓄ノ爲メ

(5) 副業ノ奨励ノ爲メ

(6) 生産物ノ運送ノ爲メ

(7) 農具他種及生産物ノ共同購入ノ爲メ

ハ、新設住農業者ノ爲メ

以上述べてきた如き方法ハ、之ヲ実行スルニ當リテハ、種々ノ方

法アリ之レ而シテ、実行方法ノ適否ナクハ、其ノ業ノ成否





茲に至スノ關係ヲ有スルモノナリト以テ曷ニ老ニ考メ充分ナ  
 ル研究ヲ遂ケテ万遺漏ヲオフ期セサニハカラスニ<sup>注</sup>實所<sup>注</sup>法ニ  
 因テシテ予ノ腹案ハ他ノ好稿ヲ得テ発表スルヲアケルニ<sup>注</sup>



滿蒙ニ於ケル朝鮮人ノ經濟的發展  
ニ關スル方策ノ件ニ對スル回答

調查員 伊藤 元  
主 案



一、概論

二、治安ノ維持

三、土地商租問題ノ解決

四、産業施設

甲、農業上ノ指導及施設

(一) 簡易農學校ノ設立

(二) 農事試驗場ノ設立

(三) 農業技手ノ配置

(四) 精米所竝農業倉庫ノ設立

乙、金融上ノ施設

(一) 金融部ノ設置

(二) 東拓若ハ東亞勸業ノ支店若ハ出張所ノ増設

五、朝鮮人會ニ對スル援助

六、滿洲產米ノ輸出解禁

七、鮮人關係機關ノ統一竝交通策



滿蒙ニ於ケル朝鮮人ノ經濟的發展  
ニ關スル方策ノ件ニ對スル 回答

一、概論

鮮人ノ滿蒙ニ於ケル經濟的發展策ヲ述フルニ先チ鮮人ノ滿蒙移住ノ原因及之ニ伴フ移住者ノ種類即チ彼等ノ職業ヲ一言スルノ必要アリ。

鮮人ノ集團ヲ爲シテ滿蒙ニ移住スルニ至リシハ明治二年北鮮地方ノ凶作ニ遭ヒ飢民ハ食ヲ索メテ對岸地方ニ移住シタルニ始リ其ノ後滿洲ノ地域廣大ニシテ地味豪艱ナルヲ越境ノ禁アリト雖生ヲ求ムル者ノ爲ニハ大ナル支障タル能ハスシテ連年移住者絶エス日韓併合前後ニ當リ時勢ニ不平ヲ抱キ故關ヲ見捨テテ滿洲へ來住スルモノアリシカスカル政治的意味ヲ以テ來滿セシハ一時的現象ニシテ而モ其ノ數タルヤ一小部分ニ過キスシテ九



九%以上迄モ生存ノ欲求ノ爲移住セルモノナルコトハ朝鮮ノ耕  
 地面積ニ對スル人口ノ密度大ニシテ而モ到ル處ノ山嶽岳嶺ハ開  
 國以來ノ山林虐待ノ結果山骨嶺々トシテ樹影スラ望ム能ハス且  
 降雨ハ禿山ヨリ表末ノ有機物ヲモ含有スル事ナキ土砂ヲ流下ス  
 ルヲ以テ下流ノ耕墾ハ水毎ニ瘠瘦ノ甚ヲ加フルコト及朝鮮内ノ  
 製造工業ハ極メテ小規模且幼稚ニシテ多數勞働者ヲ包有スルニ  
 足ラサルニ對シ人口ハ衛生施設ノ整備ト共ニ其ノ率ヲ増加シツ  
 ツアルコトニ照シテ瞭カナリ  
 斯ノ如ク鮮人ノ滿洲移住ハ生存ノ欲求ヨリ來ルモノナルカ其ノ  
 職業ハ如何是ハ鮮人ノ滿蒙ニ於ケル經濟的發展策ヲ講スルニ當  
 リテ最重大ナル關係ヲ有スルモノタラサルヘカラス。朝鮮内ニ  
 於ケル鮮人ノ生活ヲ觀ルニ耕地面積ノ狭少ナルニモ拘ラス農業  
 ニ依リテ生活スル者大部分ヲ占メ工業及商業ハ規模狭少ニシテ



爾ヲニ足ラサルノミナラス之ト密接離ルヘカラサル鮮人特有ナル組織的ナル金融機關ノアルヲ聞カサル程ナルヲ以テ鮮人ノ工業ニ對スル智識ノ一般ヲ想見スヘキナリ斯ル民族ハ一朝海外ニ移住シタリトモ直ニ商工業ノ經營ニ上達シ支那人ト角逐シ得ヘキ理由ナク現ニ滿蒙移住ノ鮮人ノ大部分即九七%迄農業者ナルコトハ明ニ之ヲ語ルモノト云ヒ得ヘキナリ

然ラハ鮮人農業者ハ滿蒙ニ於テ支那同業者ト比較シ能率的ニ優勝ヲ爭フ丈ケノ資格ヲ具備スルヤ否ヤコハ一概ニ論斷シ難シト雖一般的ニ云ヘハ水田耕作ヲ除キ体力ニ於テモ技能ニ於テモ勤勉ニ於テモ到底支那人ノ敵ニ非サルナリ況ンヤ其ノ享有シ得ヘキ權利ニ於テオヤ、唯水田耕作ノ一途ニ至リテハ滿蒙居住支那人ノ原籍地タル山東、直隸兩省地方ハ總テ旱田ニシテ水田ニ乏シク隨テ之等ノ地方ヨリ移住シ來レル支那人ハ水田耕作ノ經驗



## 南滿洲鐵道株式會社

ノミナラス水田ニ入りテ手足ヲ水ニ浸スチ脈ヲノ風アリ然ルニ  
 韓人ハ故國ニ在リテ水田耕作ニ慣レ且生活程度支那人ニ比シテ  
 稍低キヲ以テ其ノ享有ノ點ニ於テ支那人ニ劣ルアリト雖今後ノ  
 方策宜シキヲ得タラムニハ水田ノ一途ニ於テ韓人ノ滿蒙ニ於ケ  
 ル經濟的發展ヲ庶幾スルニ非サルヘキカ、然ラハ其ノ方策如何

## 二、治安ノ維持

上述ノ如ク韓人ノ滿蒙移住ハ生存ノ欲求ヨリ來ルモノナルヲ  
 以テ彼等カ安シテ自己ノ業務ヲ榮シミ其ノ勤勉ノ度ニ準シテ酬  
 ユルトコロアル道ヲ講スルコトハ韓人滿蒙發展ノ先決問題タラ  
 サルヘカラス、然ルニ滿鐵沿線地方及延吉、和龍、汪清、琿春  
 地方ハ朝鮮總督府警察官駐スルアリテ治安ノ維持ニ當リ居ル  
 ト雖其ノ他ノ地方ハ馬賊ノ跳梁アルノミナラス支那官憲特ニ巡  
 警、兵士等ハ官憲ノ威ヲ借りテ貧困ニ泣ク韓人ヲ虐クルアリ加



フルニ鮮匪即チ所謂不逞鮮人ナルモノ横行濶歩スルアルヲ以テ彼等鮮人一箇年ノ勤勉ノ結果ハ一需要時ニ奪去ラルル狀態ニ在リ故ニ如何ナル經濟的發展ノ良策アリト雖治安維持ノ道ノ講セラルル後ニ非サレハ何等ノ效果ヲモ贏チ得サルコトヲ知ラサルヘカラス然ラハ治安維持ノ方策如何、多數鮮人ノ<sup>及</sup>住地地方ニ警國警察官ヲ駐在セシメ之ヲ中心トシテ鮮人ノ自衛的方法ヲ講スルコト之ナリ。滿蒙ニ於ケル我警察官ノ各所ニ駐在スルコトニ關シテハ國際的ニ多少ノ困難ナキニ非サルヘシト雖延吉、和龍汪清、琿春ノ各縣ニ在リテハ現ニ我警察官ノ駐劄シ治安維持ニ任シ其ノ效績顯著ナルモノアリ（但シ支那官憲ヨリ之力撤退ヲ要求シテ居ルカ如シ）又鐵嶺領事館、奉天總領事館、安東領事館等ノ各管内ニ於テ警察官ノ駐在地各數箇所アルヲ以テ見レハ警察官ヲ要所要所ニ駐劄セシムルコトヲ知ル從來領事館出張所





## 南滿洲鐵道株式會社

二駐劄シタル警察官ノ數ハ多クハ日本人一名乃至三名朝鮮人  
 名乃至二名位ニ過キササルヲ以テ事件突發ニ際シ效力アル臨機ノ  
 處置ヲ採リ能ハサルノ狀態ニ在リ故ニ小數ナル不逞ノ徒ノ常ニ  
 徘徊跋扈スルヲ防止スル爲ニハ出張所數ヲ夫々増加スルノ必要  
 ナラス警察官ノ數ヲ増シ少クトモ一箇所ニ日本人三、朝鮮人七  
 支那人二、計十二名ヲ置ク必要アリ今鮮人關係地方ノ領事館、  
 分館及領事館派出所ノ所在地竝新ニ領事館派出所ノ設置ヲ要ス  
 ル地名ヲ舉クレハ次ノ如シ

(續行頁別表)



間島總領事館管内

既設ノ分

總領事館 龍井村

領事分館 局子街 頭道溝 瑯春 百草溝

領事館出張所

(瑯春縣) 頭道溝 黑頂子

(汪清縣) 凉水泉子

(延吉縣) 呼呀河 蘭依溝 八道溝 銅佛寺 天寶山

二道溝

(和龍縣) 傑溝洞 南陽坪 大拉子 釜洞

新ニ設置ヲ要スル場所

(汪清縣) 綏芬甸子



(安圖縣) 安圖  
 (撫松縣) 撫松  
 安東領事館管内

既設ノ分

領事館 安東

分館 通化

領事館出張所

(安東縣) 三道浪頭 琴水泡 接梨樹 大東溝

(莊河縣) 大孤山 (鳳城縣) 石頭城

(興京縣) 興京 (輯安縣) 輯安

新ニ設置ヲ要スル場所

(通化縣) 大泉源 快富帽子 英額布 八道江 高麗墓子

(輯安縣) 大荒溝 外岔溝 頭道成子 綉王槽



南滿洲鐵道株式會社

(桓仁縣) 拐磨子 二虎來 沙尖子 下甸子  
 (興京縣) 旺盛邊門 旺盛 興隆街 葦子峪 平頂子  
 王龍江 紅廟子  
 (寬甸縣) 寬甸 太平 長甸河口 三道溝 大泡溝  
 (長白縣) 長白 (臨江縣) 臨江 (鳳城縣) 龍王廟  
 奉天總領事館管內

既設ノ分

總領事館 奉天 分館 新民

出張所

(濛陽縣) 吳家荒 (新民縣) 西公大堡子 (黑山縣) 黑山

新ニ設置ヲ要スル場所

(撫順縣) 四家子 營盤

(彰武縣) 彰武



南滿洲鐵道株式會社

- 鄭家屯領事館管内  
 既設ノ分  
 領事館 鄭家屯
- 出張所 (梨樹縣) 八面城 三江口  
 新ニ設置ヲ要スル場所  
 (通遼縣) 通遼 (洮南縣) 洮南
- 牛莊領事館管内  
 既設ノ分  
 領事館 營口
- 出張所 錦州
- 遼陽領事館管内  
 既設ノ分  
 領事館 遼陽



鐵嶺領事館管内

既設ノ分

領事館 鐵嶺

領事分館 柵鹿 海龍

出張所 (西安縣) 西安 (東豐縣) 東豐

(海龍縣) 朝陽鎮 北山城子 (輝南縣) 輝南

(柳河縣) 柳河 様子哨 南山城子 (法庫縣) 法庫

新ニ設置ヲ要スル場所

(海龍縣) 大荒溝 (柳河縣) 恆頭山子 通遼 大肚子 三源

浦 馬鹿溝 向陽鎮 孤山子

長春領事館管内

既設ノ分

領事館 長春 領事分館 農安



出張所 伊通 懷德 梨樹

吉林總領事館管内

既設ノ分

總領事館 吉林

新ニ設置ヲ要スル場所

(磐石縣) 磐石 黑石鎮 呼蘭廠 小城子

(樺甸縣) 樺甸 (吉林縣) 雙河鎮 (濛江縣) 濛江

(敦化縣) 敦化 (額穆縣) 額穆

哈爾濱總領事館管内

既設ノ分

總領事館 哈爾濱

新ニ設置ヲ要スル場所

(同賓縣) 同賓 一面城



(寧安縣) 寧安 海林 橫道河子 東京城  
 (穆稜縣) 穆稜 八面城  
 (東寧縣) 東寧 小綏  
 (密山縣) 密山 夾心子





## 三 土地商租問題ノ解決

前段ニ於テ述ヘシカ如ク滿蒙ニ於ケル鮮人ノ九七%ハ農業者ナルヲ以テ鮮人農民ノ發展ハ即チ在滿蒙鮮人ノ發展ナリト云ハサルヘカラス今ヨリ七八年前ニ在リテハ支那人地主ハ低廉ナク小作料ヲ以テ荒蕪地ヲ提供シ其ノ小作料ハ契約ト同時ニ交付セラルヘキモノナリシト雖小作期間ハ五年乃至十數年ノ長期ニ亙ルヲ普通トセルヲ以テ稍資金ヲ有スル者ニ在リテハ相當ノ收穫チ上ルコト雖カラサリキ然ルニ鮮人ノ水田耕作ハ畑作以上ニ多額ノ收穫アリ且近來鮮人ノ移住絶エスシテ鮮人同志小作土地ノ獲得ニ競争スルノ結果強慾ナル支那人ノ利慾ノ念ヲ煽リ小作料ノ吊上及小作鮮人ニ貸付ケタル農耕資金ノ利率ノ引上トナリ加フルニ東三省官憲殊ニ奉天省ハ鮮人問題カ日支兩國葛藤ノ原因タルヲ洞察シ之カ移住防止策トシテ鮮人ニ對シ激烈ナル壓迫



チ加へ鴨綠江流域地方各縣ニ對シ鮮人トノ小作契約ハ一箇年ヲ  
 以テ限度トシ長期ニ亘ルヘカラストノ秘密命令ヲ下シ且東邊道  
 一帶ニ對シテハ許可ナクシテ鮮人ニ小作セシメシ者ヲ處罰シ公  
 然官報ニテ發表シツツアリ斯カル狀況ナルヲ以テ鮮人ノ小作契  
 約ハ今後益困難トナリ鮮人ノ經濟的發展ノ阻止トナリ延テハ支  
 那官憲ノ望ムカ如ク鮮人ノ滿蒙移住ヲ停止スルニ至ルヘキヤ必  
 セリ、支那官憲ノ採リツツアル斯ノ如キ鮮人移住防止策ニ對シ  
 テ帝國ノ採ルヘキ策ハ永年ノ懸案タル土地商租問題ノ解決ノ外  
 他ニ良策アルヲ見ス

土地商租問題ノ解決ニ關シテハ政府ノ諮問ニ對シ當會社調査課  
 ヨリ數次回答シ居ルヲ以テ茲ニ贅セス附註 遼東邦人ノ一部ニ於テ商  
 租權ヲ放棄ヲ云爲スルモノアルハ吾人ノ遺憾ニ堪エサル處ナリ  
 論者曰ク商租細則締結ノ困難ナルノミナラス土地ヲ商租シ耕作



スルモ地價高値ニシテ利廻悪シク經濟的ニ引合ハサルノミナラ  
 ス支那官憲ノ主張スルカ如ク地租其ノ他ノ租稅即チ商租稅ヲ契  
 約成立ト同時ニ契約期間即チ十數年分ヲ一時ニ纏メテ納付スル  
 カ如キコトアラハ到底引合フモノニ非ス況ンヤ之ニ依リテ支那  
 官民ノ感情ヲ毀損スルニ於テオヤト。吾人ヲ以テ之ヲ觀ルニ地  
 價高値ニシテ利過リ合ハスト云フモノ、高價ナルヘキ地方ニ於テ  
 高價ニ買收シタルモノノ言ニシテ之ヲ以テ一般ニ律スヘキニ非  
 ス現ニ低廉ニシテ水田ニ適當ナル土地各所ニ散在スルモ商租翻  
 則未タ成ラス從テ支那官憲ノ防害アルカ爲邦人ノ手ヲ下シ能ハ  
 サルモノ尠カラス況ンヤ國境附近若ハ山間僻<sup>僻</sup>ノ地方ニ於ケル鮮  
 人ニ在リテハ商租地ノ買買ニ依リテ地價ノ騰貴ヲ利セントスル  
 カ如<sup>如</sup>キモノ皆無ニシテ利過<sup>過</sup>リノ如何ヲ論<sup>論</sup>セス單ニ收穫ニ依リテ  
 自己ノ生存ヲ持續セムト欲スルモノナルニ於テオヤ。若シ夫レ

(續行 頁九)



支那官憲力契約期間ノ商租稅ヲ商租契約成立ト同時ニ一時ニ納付セシメント主張スルカ如キニ至リテハ不合理ノ甚シキモノニシテ世界ノ何處ヲ搜シ過リタリトモ斯カル惡法無ナキノミナラス支那數千年來ノ制度ニ於テモ斯ノ如キ暴法ハ未タ嘗テ見當ラサル處吾人ハ斷乎トシテ拒絕スヘキナリ但シ商租者ハ毎年定期ニ定額ノ課稅ヲ負擔スヘキハ勿論ノコトナリトス又商租權ノ歸結ハ支那官民ノ感情ヲ毀損スト謂フト雖吾人ノ觀ル處ト否ラス山東ノ放棄ハ關東州ノ遼附ヲ煽リタルカ如ク商租權ノ放棄ハ關東州ノ遼附ト滿鐵ノ放棄ニ點火スルモノニシテ奉直戰ニ慘敗シ赤塚總領事ノ出迎ニ依リテ僅ニ奉天ニ歸ルヲ得タリシ張作霖カ瘡痍猶生々シキニモ拘ラス關東州内ノ犯人引渡若ハ安奉線ノ回收・滿鐵附屬地教育權回收ヲ策スル等ニ鑑ミ商租權ノ放棄ニ依リテ支那官民ノ感情ヲ融和シ關東州ノ遼附及滿鐵ノ回收ヲ思ヒ



止ラシメントスルカ如キ空頼ミハ實ニ思ハサルモ甚シキ感論  
 ト云ハサルヘカラス滿蒙ニ於ケル帝國利權ハ無代償ニテ得タル  
 モノニ非サルノミナラス露國ノ勢力漸次恢復シツツアル今日帝  
 國ヲシテ退讓ニ退讓ヲ重ヌル時ハ或ハ再ヒ日論露戰前ノ形勢ヲ  
 馴致スル悉無キヲ保スヘカラス、況ンヤ朝鮮ニ於ケル人口ノ増  
 殖ハ衛生施設ノ整備ニ依リ著シク其ノ率ヲ高クシ水ク國內ニ收  
 容シ得ヘキモノニ非サルヲ以テ之カ國外移住ハ朝鮮統治上必要  
 缺クヘカラサル急務タリ而モ現下ノ狀態ニ於テハ滿蒙及西比利  
 ヲ除キ鮮人移住地ヲ世界ノ何處ニ求メ得ヘキ、故ニ治鮮策上鮮  
 人ノ滿蒙移住ハ絶對的必要ニシテ而モ移住鮮人ノ九七%以上ハ  
 農民ナルヲ以テ之カ經濟的發展ハ土地ニ對スル權利ヲ確言ニス  
 ルコトニ依リテ達成セラルヘキモノトス、ソレカ爲ニハ土地商  
 租問題ヲ有利ニ解決スル外他ニ道ナキナリ、商租權ノ放棄ヲ云



爲スル者ハ單ニ内地人側ヨリ觀タル利子ノ歩合問題ニシテ治權策即チ大日本帝國統治策上ヨリノ鮮人移住並移住鮮人ノ經濟的發展換言スレハ鮮人ノ生存テフ痛切ナル要求ヲ考慮セサルニ基因スルモノニシテ其ノ根據ノ薄弱ナルノミナラス著眼ノ極メテ局部的ナルハ吾人ノ甚遺憾トスル處ナリ

#### 四 產業施設

前ニ屢次述ヘシカ如ク在滿鮮人ノ九七%ハ農業ニ從事スルヲ以テ彼等ノ生活ヲ安定セシムルニハ土地ニ對スル權利ヲ確實ニルノ必要ナルカ之ト同時ニ鮮人ノ農業ニ關スル智識ヲ啓發シ又農業ヲ營ムニ要スル農耕資金ノ融通ヲ圖ルノ急務タルヲ信ス

#### 甲、産業上ノ指導及施設

在滿鮮人ハ間島方面ヲ除クノ外ハ支那人ノ放棄シテ顧ミサル山腹ノ急傾斜地ヲ耕作シテ極メテ少許ノ生産ヲ爲スノミニシテ畑

地耕作トシテハ支那人ノ勢力ニ對シ殆ト削フニ足ルモノナシ唯  
 滿洲ニ於ケル水田耕作業者トシテハ如何ニ鮮人ヲ輕視スル者ト  
 雖其ノ權威ヲシテ認メサルヲ得ス。然リト雖最近支那人カ水田  
 ノ有利ナルヲ<sup>得</sup>リ自ラ之カ耕作ニ從事スルモノ漸ク増加ノ傾向  
 アリ若シ此ノ傾向ニシテ進マンカ存滿鮮人ハ大ナル脅威ニ遭ヒ  
 生活ノ基礎ニ大ナル動搖ヲ來スコト不逞輩ノ行動ヨリモ甚シカ  
 ルヘク遂ニ滿洲ヲ立退クノ悲境ニ陥ラサルヲ保スヘカラス故ニ  
 鮮人ニ取リテハ水田ノ耕作ハ其ノ死活問題ナリト云ハサルヘカ  
 ラス唯支那人地主ハ其ノ所有地ヲ小作ニ出スニ當リ自國人ナル  
 ト鮮人ナルトヲ問ハス收入ノ多キ方ヘ小作セシムルカ常ナルヲ  
 以テ鮮人ニシテ水田耕作カ自己ノ死活問題ナルヲ自覺シテ勤勉  
 努力シ以テ支那小作人ニ比シテ多額ノ收穫ヲ擧クルヲ得ハ支那  
 人敢テ<sup>補</sup>ルルニ足ラサルナリサレハ鮮人ハ互ニ相戒メ從來ノ遊

(旅行券発売)



情ヲ改メ専心自己ノ職業ニ勤勉スルト同時ニ日本官廳ハ彼等ノ  
 農業ニ對スル指導ニ努メサルヘカラス其ノ指導機關トシテ  
 (一)簡易農學校ヲ龍井村哈爾濱及奉天ニ設立シテ簡易ナル農  
 業教育ヲ施シ以テ鮮人農民ノ産業ニ對スル智識ヲ助長スヘシ  
 茲ニ農學校ニ簡易ノ二字ヲ冠シタルハ卒業後實地農業ニ從事ス  
 ルモノヲ養成スル趣旨ニシテ決シテ俸給生活者ノ教育ヲ目的ト  
 セサルカ爲ナリ又熊岳城及公主嶺ト大規模ナル滿鐵農事試驗場  
 アリ且農學校ノ設ケアルニモ拘ラス上述ノ三地ヲ擇ヒタル所以  
 ハ熊岳城ハ餘リニ南ニ遍タルノミナラス該地ノ農學校ハ専ラ支  
 那人ヲ教育スルモノナルニ反シ吾人ノ欲求スル處ハ鮮人ヲ教育  
 シテ支那人トノ競争ニ優秀ヲ占メシメントスルニアリテ本根的  
 ニ其ノ目的ヲ異ニシ且奉天附近ハ水田甚多ク將來水田ノ中心地  
 トナルヘク又哈爾濱ハ北滿ノ中心ニシテ龍井村ハ間島在住鮮人

(續行頁見)





ノ根據地ナルカ故ニ特ニ右三地ヲ擇ヒタルナリ

(二) 農事試作場ヲ

密山 一面坡 海林 龍井村 通遼 奉天 長春

安東 柳河 通化 桓仁 興京

ニ配置シ其ノ成績ニ基キテ品種ノ選擇及灌溉、耕種等其ノ他農業一般ニ關スル試作ヲ爲シ以テ指導ノ基礎ヲ作ラシム而シテ農事試作場ノ成績ヲ農民一般ニ周知シ實行セシムル爲更ニ

(三) 農業技手ノ配置 　　ヲ爲シテ實地指導ノ任ニ當ラシメナハ從來水田耕作ニ經驗アル鮮人ノ事故其ノ收穫量ニ於テ支那小作人ニ劣ルカ如キコトナキノミナラス品質又優良ナルヘキヲ以テ支那地主ハ自ラ進ミテ鮮人小作人ヲ選フヘク又從テ水田面積ノ増加トナリ鮮人ノ移住ヲ招致スルコトトナルヘク農業技術上ノ指導ハ吃緊ノ要務ナリト信ス、農業技手配置ノ場所ハ次如シ



密山 穆稜 海林 一面坡 東寧 龍井村 百草溝 彈春  
 頭道溝 輝甸 吉林 長春 公主嶺 鐵嶺 奉天 新民  
 安東 鳳凰城 柵鹿 海龍 柳河 興京 撫順 通化 桓  
 仁 寬甸 大孤山  
 (四) 精米所竝農業倉庫 次ニ精米所設置ノ要アリ、農業技手カ  
 如何ニ品種及耕種ノ改良ニ就キ指導スルト雖ソレノミニテハ效  
 果ヲ舉クルコト容易ナラス故ニ技手指導ノ效果ヲ舉クル爲精米  
 所ヲ設置シ此處ニテ品質ノ良好ナルモノニ對シテハ獎勵ノ意味  
 ナルヲ以テ幾分高價ニ買上クル時ハ品種及耕作ノ改良ヲ促ス上ニ大  
 ナル效果アルヤ必セリ又精米所ヲシテ農業倉庫竝次項ニ述フル  
 金融部ヲモ兼營セシムノ要アリ、鮮人農民ハ秋季收穫ノ際ニ至  
 レハ初春ノ頃ヨリノ勞苦ノ結果各自爭ヒテ市場ニ上スヲ以テ相  
 場下落シ勞苦ノ報酬ノ甚廉ナルカ常ナリ、是カ救濟ノ爲精米所

(續行有別表)



ニ於テ倉庫業ヲ兼營シ收穫物ヲ擔保トシテ融通ヲ爲シ相場ノ上騰スルヲ待チテ買却セシム而シテ之カ設置箇所ハ技手配箇ノ藝所ニ同シ

### 乙・金融上ノ施設

(一) 金融部ノ設置 (朝鮮人會内ニ) 在滿鮮人中都會地ニ住スル者ハ其ノ數極メテ少キノミナラス金融機關モ相當ニ具備シ居ルヲ以テ信用アルモノハ高率ノ利息ヲ拂ハスシテ融通ヲ受クルコト敢テ難カラス然ルニ田舎ニアリテハ金融機關ノ具備セサルノミナラス初メテ滿洲ニ移住スル鮮人農民ノ大多數ハ少許ノ資金ヲモ有セス單ニ旅費ヲ有スルニ過サルヲ以テ一旦適當ナル耕地ヲ見ツケ乍ラ耕作ニ從事セントスルモ屋賃及秋收迄ノ食費ハ勿論農具及種子ヲモ購入スル資金ナキカ常ナルヲ以テ不得已得支那地主ヨリ極メテ高利ナル資金ヲ借入レサルヘカラス故ニ秋期ノ

(銀行者明光)



收穫物ハ一半ハ小作料トシテ引去ラルルノミナラス殘部ヨリ借  
 入金及利子ヲ引去ラルルヲ以テ自己ノ手ニ入ルモノハ極メテ少  
 許リトナリ更ニ次年度ノ農耕資金及食費ヲ借入ルルノ外道ナキ  
 ニ至リ鮮人農民ハ常ニ地主ノ爲勞働スルカ如キ悲ムヘキ狀況ニ  
 在リ之カ救濟策トシテ低利ノ農耕資金融通ノ途ヲ開クコト最肝  
 要ナリ。ソレニハ鮮人ノ自治機關ニテ朝鮮人會ヲ現在ヨリモ有  
 力ナルモノトシ其中ニ金融部ヲ置キ之ヲ利用シテ救濟ニ當ラ  
 シムル外他ニ道ナカルヘシ而シテ金融部ニハ精米所有倉庫ヲ兼  
 ネシムルヲ可トス之カ貸出ハ農業技手ヲ配置シアル場所ノ朝鮮  
 人會ヲシテ取扱シメ一口ノ金額ヲ百圓以内トシ融通セシム。奉  
 天ニハ東亞勸業會社ノ分身ナル協濟公司アリテ奉天地方ニ於ケ  
 ル零細資金ノ融通ヲ爲シツツアリト雖成績思ハシカラサルカ間  
 島ニ於ケル朝鮮人會金融部ハ之ニ反シテ相當ニ成績ヲ舉ケツツ

(銀行界研究)



アルカ如シ

(二) 東拓若ハ東亞勸業ノ支店若ハ出張所ノ増設 以上ハ零細ナル農耕資金ニ付テ述ヘシカ稍資力アルモノハ自ラ大段地ヲ商租シ之ヲ鮮人農民ヲシテ小作セシムルモノアリ此等ヲ援助シテ鮮人カ社會的ニ殖支那人ト伍シ得ル様ニスル時ハ之等ハ其ノ地位ヲ利用シテ商租地ヲ擴大スルニ至ルヘク隨テ其ノ勢力モ間島方面ニ於ケルカ如ク次第ニ強固ヲ加フヘキヲ以テ之等鮮人ニ對シ相當融通ノ道ヲ圖ルノ要アリ然ルニ間島龍井村ニ東洋ノ拓殖會社經營スル救濟會アリテ土地ヲ擔保トシ資金ノ融通ヲナシ居ルノ外奉天ニ東亞勸業會社及其ノ分身タル協濟公司アリテ之ニ當リ居ルカ如シト雖熱レモ鮮人ニ關スル調査研究足ラサルノミカ鴨綠江流域及北滿洲方面ニハ尙末モ活動シ居ラス然モ鴨綠江流域鮮人ノ居住數相當多ク且百キ歴史ヲ有スル所ナルヲ以テ金融

(附行著明光)



上ヨリ鮮人ヲ救済スル機關ヲ設置スルハ極メテ肝要ナリ。ソレニハ東洋拓殖會社若ハ東亞勸業會社ヲシテ滿蒙ニ於ケル鮮人發展ノ意義ヲ諭シ安東、奉天、長春、吉林、哈爾濱、龍井村、柳河、海林等ニ支店若ハ出張所ヲ配置シテ鮮人ヲ援助セシメサルヘカラス。尙此ノ機關ハ朝鮮人會ノ金融部ト密接ナル連絡ヲ取ルノ要アルコト勿論ナリ

#### 五 朝鮮人會ニ對スル援助

以上ヲ以テ在滿鮮人ニ對スル救済及指導ノ概略ヲ述ヘタルカ  
 之カ實施ニ當リ朝鮮人會ノ名譽義ヲ籍リ又ハ同會ヲシテ之ニ當  
 ラシムルノ適當ナルモノアルヲ信ス領事館出張所ノ増設ノ如キ  
 或ハ支那官憲ヨリ抗議アルヤモ知ルヘカラサルヲ以テ其ノ節ハ  
 同會ノ名義ヲ籍リ其ノ役員トシテ警察官ヲ駐在セシムルモ可ナ  
 リ。



教育ハ農學校及滿鐵附屬地ニ設立セラルルモノヲ除キ總テ同會  
 チシテ之カ經營ニ當ラシメ醫療施設ノ如キモ朝鮮人會チシテ當  
 ラシムルヲ可トス、産業施設タル農事試驗場、農業技手、精米  
 所、農學倉庫及金融施設中零細ナル農耕資金ノ供給ニ當ル金融  
 部モ亦同會チシテ經營ノ任ニ當ラシムルヲ可トス、但シ現今ノ  
 朝鮮人會若ハ之ニ類似ノモノハ統一ヲ缺クノミナラス斯カル重  
 任ニ當ルヲ堪エサルヲ以テ同會ノ組織ヲ改メ農事試驗場主任及  
 金融部、精米所、農業倉庫主任及農業技手ノ一部ハ日本人ヲ以  
 テ任シ且之チシテ朝鮮人會ノ幹部々ラシメサルヘカラス而シテ  
 朝鮮人會ハ三大區域ニ分チ間島總領事館管内、哈爾濱總領事館  
 管内、及其ノ以北竝其ノ他ノ區域ニ分チ各本部ヲ龍井村、哈爾  
 濱、奉天ニ置キ其ノ下ニ支部及分會ヲ置クトトシ支部ハ左ノ  
 各地ニ置ク但シ間島總領事館管内ニ於テハ相當統一セラレアル等

(附行并別表)



南 滿 洲 鐵 道 株 式 會 社

チ以テ之チ省ク

本部 奉天 支那 海龍 柳河 興京 撫順 通化 桓仁 寬甸

本部 哈爾濱 支那 密山 海林 一面坡 東寧

本部 奉天 支那 海龍 柳河 興京 撫順 通化 桓仁 寬甸

安東

尙朝鮮人會ノ重要ナル任務ノ一トシテ支那人トノ土地契約ニ  
 際シテハ同會ハ一切之ニ當ルヘキモノトス從來朝鮮人カ小作契約  
 締結ニ際シテハ地方事情チ熟知セサルニモ拘ラス各個別々ニ之  
 チ爲シタル結果少ナカラサル不利チ招キ特ニ最近來朝鮮人ノ移  
 住者多キ爲相互ノ競上トナリ小作料ノ競争トナリタルハ鮮人ノ  
 爲遺憾ニ堪エス。サレハ今後土地ニ關スル契約ハ朝鮮人會其ノ  
 衝ニ當リ鮮人相互ノ競争ハ絕對ニ避ケサルヘカラス又地主ニ於  
 テモ見知ラヌ鮮人トノ契約チ爲スヨリモ同會ト爲ス方安シ全ナ  
 ルチ以テ地主モ亦喜ンテ之ニ應スルナルヘシ





## 六、滿洲產米ノ輸出解禁

滿洲產米ハ五六年前ニ在リテハ年産額四十萬石ト稱セラレシガ  
 今ヤ百萬石ヲ突破スル勢アリ將來鮮人ノ移住ト共ニ益増加スヘ  
 キハ明ナリ然ルニ支那ハ開國以來米ノ輸出ヲ禁止シテ國外ニ出  
 サス滿洲又其ノ禁ヲ受クト雖元來滿洲ニハ水稻栽培セラレス人  
 民ハ皆高粱・粟若ハ包米ヲ常食トシ來レルモノニシテ米ヲ常食  
 トスルモノハ全然之ナカリキ近來鮮人ノ滿洲ニ移住シ水稻出耕  
 作ヲ爲スニ及ヒ產米次第ニ増加シ而モ國外輸出禁止ノ制アルヲ  
 以テ米價高値ナラス即チ本年五月初旬ノ米價ヲ觀ルニ東京ニ於  
 テ二等白米四五圓ナルトキ撫順奉天及安東ニ於テハ一等白米二  
 八圓ニシテ其ノ差十七圓ナリ固ヨリ品質ニ於テ滿洲米ハ劣ルト  
 雖其ノ差額ノ大ナルニハ驚カサルヲ得ス若シ滿洲產米ニ對スル  
 輸出ニシテ解禁セラルモ在滿支那人ハ米ヲ常食トセサルモノ故



之ニ因リテ何等ノ痛痒ヲ感セサルノミナラス地主ハ米價ノ騰貴ニ依リテ收入ヲ増加シ地價ノ騰貴ヲ來スヘキヲ以テ反テ解禁ヲ歡迎スヘク我國又之ニ依リテ食糧ノ不足ヲ補充スルヲ得ヘク而シテ米價ノ騰貴ハ地主ノ水出熱ヲ喚起シテ益鮮人ノ移住ヲ招致スルコトトナルヘシ。

滿洲産米ノ輸出解禁ハ在滿鮮人ノ經濟的發展上吃緊ノ問題ナリト云ハサルヘカラス

#### 七 鮮人關係機關ノ統一並交通策

以上ニ於テ吾人ハ滿蒙ニ於ケル朝鮮人ノ經濟的發展ニ關スル方策ヲ概述セリ、尙一言附加スヘキハ在滿鮮人ニ關スル機關ノ統一ナリ目下在滿鮮人ニ關係アル機關ハ外務省、拓殖事務局、朝鮮總督府、關東廳、滿蒙各領事館並滿鐵會社之ニシテ各其ノ見ル處ヲ異ニスル結果制令多岐執レカ日本帝國ノ眞意ナルヤ彼



等鮮人ノ了解ニ苦シム處少カラス爲ニ制令ノ遵守ヲ難クシ延テ  
 ハ之ヲ蔑視スルニ至ルナクンハアラス。  
 往年保民會ニ對シ同シク外務省ニ直屬スル在滿各領事館同一首  
 腦機關ノ下ニ在ルモノノ行爲トハ思惟セラレサルカ如キ有様  
 ナリキ、サレハ此ノ際機關ヲ統一シテ制令ヲ一途ニ出シ以テ之  
 カ威嚴ヲ保持シ遵守ヲ勉カラシムル様圖ラサルヘカラス。  
 終ニ臨ミ尙一言スヘキハ交通機關ニ關スルコトナリ支那官憲ハ  
 鮮人ノ滿蒙移住ヲ喜ハス種々ノ壓迫ヲ加フルニ拘ラス鮮人ノ移  
 住絶ユルコトナキハ地主ノ歡迎スルニ起因スルコト大ナリト雖  
 交通不便ニシテ支那官憲ノ制令邊陲ニ及ハサルコトモ有リナル  
 原因ナリ、例ヘハ間島地方ノ支那官憲ハ山嶽重疊且沿途ハ馬賊  
 ノ襲來常ナルヲ以テ百林ヨリ直行スル能ハス奉天ヨリ安東ヲ  
 經、更ニ京城ヨリ元山ニ於テ海路ヨリ清津ニ着シ更ニ汽車ニテ



間島ニ赴クノ外他ニ道ナク又鴨綠江流域ニ在リテモ汽車ノ便アルナク昨年新ニ道路ヲ開設セラレタリト雖尙山嶽重疊シテ爲賊所在ヘ横行シ旅行ノ困難一方ナラス斯カル狀態ナルヲ以テ中央ノ制令アリト雖地方官憲ハ自己ノ都合ニ依リ自由ニ裁量スルモ又如何トスル能ハサルナリ中央ニ於テ駐人廳遂ノ策ヲ廻ラスモ鮮人ノ移住シ得ルハ實ニ斯カル諸原因ノ伏在スルカ爲ナリ。此ノ點而已ヨリ之ヲ觀更ニ各種問題未解決ノ現狀ヨリ論スレハ支那側即チ奉天、吉林方面ヲ基點トシ鴨綠江及圖們江流域地方ヘ出ツル鐵道ノ敷設ニハ鮮人ノ滿蒙移住策上ヨリ見テ不利ナリトセサルヘカラス此ノ意味ニ於テ開原、海龍線、奉天、錦京線、吉林、教化線、吉林會寧線、雜津三姓贛線等ノ敷設ヲ不利トス、但シ朝鮮側ヲ基點トスル天圖鐵道ヲ延長シテ教化若ハ額穆ニ至ル線、惠山鎮ヨリ長白、撫松、濛江ヲ經テ輝南若ハ輝甸



ニ至ル線、江界ヨリ輯安ヲ經テ通化、柳河、桓仁ニ至ル線等ハ  
 鮮人ノ滿蒙移住上必要ナルノミナラス鮮匪即チ不逞輩ノ撲滅ノ  
 爲ニハ必要ナルモノナリ但シ右所論ハ鮮人發展上ヨリ而已ノ議  
 論スルマト論ヲ待々サルナリ



南滿洲鐵道株式會社

長地地第三三三號ノ一「秘親展」

大正十三年八月二日

長春地方事務所長

興業部商工課長殿

水田事業助成ノ件 (副 申)

長春在住永見陸藏ハ精米業ヲ爲ス傍ヲ水田ヲ經營セントスルモノニシテ願書ニモアルカ如ク曾テ斯業ハ有望ニシテ鮮人保護ノ目的ニモ添フモノトシテ吉林領事館ニ於テ種々ノ斡旋ト後援ヲ受ケ漸ク其緒ニツカントセル時恰モ鮮人會長等ヨリ願出チアリ遂ニ提携者則チ出資者ヲ奪ヒ去ラレ爾來積極的ニ出ツル能ハサル状態ニアリ

然レトモ今日迄長春附近ニ試作サレタル例ニ徴シ何レモ發育其



南 滿 洲 鐵 道 株 式 會 社

他ノ成績可良ニシテ有望ナリトス依ツテ特別ノ御詮議相煩度  
申ス

添 付 書 類

- 〓 水田事業助成願書 壹 通
- 〓 所 感 壹 通
- 〓 試作場ヘノ投資内容明細書 壹 通
- 〓 趙家店ノ水田カ有利ナル理由書 壹 通
- 〓 契約書 (寫) 壹 通
- 〓 當所トシテノ調査書 壹 通

以 上



一 請願書ノ内容ニ就キテ

(イ) 申請書記載ノ内容ニハ相違ナシ

(ロ) 滿鐵トシテ助成スヘキ必要ニ就キテ

✓ 直接利害關係ナケレトモ日本内地ノ産米ノ不足ヲ將來補填サレ又鮮支人ノ保護並ニ斯業善導ハ最モ現時ニ於テ必要事ナリト思考ス

ニ 事業ノ現在並將來ニ就キテ

(イ) 現在ノ願書ニモアル如ク目下資金枯渴ノタメ豫定ノ成績ヲ擧ケ居ラス殊ニ此儘放任セハ斯業カ資本家ノ矚目スハキ事業トモナラス遂ニ邦人ハ手ヲ染メサル事トナルヘシ

(ロ) 將來ノ過去ニ於テ附屬地ヲ餘リ遠クニ距リタル爲ト支那官憲トノ了解ナカリシ爲障害起リ中絶シタリシモ發





育其他ハ何レモ好成绩ナリシ故本計劃者ノ如ク支那官界トノ提携アラハ成功ノ見込充分ナリトス

三 責任經營者ノ經歷

(A) 原 籍 朝鮮慶尙北道禮讓面憂忘里

現住所 長春浪速町二

責任經營者

鄭 煥 謨

年齡卅七歲

一 廿四歲ヨリ廿八歲マテ奉天省海龍縣北山城子ニ居住

シ水田事業ニ從事ス

一 廿八歲ヨリ卅三歲マテ奉天新市街西塔下ニ居住シ精

米業及ヒ水田事業ニ從事ス

一 卅三歲ヨリ卅五歲マテ撫順ニ居住シ卅六歲ニハ海林



ニテ水田ヲ經營ス

卅六歳ヨリ現住所ニテ木穀商ヲナス

(B) 原籍地 朝鮮慶尙北道奉化郡乃城田

現住所 長春縣撫安御橋家店屯

副經營者

權重治

年齡四十二年

廿八歳ヨリ卅二歳迄奉天省懷仁縣烟筒山ニ卅九歳迄  
奉天西塔下ニテ四十歳マテ北滿海林ニテ水田事業及  
雜穀商ヲ營ミ四十歳ヨリ四十一歳迄長春縣卡倫ニテ  
四十二歳ヨリ現住所ニテ水田經營ヲナセリ何レモ不  
良ノ途ニアラサルモ資産トシテ數ブルモノナシ

他



(C) 原籍地 福岡縣築上郡宇島

現住所 長春入船町四ノ廿七

永見睦藏

明治三年七月

元大倉組現場係ヲナセシモノニシテ目下ハ精米業ニ  
 従事シ居リ寶座ハ精米機其他不動産ニテ約貳萬圓位  
 アリ先ス着實ナリト評セラレ  
 有信ハヤク

以上

# 水田事業助成願

一、願人の名望上水田事業、場外ハシントシタルモノ、アラズシテ自己ノ職業  
が精末業ナル上ヨリ平素粉買ヒモ苦心スル結果其取引人タル支辨  
人間ノ親善ナル知已ヲ更カウシメントスルが目的ノ方一步ノ御空假間  
全熱自家ノ經濟範圍ヲ超ヘザル存常ノ注意ヲ怠ラズ入念ノ調  
査ヲ重ク協議ヲ遂ゲタル後着牛スルに至ラタル次第ノ候モ無其事  
情ノ下ニ中途ヨリ提提の看ヲ失ヒ苦賞ヲ重クトスルト實ニ世魔々  
シト遺憾トモ存候得共事實ハ別紙所載ノ通り地理ノ有利ナル  
上ニ永遠ニ且ツ圓滿ノ利益ヲ確保セシムルノ真理ノ觸レタル善ヲ我候  
最近ニ至リ支那人ノ同情頻ニナルト野人ヨリ多大ノ信頼ヲ受ケルに至リタルハ  
平素ノ理想實現ノ容易ナルカヲ思ヒ浮ハレ感慨措ク能ハカニ我候  
此上ハ一層ノ苦難ノ遭遇スルコトアリシモ此際奮起スルハ一ニ國家的デア  
リニハ同情ト信頼ノ願ユヤ頼人ノ天ノ指令デアレカノ觀念勃然

ト相生じ復得ハ自今全身ノ投じ献身的奉公ヲナシテト遊覽懐ノ致シ假  
ト至誠ヲ考ラシレバ頼人ハ無資無力ナリガ故、尚平畫ニ於テ其ノ共同者  
ヲ謀ラシムル事實ニ多産候ニ付已、昨ト全財産ハ常消シ盡レシ折  
柄、候價ハ此際如何ニ信賴セザルニ、頼人ノ力及バザル如何ニセシト断腸  
ノ思ヒセラレ行キカシキ義ノ候

左ノチカウ頼人ハ此儘滅亡致シ候ヤレ今ヤ正レク認メラシメシト曰ク野人ノ融  
合点ハ此滅亡際ノ中ノ至テ先ノ息ヒセラレ残念ノ至ラシ候

事實本年ハ非常ニ早魃成テ一般鮮農困難ニ極度ノ達セリト  
聞及ヒ候 左、各地作付ケノ状態ノ揚ケテ考テ傳シ候

一、奉天付近(耕地面五町)「積雪四町」 (一、積雪分地(耕地面五町)「積雪三町」)

一、周東分地(全五町) 全五町 (一、孤獨村(全四町) 全四町)

一、代倫(全三町) 全三町 (一、吉林屯(全三町) 全三町)

一、磐石縣伊通縣方面ハ数字明瞭ナラズカレシ(約)四分ノ作付トナリ

高不卡倫、飲馬山ノ如キハ己、苗ノ括北セル所ヲ々有之誤キテ人ノ腹十  
 五日間降雨ナリ、身滿沙ノ幅作ハ全城、茅ヲト把蔓ノ懐ヲ括候  
 某日卡倫、飲馬山、孤梅村ノ軒裏願人ノ神充用水トス、実井ニ事  
 ヲ考觀レテ東邊ノ流ヲ渡ル候ハ、惻隱ノ情林ホメルヲ得ガ我、惚ヒレ  
 大体軒裏ノ常トシ不昨ト見レハ逃走離散スルハ通者事ノガアニ之ハ辰ヲ  
 需メトスル必要ナラズン

此ハ願人及作ノ軒裏括有命人(カ務兵共方五人)ハ一京礼レテ苗金却

カ括レテミ、追一滴ノ水、主ニ返ヌミ、尽レテ願人ノ満足セシメトス、勤作ヲ

見レトホ、嘗々聞カカン更事ノアアリ之レガ願人ノ僅カトシ勤作ノ勤

ヒんカミ想到致候、得ハ此天真爛漫多ク彼等ノ愛情ヲ甘受セハシ

ハアノカ又是レノ願人ノ途ヲ講ルルハ願人ノ義勢ヲト追相感ヒ候

茲ニ此ノ明年度豫約地百石桐地ノ開墾費、神充用水ノ実井、諸機械

一ノ設備費(別代申費除外)ニ約五分、金老約五千四百六十石圓也

内金庫券圖七ノ新業助成金トシテ仰下附設成下候持持引  
ノ少許添相續ノ度別代冬考書相隔此段奉願候也

大正十三年六月 日

長春 入取町四丁目七番地

願人

(重業經營者)

永見睦藏



長春 浪速町三丁目林南地

全

(方配監理人)

鄭

燾

護



長春縣撫安街趙家店七番地

全

(牙醫者代表)

權

重

浩



南滿洲鐵道株式會社

御中

# 所感

永見睡藏

所說ノ順序

一、滿洲水田事業速進ノ急勢

一、其奈達ノ遲緩ナル原因

一、如何ナル方法ニシテ比較的急進、且ツ永遠ニ圖ル滿ナル

奈達ヲ成シ得ルカ

一、吾人ノ位地撰擇法

一、指定地ノ一及二

一、今圖ノ試作地

一、實行ニ付テノ心得



一、事實 契約書、一、二、

一、實行

一、結論

一、水田事業契約ノ一般

一、明年度中画陸業書 (希望)

以上

満洲水田事業進進ノ急務ニ引替ヘ其条道ノ遅延ノ原因及如何ナル方法ニハ比較的急進、且ツ永遠ニ因滿ルン

条道ヲ成レ得ルカハ所感

満洲水田事業進進ノ急務ナル理由

参考上ノ一例 (五月四日大阪毎日朝日記事)

岡山縣勝田郡ニシテ大正五年四月ヨリ今五年四月マデノ満一ツ年間に農業者凡百八及ヒタリト 其事實ハ教育ノ向上、伴レ筋内方働者ノ減退ガ

主ル原因ナリ又地主トシテ、年々小作者ノ扱ヒニ宛スル結果郡會生活、移

ルト 殊ニ甚カシキ女学校生徒、将来嫁嫁先々ノ希望ノ割ニ試ミシ

何レモ農業ハ嫌ヒト云フガ先ツアル尚ホ青年農夫ハ中途轉業ハ殆トシ婚

後ナリト云フヲ見ルニ新婦ハ農業ヲ嫌フ所ナリ

是レ即チ文明ト筋内方働者伴ハカニトテ農畜スルヲナラン

然ルニ日本内地到ルニ如教育普及ハ吸ヒトシテ夫ノ國勢ヲ衰マレ之レガ先

全ク國々クワアンネトハ他面より見レハセウ勸主義撲滅トモ相成リ居ルカ故、  
更ニ面々ハ農作振興策ヲ云為スモト是レ又必要欠カヘクサル國策  
ニ相違ナリガ結局教育ノ向上トハ助内労働ノ俾ハカルヲ如何ニセザル  
大正五年中日本内地不足米五百万石トハ各新タノ報ズル所ナラン

今少シとす得末、思ヒテ此ハ人口ノ増加率ト農作ノ倍加率トヲ對比スルハ  
目前、進ル日本ノ食料問題ハ實ニ大問題ナラン

結局必要ナルモノハ作ル外ハナイトシテ是ヨリ農作振興策ヲ起シ得  
カ果シテ終末ヲ完フル得ルヤ疑問ト謂ハカシク傳テイノ所ナラン

之レハ外國より輸入スルモノハ滿洲ノ地が最も有利ナラウ尚且銀ヲノ施設  
ハ頗ル安易ナルヨリ日本内地ノ賣消スル農作振興費者少ク滿洲  
ニ投資スルモノハ徒爾ナル間敷キ必要欠クヘキナル目下ノ急務ナリ  
アンマイカ

### 蒙達ノ通達ナル原因

一、日本人ハ侵略主義者ヨリト他國人、兇謀ヲシテ拒ルコト

二、日本人ハ戦勝國民トシテ傲慢ナルカノ情ヲ思ハレテ拒ルコト

三、日本人ハ支那人ヲ輕侮スル情キアル情ヲ思ハレテ拒ルコト

四、日本人ハ利権獲得、吸ハトシ働カズ、金ヲ儲ケルニ風ヲ變テス情キナキカ

尚、一度得タル利権、統體ニ主張シテ一步ヲ謀ラズ、果實ト見テ捨テ、行

爲アルニシテハナリ

五、日本人ハ氣が短カク、國滿ナル交渉カ下テテ稍々モスレハ極端ク走ル亦

ナキニシテハナリ

以上五頂ハ何レモ融和存同ニハ妨カトシテ探忍ハル、トモ、是等ハ自省シテ改メ

ル必要カアルヲ、殊ニ、マシク疑ヒテ持シテスレバ、是レヲ解カントスレバ、相も期同義

分ノ存在ニ尚且進シテハ、敵身ノ努力ニ必要ナク、是等ノ度量ヲ持テ

レハ、永遠ニ相抱擁スル期トキ、至ル間數ナク、愛スルニ決メヤアル

如何ナル方法ニシテ、比較的ニ速速ニ、且ツ永遠ニ國滿ル

祭遠ヲ成レ得ルカヲ所感

宇宙間ノ萬物ノ事天地人三和ノ理ニ適ハズバ達成スルヤズ

滿海ノ水田ノ如キハ已ニ業メ天地ノ理ハ究メテ即チ實物ノ証明スルヤ  
アルニシテ替ヘ其祭遠ノ途ニ入ルニト之レ正シク人知ノ欠如ザルト思フ外ナイ

古人曰ク「天ノ理ハ地ノ利ノ如ク地ノ利ハ人ノ和ノ如ク」ト

尚ホ曰ク「愛ハ國境ナレト 或ハ自利ニ他ト託ク即チ己レノ利セントスルモノハ先  
人ヲ利セヨト云フノ如ク又ハ己レノ痛ヲ知ラズ人ノ痛ヲ知レトモ云フ

是等カ人知ノ真理カリアンモ一カ此人知テ出ズルハ如何ニ難事ニモ解決  
カ出ズルモノト信スルノ如ク

尤、日本ノ水田業ノ現在ヲ著記シテ部カ老考ニ資セン

一、日本人水田業者ハ已得ノ地成リ疾クニテ在ルニ開ケト祭遠向ヒシ  
テ世人ノ望ミトナリ居ルヤアルヤ開カズ甚敷ニ争訟絶ト純ニハシテ  
時ニハ危侯救ヲ表シレ爲政者ヲ苦トツクアルヤ開ク

二、某氏曰ク水田ヲ經營セシムルハ、穀類ヲモ尚且是レシテ、  
 覺悟が必要ナリ、其覺悟ト準備カナラズニ成効ハ出ホスト

之レガ日本人一級トスレバ實ニ嘆カズヤア、若シ日本人、其準備ト覺  
 悟カマラトスレバ相手方又、野人又ハ、野人ニモ其覺悟カハ、  
 此ナリハスマイカ、然ル以上ハ水田事業ハ、實ニ實際ハ、  
 師トシテ、  
 聞ク如クヨレバ曰ク又、  
 イト、  
 三、野人、  
 夫ノ、  
 天然水、  
 地ニ方、  
 ノ馬賊、

此ナリハスマイカ、然ル以上ハ水田事業ハ、實ニ實際ハ、  
 師トシテ、  
 聞ク如クヨレバ曰ク又、  
 イト、  
 三、野人、  
 夫ノ、  
 天然水、  
 地ニ方、  
 ノ馬賊、

此ナリハスマイカ、然ル以上ハ水田事業ハ、實ニ實際ハ、  
 師トシテ、  
 聞ク如クヨレバ曰ク又、  
 イト、  
 三、野人、  
 夫ノ、  
 天然水、  
 地ニ方、  
 ノ馬賊、

此ナリハスマイカ、然ル以上ハ水田事業ハ、實ニ實際ハ、  
 師トシテ、  
 聞ク如クヨレバ曰ク又、  
 イト、  
 三、野人、  
 夫ノ、  
 天然水、  
 地ニ方、  
 ノ馬賊、

此ナリハスマイカ、然ル以上ハ水田事業ハ、實ニ實際ハ、  
 師トシテ、  
 聞ク如クヨレバ曰ク又、  
 イト、  
 三、野人、  
 夫ノ、  
 天然水、  
 地ニ方、  
 ノ馬賊、

此ナリハスマイカ、然ル以上ハ水田事業ハ、實ニ實際ハ、  
 師トシテ、  
 聞ク如クヨレバ曰ク又、  
 イト、  
 三、野人、  
 夫ノ、  
 天然水、  
 地ニ方、  
 ノ馬賊、

此ナリハスマイカ、然ル以上ハ水田事業ハ、實ニ實際ハ、  
 師トシテ、  
 聞ク如クヨレバ曰ク又、  
 イト、  
 三、野人、  
 夫ノ、  
 天然水、  
 地ニ方、  
 ノ馬賊、

農人ノ地位擡升法

(1) 水利

天然水、ヨリコト勿論ナリト云水まきレバ其害モ亦多クレト心得ベキヤア  
小川ト云相昔水アリト見ルハ、貯藏ノ心掛ケレバ創合、欠乏モ又

神元水ヲ容易ク得ルル、如ク早ク天然水、モヨリ所ヨリ安全ヲア  
ル。

(2) 運搬

農作トハ波文法ヤア、ンカラ近巨高、限

味、満貯ハ、熱水貯ハ運搬取トナル為、貨物輸送ノ結果運賃ハ  
高騰スル近巨高トハ、春夏秋冬積上居又、カチイ故、賣急ガ必要

モナイ

(3) 複副産業

農家トハ養豚鶏ハ有利ノ副産業トアリ必要トシ、事業ヲア、ン又、ハ  
畜産物ハ豚鶏ノ餅トナリ、蕨麻カ田園ノ肥料トシ、ンカラア、ン

以上ノ条件ノ参考レシ吾人ハ吉長線ノ換定スルノデアル全沼線ハ到  
ル地下五六尺ニ出水ヲ見ルニテ神充水トシテ実井ヲスルニ輕便ナリ又  
實井ニヨリ用水ノ得ルニシテ安全ノ係リルカラデア

指定地ノ一、飲馬河ノ下九台間

此地ハ先年ニ農ニシテ實測ノ上ニ高岡地、水田經營ノ事ニ因テ樹子着  
手相談ノ折柄東郡震災遺過ニテ流産ニシテトクノ開ク

指定地ノ二、吉長線長春興隆山間 東清保小泉ニ當リ茲間

此地ハ先年ニ直吉林督軍在任中ニ冬高岡地ノ水田ニ画テ樹子

ヲト開ク

一、天然水伊通川、石礮、峯川ニ流ス

但シ伊通川ハ水量多キモ探大ナルトモトモカ又ハ支那一級農民合意ノ

施設ニヨリガハ不便ナリ石礮峯川ハ小川ノ割合、水豊取ナリ之ハ

相當ノ施設ト神充水ノ実井ヲスルハ有望ノ地ナリ



今圖ノ試作地 趙家店(耕)地 濠約百廿畝) 本年開墾林湖地

此地ハ吉長線長春驛東北(昇平道一重) 全興隆山驛西北(昇平道一重)ノ位置ニシテ石礫峯川筋

濠約百廿畝地

但レ二百畝地 趙家店地主周旋 四百畝地ハ東清線小泉驛南(日本管理)ヲ  
以上試作地ト濠約地ト指定地トニ、ニ區分ナリ

實行ニ付テハ心得

一、地主が支那人ナラバ其私権ハ支那人ナラバ又支那官憲ナルヲ為シ支那ノ  
法律及ビ支那慣例ヲ守ルニトシ官憲ナラバ

若シ地主ヨリ返還ヲ請フ場合ハ其便利ト支ハ利害トカチテ起ルノ結論  
精神的结果ノ結果ナレバ又レ其契約ノ精ニ拘束レタカクテ永クハ續カヌ  
争ヘバク程不利益ヲ増スルニカアル寧ニ快諾シテ代地ヲ得ルニトカ和合的  
カアリ又利益ナルノミナラズ更ニ進レテ地主利益推度ノ旁ヲ採ルニトハ上

達しん如く或期間ノ多少ノ犠牲及献身的努力ハ此際必要條件ト心何タイ  
ノカラン

一、日本人ハ指導者ヲアルカラ自ラ教師ガアルト云フ觀念ノ下、時々支那人、水田  
ノ耕私ヲ勤メ指導教鞭、勤メ事毎、誠意ヲ披瀝シテ献身的努力ヲ  
シレ爾来支野人ハ精神的教養ノ意ヲ表スル様態如之シテ指導ヲ知ラズ  
識スル内、融合スルモ人生意義アリト満足シタリノカラン

一、小作野人ハ無資無産ニカ故、自ラ利、走ルニ当然ト云ハルヲ得ナイ之レ業  
陶スニトハ德音ガアリテ、イラヌカラ相当ノ食ヲ得テ勤勤ナルカ人トシテノ業ト云  
フ事、實ヲ勤メ、紹レ新スルカラン又賞ヲ重クシテ四對ヲ輕ラズニトハ最モ必要ナル  
以上ノ主義トシ決シテ自我ノ意カヲ執、誠ヲ尽ス、此ヲ曰支野人ノ融合モ何ノ  
難ヤコトヲラシムルカラン

### 事一 賃

契約書一、（中華一民國三年舊曆四月初七日）

去租估人五合堂今將自己坐荒一段在長春撫安鄉二甲趙家店屯西計  
荒麥拾畝整有中人說先租與韓國人鄭德讓名下耕種水田當面言  
明每年官怕錢我手收伯吊整租價錢筆下文足今文不欠當年為滿  
束年另設空口無憑立字為証按七步行字

東邊南北長廣有今七号 南頭東西寬冬自零地号

二繩 長我西自七号

二繩 長我西自七号 北頭東西寬冬自零地号

四繩 長我東自七号 北面整补二尺

五繩 長我西自七号 南面西米整补六尺

東 牧場李姓塚溝底

計開東西 南東道中心北下周姓

南 李姓戶姓張性全 陳姓

北 王姓吳姓東東買主

朱玉亭

中保人 孫東海

劉希孟

孫啓富

趙璽

趙玉

趙錫恩

趙錫文

趙潤田

五合堂立

契約書ノ二

契約書

一 注意

今般道家店ノ地トシテ水田試作ノ看守ルルハ満河水田事業ハ於  
ケル根本的施設研究ノ主眼トスルニケルヲ以テ先ヅ地質ノ觀察種子ノ撰  
擇用水路ノ水量及補充水ノ理ヲ究メ灌漑ノ適法排水ノ設備并  
ニ防水堤ノ度合其他諸般ノ施設上細心研究ノ重キ努力ヲ積ミ  
農事一歩ノ進ミテ改良ヲ謀リ農善ノ途ヲ講ジ而カシテ確實ニ收穫及  
増収ハ如何ニ保シ得ルンカク徹底的ニ究理シ之ヲ事實ニ表ハシ以  
テ一般人士ノ危懼ノ念ヲ一掃シ奮々中華民ト共ニ同心協力事業ノ促  
進、努力ノ圖利民福ノ根底ニ主脚シ和親共榮ノ實ヲ舉ゲ後リモ一

時的利息、既悉其華固之法ヲ遵守シ、永遠、相互投翼ノ途ヲ樹  
 ンルヲ以テ目的トス

一、實行員氏名

(一) 甲 資本主

二階堂重之助  
永兄陸藏

(二) 責任經營者 鄭燠護

(三) 丙 勞働者代表者 重治

以下之ヲ甲、乙、丙、ト稱ス

一、借地貸借ハ地主トシトノ間、締結シ甲ハ資金ヲ供給シ農事改良一  
 切ノ件ヲ指揮監督ス

一、借地料金(底地代)一々年吉林官帖代千九百円文

一、契約ノ内容

(1) 甲ハ乙、對シ施行上一切ノ注意又ハ要求ヲナス、モウシハ丙、之レカ實行

ヲ行ハレタルコト

(七) 甲ハ乙ニ對シテ耕作金トシテ耕地一畝地ニ付金五圓ヲ支給スルニト

(八) 甲ハ乙ニ對シテ乙ノ子ヲ養フ衣食住費及ヒ開墾費ノ半額并ニ諸

雜費等一切ノ費用ニ充テ耕地老朽地ニ付金五圓在田園ヲ維持スルニト

(九) 甲ハ乙ニ必要欠ケルカラスニ所要金ハ乙ノ請求ニ依リテ支出スルニト並規

定額ヲ超過スルニ金高ニ對シテハ兩中ノ日歩指費ノ利子ヲ付シ返還

スルニト

(十) 甲ハ兩ノ折半負擔費用次ノ通り

一、開墾費 一、種籽代金 一、家賃金

但レ兩ノ負擔額ヲ甲ノ於テ主替ホヒテナシモノハ日歩指費ノ金

利ヲ付スルニト

### 一、計算ノ内容

(1) 収獲物總高ヨリ借地金支払高ヲ扣除シ殘高ヲ甲兩ノ分配(折半)

(10) 甲、丙、收得高の明記通簿に主會金控除對して、主會積累ヲナシ高々運藏ナクシテヤキエト

一、收得額全部ノ中ニ於テ隨意處分スルコト勿クスト其價額甲丙、於テ長者米高中ヨリ指定價(之み上)ヲ取リ其中位トスルニト

(後ハハ十日控除日移の回ルル中ハ甲世老日とシテ) 指定價控除日とシテ但シ運搬費ハ板原價トスル

控除ハハ長者ニ確定價控除圖、對シ運搬費金を同要シ之場合ハ之レヲ控除シテ板原價ハ金控圖トシモノナリ

右契約ノ証トシテ各自一通ヲ所持ス

大正十三年五月十日

資本主 三階堂重之助

全 永見睦藏



責任經營者 鄭煥 談

労及者代表権 重 洛

上文記する如く租借地にて年契約にして契約人の支那人ト野人トレバ永見の  
現在ト勿論將來ト共テ何等ノ権能ハナイ保シ地主ト元ト自林胸地ヲ永見ト契  
約スルコトヲ承諾シ居ルレド租借地ノ林胸トシテ又契約人ノ野人トスバク  
請求レシレモ官憲ノ意圖不明ナルヨリ遠慮シテ之ヲカレハ此間何等  
ノ障害起ラザレバ條約ハ白紙実行出不得ニモナリ自出實行不能トナ  
ルニトシ場合ハ其責任ハ永見自身ガアルト憤ト恨ムルコトナリ

實 行 事 實

一、大正五年五月十日林胸地ノ借地料金ヲ支払ヒ翌月ヨリ開墾ニ着手シ林四  
日迄ノ林胸地ノ開墾ヲ了レヨリ而シテ林日迄ノ十胸地ノ種苗ヲ済ミヨリ復  
亦水不足ノ概見ハレ越々々々種苗ヲ中止セヨリ

（是ハ着手後トト周壁中水ヲ探ヒヨリマシト相在ノ原因ニナリトカト思フ）

一、六月前ヨリ上リ倉々水洞ノ時ヤ付ケテ十均比ノ箇ニ危険アリトト迫知レヨリ

直ニ井戸掘、着手セシメノ（直ニ亦大深ナリト決定）石碑谷川ハポンプ（發動

機應用）ヲ拵付ケ揚水ヲ行ケルコトナリ

（大体此ポンプハ井戸地ノ淺流ニハ不足ナルモ一時土氣ヲ引テ下ニテ目的ナリシ而カ

ルニ、紫ノ地ヲ又野人ハ機械揚水ノ畧就、驚カまん拵ナリ）

一、井戸ハ水深五尺シテ出水ハ見ヨリ現在ハ約十尺塔下リ居ルモ未ダ砂層ヲ見

不左ナリナリ相方出水ハ旨ト通知アリケレヨリ水替ヘノ中配ヲ改メ尚ホ四五

尺塔下カケル見ント準一備ナリ

一、各地ヨリ通報ノ如ク本年ハ全滿ト通シテ早懸ルン為メ未ダ何等準備

ナキ也、疎虞ノ如キハ日ミズガ全滅トシヨリ得カレ運存ナレトハ野衆ハ素小

ヨリ見極メ付テ右ノ最極近ト奮闘シテ右ノトハ感謝ノ至リナリ

右頂ヲ重テ綴述シテ其ノ事實ト生スルノ實行可能ナルニ信ジテ疑  
リテ素ク時ニテ感遠ト起リ何等ノ障害トモ見レバテトノ祭生セレト  
アトシモ其皮毎ニ新市實祭見セシメン澤クハ胎拔應斷又善處  
スルエトハ心懸ケレハ水邊無究ノ眞實ル根底ナリトテ  
確信スルニ至ラヌレトナリ  
茲ニ郵カ所感々述ブ

大正十二年六月廿二日

水見睦藏

## 水田市業契約ノ一般

一、支那及び朝鮮地ハ日本押取ノ換算スルヤハ若干古高ヲ格付乃至若干ハ  
 自評程度ニシテ大凡若干七割位ヲ以テ日本人ノ標準トスルモ（時ニハ十  
 割ニ至ルハ亦「格付」所アリ一定セズ）

一、地租ハ現金換取ト収獲額ヲ以テナス事アリ

但し現金ノ場合ハ金換取固ヨリ廿五割程度ハ大凡ノ標準トシテ一定セズ  
 扱ノ場合ハ二石以上三石位ニシテ之ヲ一定率トス

而シテ資本主ト作人ノ契約ハ収獲額高クハ地租ノ相若スル金支ハ扱  
 ヲ天引シテ裁奪スルヲ精算スルコト

一、開墾費 港泊ト付金換取固ヨリ廿五割程度

但し資本主ト作人折半負担ヲ普通ナル

一、家賃

但し資本主持テスルモト作人ト折半負担ノ契約トアリ時時借ル家

ナキ所ハ資本主ノ負担大ニヤケル

一、小作人食費ハ資本主負担

但シ下ノ標準以上ハ小作人ノ負担トシテ利子ヲ付レテ返還スルコト

一、粟一石五斗ハ金(約)亦同也 一、播及埋率ハ金(約)同也

一、家賃及法租費(約)亦同也 中倉ハ同也 但シ野人入リ付ル農地中

ノ費用ハ野人入リ付ル農地ニ限リ至ラズ中倉ト係定シ居候(約)亦同也 又ヤリ

以上ノ事ハ昔ヨリ小作野人ノレテ規定費用以外消費ロサン中ニ収獲時ノ米

ノ収納金ハ入レザ大九金迄同位ト云カ普通ナリ

右



但レ耕地取束納(取束納取振五石免) 老老付金指取同老

一、屋引残金六千五百拾圓也

但レ日野人向ノ中兼法ハ別紙ノ如ク規定スルニ本界外ハ滿越抵應  
用スルニハ決メテ復定スルニ實際ハ若干ノ可成者役者ノ割合  
ヲヨクシ兼取向上ノ同クスヤコト

芳後者取得セシ金四千五百九拾圓也 但レ此ノ金ハ折取圓九拾五  
資本主取得金亦金壹千五百拾拾圓也

以上ノ中兼法ヨリ見ルニ此ハ翌年度資本金ハ老萬七千老百拾圓トナル尚ホ  
關整費ヲ剩余金ノ得ルニシテハ資金ハ加算ス

右

**(植家店) 水 田**  
 長春縣無名村植家店(地址在縣城小西門)界約地種田計

十三年	摘 要	原 真	仕 松 金	記 事																																																			
				科 目	別																																																		
5	2	林田經營(大)開採(因此處已開採)...	971	7000																																																			
		抽 查 (林田經營)...		5000																																																			
10		抽 查 (林田經營)...		62590																																																			
		管 理 (林田經營)...		3237																																																			
		佛人法 (林田經營)...		2180																																																			
		水費費 抽水機 抽水水		2000																																																			
12		田墾費 —— 抽水機 抽水 抽水機		20000																																																			
		抽水費 —— 抽水機		500																																																			
20		田墾費 —— 抽水機		7000																																																			
21		——		6000																																																			
		抽 查 (林田經營)...		16830																																																			
24		抽 查 —— 抽水機		7500																																																			
		抽 查 (林田經營)...		4500																																																			
30		抽 查 抽水機 抽水機		6500																																																			
5		抽 查 —— 抽水機		8260																																																			
		抽 查 抽水機 抽水機		1720																																																			
		抽水機費 —— 抽水機		8395																																																			
		運 送 費 —— 抽水機		4900																																																			
16		抽 查 抽水機 抽水機		3500																																																			
		抽 查 —— 抽水機		2500																																																			
		抽 查 抽水機 抽水機		2500																																																			
26		—— 抽水機 (抽水機)		1200																																																			
17	2	抽水機費 (抽水機) —— 抽水機		22050																																																			
		佛人法 (林田經營) —— 抽水機		5000																																																			
		抽 查 費 (抽水機) —— 抽水機		3737																																																			
		抽 查 費 抽水機 抽水機		3000																																																			
		抽水機 (抽水機) —— 抽水機		100607																																																			
計 瓦 松 金 2993.17			40000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>仕 松 金</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>抽 查</td> <td>7320</td> </tr> <tr> <td>佛人法</td> <td>62590</td> </tr> <tr> <td>管 理</td> <td>6037</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>10180</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>1720</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>60627</td> </tr> <tr> <td>田墾費</td> <td>47000</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>16830</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>11500</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>8395</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>8900</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>3737</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>22050</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>5000</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>3500</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>2500</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>2500</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>1200</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>22050</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>5000</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>3737</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>3000</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>100607</td> </tr> <tr> <td>抽水機</td> <td>40000</td> </tr> </tbody> </table>		仕 松 金	金額	抽 查	7320	佛人法	62590	管 理	6037	抽水機	10180	抽水機	1720	抽水機	60627	田墾費	47000	抽水機	16830	抽水機	11500	抽水機	8395	抽水機	8900	抽水機	3737	抽水機	22050	抽水機	5000	抽水機	3500	抽水機	2500	抽水機	2500	抽水機	1200	抽水機	22050	抽水機	5000	抽水機	3737	抽水機	3000	抽水機	100607	抽水機	40000
仕 松 金	金額																																																						
抽 查	7320																																																						
佛人法	62590																																																						
管 理	6037																																																						
抽水機	10180																																																						
抽水機	1720																																																						
抽水機	60627																																																						
田墾費	47000																																																						
抽水機	16830																																																						
抽水機	11500																																																						
抽水機	8395																																																						
抽水機	8900																																																						
抽水機	3737																																																						
抽水機	22050																																																						
抽水機	5000																																																						
抽水機	3500																																																						
抽水機	2500																																																						
抽水機	2500																																																						
抽水機	1200																																																						
抽水機	22050																																																						
抽水機	5000																																																						
抽水機	3737																																																						
抽水機	3000																																																						
抽水機	100607																																																						
抽水機	40000																																																						

300



趙家店附近、水田、有利ナル理由

一、吾人ノ水田地選擇法

(一) 用水ノ便否

但シ天然水ニヨリコト勿論ナルモ其不足ヲ補充スル人工水ヲ容易ニ

得ル処ナルコト

(二) 土壤ノ肥育 但シ收穫ニ大關係アリ

(三) 開墾ノ難易 但シ耕作費ノ軽減米ノ收穫ニ關係ス

(四) 運搬ノ便否 但シ經常費、關係スルシテ其賣品價ニ大關係アリ

(五) 水害防禦法 但シ如何ナル地ニモ相當施設ヲ要スルモ其設備容易ナルコト

以上、対シ趙家店ノ地ハ理想的ナルコトヲ左ニ記述ス

一、土地ノ肥沃ナルコトハ、監理野人對墾誤及労役者代表種重治ニ

他、比シ見ズト賞揚シ收穫ハ老樹ノ林石ハ下ルニシテ云フ

二、開墾ハ普通畑地ト合探スルニ最モ容易ナリ内務部ハ一、五、九

ノ柳を植返へし圍造ナレ

三、運搬ハ長春新市街ヨリ日本里程一里半クンヨリ一日三往復ハ容易ナリ必要ニ應ジ四往復ニ難キナラズ

四、水害防禦ハ自然的出来ノ地トモ云ヒ得ヘルナリ

其故ハ南ニ吉長線アリ北ニ東清線アルガ為メ出水ニ流水ニ過度ノ

調節ガ取レ居ル譯ナリ

五、用水ニアラケハ石礫岩川ノ便アリ諸川ハ水川ナルニ比シ水量多ク

シト且大水田経営ハ素ヨリ不足ハ當然アルガ一面補充水ヲ

得ルニトノ容易ナルハ氷見觀察アル而シテ其量ハ杜テ試作

ヲヨクシテハ確定的ナラズ

此故ニ先ツ亦地ヲ借リ又ケ着テシタニ 実験左ノ通り

一、開墾林垆 但レ少シ時宜後レ頃ヤリシヨリ 掘時ヤリ急下スルナリ

一、掘時十垆 但レ五月廿日迄ニ十垆ノ掘時ヤリテシメ水サテキヨリ中止ス

揚程

考  
水  
下

一、井戸堀、着す

(直全井尺) 此際ハ砂層ヲ見ル迄ノ考ハ

但シ吉長浜線谷地ノ実地ト地形ノ関係上出水ハ五六尺ノ見シ砂層ハ目的ノ測アヤ否ヤハ不明ナルモ十五尺ノ達セトノ觀察ヲ行

(一) 実見上極六尺ヲ下リタル程迄ヲ出水レシモ其量僅カアリ

(二) 全 粘土層十尺以下荒砂ヲ見ル

(三) 実地施工 粘土層十尺寸 (砂層以上粘土層ハ四五寸ヲ見ル)

(四) 水替ノ作業

機械 (石動索動機三馬 セントニーカールポンプ五寸) 水取四尺ノ位置シポンプ

ヲ操背ケ吸水ホースハ砂中約寸ノ位置、投入ス

(此吸水ホース投入ノ所ノ傍ニニテ所ノ噴水ヲ見ル) 之ハ全部ノ水ヲ蓄止

スルトシ、噴ハ約五分位水勢ノ吹キ上リマシ

(五) 水量ノ測定

セントニーカールポンプ五寸ハ揚水全能力一時間出ル水ノ石以上三百ガリ

一口  
不

100%

吾人ノ運取水必思ハ普通田稻敷地ノ間干田ヤルソモ五畝以上ノ田稻ヲ  
 作シテモ一日ノ間作事ハ二畝石以上ノ揚水ヲシタルモ本中系ハ二  
 百五十石トシ一日ノ時間ノ作事ハ一畝石ノ揚水ノ井ノ揚水ノ連続トシテ當時  
 ノ出水量ヲ式子石トシ以下算出ス

出水揚理想量 (井ノ底卸平方尺 300) (20' x 20' x 25' x 1' x 20')

(イ) 砂盤全部ノ密心モタルハ 依量 六千石

(ロ) 砂盤一尺ノ下ヤルハ 依量 七千石

(ハ) 全 二尺 依量 三千石

(ニ) 全 三尺 依量 四千石

(ホ) 全 四尺 依量 五千石

(ハ) 全 五尺 依量 六千石

更ニ水量ノ水ヲ要スルハ井ノ直全ヲ大ニスルコト以故、凡人ノ才三斗田ハ  
 井ノ直全ヲ大ニスルハ 是ハ揚水ノ見得ノタルナリ

0.009/sec.

ク  
不  
ハ  
カ  
カ  
カ

但レホ砂層がFノットハ格ナ居ラズ次ハ五ノ年ニテテシムハ  
噴水ノ状態ヨリ見ルハ其ノ上トシテノ想像モルニ若シ砂層  
三ノ年ニ増合ハ度ノ水量減ルニ譯ナリ

之ハ見本砂層ノ地質学者ノ鑑定ニ待テ外ナシ

水田ノ要スル水量ノ標準

日本内地ハ一及歩ノ要スル水量ヲ推テ六甲「即チ及歩ノ水ノ一十割ニ充  
満シテ」乾燥強ク「ヨリ」五トシハ亦五「即チ一町ノ水ノ百五ナリ」

一、及別ノ比例

日本ノ各地歩ハ若干ナリ 支那ノ一州ハ若干ナリ 支那ノ一州ハ若干ナリ

之ノ支那支那吉田州ノ日本ノ五ナリ 支那ノ一州ハ若干ナリ

一、滿河水田要スル水量ノ標準 支那ノ一州ハ若干ナリ

一、支那人ノ水田要スル水量ノ標準 支那ノ一州ハ若干ナリ

一、機械掘水ノ標準

吸水量全六時おシカハ一時間九石を管柱水時間トモハ老あ八千石ナシクツ

午後甲ハ六時おシテ午後七時迄用

一、神元水穿井ハ出水協想ノ(二)砂層ニ下リノ程ハ定ル障アリモ比

際砂層ハ極メ度思フ (所々ハ一箇ノ障向ナキモ水ハ不自由ニシテ淨

ナルヨリ何月何日種苗ヲ必協定スルニ要スナキナリ)

一、水俣協防系貯水場

本ニハ必要欠ルベカラズニシテ預人契約地ニ流ノ中川アルヨリ此場ノ原

ノ(既年ノ東市ノ作)東ニシテ下流ノ完全ナル水門ヲ造リ高木川造通直ノケ所ニ量水標ヲ設置ス

流ニ流ノ中川ニ相違ニ任ノ水ヲ保ミシメ又津流ヲ随意ニシレバシト

程ホ水門開放シヨリ流水ノ妨ケハ存下流ノ汚濁ヲテスニト

機械揚水ハ意ノ中ニ川ニ落水セシムニト

一、設備費 中景下次ノ通り

仕掛金合斗四千圓也

内 証

金九百圓也 金井貴

金七十五圓也 板成貴

金七十五圓也 水理貴

金七百圓也 雜貴

金四千圓也 去年備却トスレハ一ヶ年 金四百圓也之ヲ種地自水

柄、割當シハ老柄、金七圓余ナリ

開ク奉天ハ花ハ水理稅老柄、金八圓トナト(此外特殊稅ニ由リ)

更、天三取手函(協約地四百圓)一着ケルニ水理費トシテハ大差ナキナト

、信ルニ之 彌潤ノ後 貝伴業ニ外クナレ

右ハ實験報告、述キ譯シ其有望ナルヲ證スルニ足ル

大正十三年七月

日

願人

永見睦藏



趙家店水田事業豫算

一事業（第一期） 自上年四月着手

仕込金総額四千圓已 但し試験期に當るん分

内 訳

金廿千九百九拾參圓拾九錢 已払金 自上年四月間 至今年七月間（別紙四回書道）

金壹千一六圓八拾九錢 未払金 自上年七月間 至今年七月間（然野野人生入金費）

以上一期即ち試験時代トモ多少ノ犧牲ハ事ヨリ覺悟ノコトトシ

テ以テ耕地モ世傳シタルモノナリハ開墾下地ニシテ種蒔ノ始メシ時期ノ後

ルノ慮ノ良好ノ成績ヲ得ケンガ若クハ沼志ナラシト意外ナク亦十垧地ノ種

蒔クナラシメケル水不足隨テ各地ノ悲報ハ近年稀有ナク魁ニシテ全

滿ノ道ニシテ亦種サケト云ニ尚ホ畑ノ水田テ苗ノ枯レ蓋シタルニ多ク

キヤリトナリ人ノ水田ニ後レテカウ其苑ノ漏レズ遂ニ在作死ニシキ

ト至ルタルニヨリ 努力後者一圓ノ年芳ハ想像以上ナリレ而シテ越ケ其



手前免レハ目的ノ補充ヲ用実片ニ成功シヨリ之ノ事ヲ得未年  
画ノ堅ク自保ノ材ナリハ得難キ好烟ナリシノ事ナクナリ

一、事業 (第一期) 第一博覽會九月有テ今而十月叔獲

仕松 裕彙金七千四百六拾圓也

取 款

金九百圓也 貸付及運物費一切 (昔ノ金庫大借十夫尺)

金七千五百圓也 借付一及おレテ其他什傷ホ一切

金七千四百圓也 借地形自取而 但シ老物ノ分金却在因也

金七千五百圓也 御衆中人(但シ老物ノ分金)及水運費、文運費其他

金七千八百圓也 用墊費老物納(但シ老物ノ分金)及水運費、文運費其他

金七千七百圓也 揚水運費(但シ揚水ノ分金)及水運費、文運費其他

以上ノ対シ現金出資額五千圓也

但シ第一期ト共事九千圓ノ必要金(現金)ナリ

不足金壹萬四百六拾圓也

但此助成額金壹萬圓也

此收支中算吹入通り

一、收入金貳萬千五百圓也 收渡額千八百元 (是助成額) 金貳拾圓也

一、支出金壹萬五千四百六拾圓也 上比入通り

差引殘金六千四百拾圓也

此方既方法

方後者七分金四千九百九拾八圓也 此方後者五千人 (一人金八拾五圓九拾五)

資存者五分金壹千八百拾圓也

一、金 (分二) 分二年 (大正四年四月) 若于去年十月收渡

仕於金總額壹萬貳千九百圓也

内 款

金貳拾圓也 清城林及戸神修費

金抄千四百圓也 借地形 卷の中柄 但し卷柄、片金抄移旧也

金七千五百圓也 行果食費及水程弄之支添費

金壹千四百圓也 耕種費 志果柄 但し志柄、片金抄移旧也

金壹千零百圓也 運送費 (揚水之費也) 船及人仲費

以上

此收支中集次ノ通り

一 収入金貳萬千五百圓也 収獲報卷千八百名 (寺内持持五名) 卷柄移旧也

一 支払金壹萬千九百圓也 前記ノ通り

差引残金八千七百圓也

此分帳方法

労役者七名 金六千九百圓也 此勞役者寺人 (入寺者) 寺内持持五名 卷柄移旧也

資本者三名 金二千五百圓也

一 金 (一) 元二貳 元三年 (大正十六年四月十日収獲)

仕於金總額壹萬貳千四百拾捌圓也

內 款

金貳百圓也 清撤帳及井戶補修費

金貳千四百圓也 借地料 稟謝 (老而、竹 金拾拾圓也)

金六千圓也 狩獵食費及水理弄、交際費

金九百六拾圓也 耕務費 百市向 (老而、竹 金八圓也)

金壹千零貳拾圓也 運松費 (揚水二月迄) 狩獵及人件費

金壹千五百圓也 牛費 (粟、麥、糠)

以上

此收支中稟以一通

一、收入金貳萬五千五百圓也 收穫額壹千石 (金拾拾圓也) 老而、竹 金拾拾圓也

一、支出金壹萬貳千四百拾捌圓也 前記一通

差引致金九千八百八拾圓也

此分配方法

芳役者七万金六千四百拾五圓也 芳役者五人 (元付 百五十元)

資者者三万金六千七百五拾四圓也

一、今

(元二期) 元四拜二万金 (期合十七年加月 五十八年十月) 収獲

但レ四年以降ハ 交際費中五五圓ノ減少スレトシ得

収支中算決ノ通リ

一、収入金四万五千五百圓也 収獲額を六千五百圓 (元付 拾五圓也)

一、支出金貳万五千四百拾圓也 唐金中分唐金九千七百拾圓也 (ニ千分)

差引残金唐金九千七百拾圓也 唐金中分九千七百拾圓也

此分配方法

芳役者六万五千五百拾四圓也 芳役者五人 (元付 百五十元)

資者者五万五千七百七拾七圓也

以上五ヶ年中資本者ノ収得スル金親唐金九千八百拾圓也

本到余金ヲ以テ天三取中畫(際約地四百匁)ノ年々進展セシメタキ

モ地封封込借債ノ承諾ナシヤ未だ疑問ナシ其程度ハ明記ヲ難

キヨウ左ノ市地王トシテ完成セシメタキ功一年ノ費用ヲ記載ス

一、市業(天三取中畫)

所要金總額四百匁(参考)千匁也

内 訳

金四千匁也 神光水用(案内一、  
至六尺深十尺) 清機械及運物補一式

金八千匁也 借地料四百匁 (一、  
而二、  
金助移匁也)

金七千匁也 開墾費四百匁 (一、  
而二、  
金在八匁也)

金八千匁也 揚水費(二、  
日九尺) 地形及人件費其他一切

金壹萬八千匁也 野蕨及人食費及家心費其他交際費一切

金叁千匁也 水運費(水門、貯水池、堤防其他一切)

以上

此収支斗算次ノ通り

一 収入金七萬五千圓や 収獲額在在

(唐和之付金指可也)

一 支取金四萬五千圓や 前此ノ通り

差引残金貳萬九千圓や

分記

此の後者七分金貳萬九千圓や 方後者五分

(一) 此金五萬圓也

資取者三万金八千七百圓や

但し次年及三万金五千圓や 前此ノ通り

(支取金)

右ノ通り候也

水見睦藏



借地契約書寫

立租契人五福堂今將租遺長春城東鶴南鄉二甲安龍  
泉趙家店屯家西屯荒屯段共計八拾壹畝五畝頃中人  
說允情愿租與韓國人鄭煥讓名下種稻田農業同象  
言明每年每畝租價錢寬市官帖錢貳千九百吊按春  
秋兩季交納春季清明三分之一秋季舊曆按月初一日三  
分一貳文納現交押租金原老百五拾元末春以租價扣由  
期至拾叁年為滿由民國拾肆年至民國貳拾六年止期內  
不許增租漲價亦不許令租他人勿論夫汗水落每年春  
秋兩季償還恐口無憑立契存証

中說人

朱玉亭

孫啓富



中見人

白 斗

趙 玉

趙 錫文

趙 琮

趙 琬

代字人 趙子書

趙 雲峰

趙 錫恩

李 潤

李 在田

李 保會

中華民國拾叁年舊歷六月十八日

立租契人 五福堂

契約書

一、趙家店其他水田事業經營之存キ、永兒睡藏ヲ甲トシ郵燠謨

ナシトシ權重落ヲ兩トシテ左ノ件々ヲ契約ス

(イ) 土地及家屋等ノ貸借ハ都合上乙ノ名義ニ由テナストモ經營主ガ

甲高ノ資本主ガ甲ヤアム上ヨリ此處分派ノ經營其他一切ノ權限ハ

尤テ甲ノ意志ヲ尊重シテ施行スルハ勿論其措置ニ付テハ乙及兩ハ純

体服従スルベキコトス

(ロ) 水田耕作~~費~~其他ノ要スル諸費ハ尤テ甲ノ出資ニシルモノナリ其費迄

ハ先ツ兩ニ於テ調査アテレ之ヲ乙、移轉レシハ更ニ嚴重ニ査定アテシ

担当ト認ムル類々乙兩立會ノ上説明ヲ付シ甲ニ請求スルコト

但シ貸付金精算法ハ別途定ム所ノ方法ニ準ザルコト

(ハ) 水田地現場付込ノ居住シ經營上ノ全責任者タルハ勿論<sup>方</sup>役員者

集團ノ監督上常ニ格別ノ注意ケテ<sup>方</sup>禍ヒヨ未然ニ防カユトノ留意

ハ圓滿ナル勤勞者トシテハ模範者タルベキ團隊操縦者ノ実擧  
カニエリテ主義目的トスルコト

(二) 乙ハ居住ノ所ハ随意ナルモ現地臨檢ハ一周二回親シク實況ヲ調査シテ  
甲ノ意志ヲ兩及ビ現地勞役者ノ通ズルコトヲ勉メ出ホ地方民間ノ  
交情ヲ觀察シテ後リモ地方利益ヲ傷テザルコトヲ注意シ現地語言  
上ノ全責任ハ兩ト共ニ相盡スベキコト

(ホ) 乙兩ハ一周一回甲ノ現地實況ヲ報告シ尚ホ將來ニ於テハ方針又要求  
等、付キ赤心ヲ披瀝シ誠意ヲ込メ懇於歎誠ノ上茶居、途ヲ請ハ  
ル根本表トシテ日野又人ノ融合親睦ヲ方針トシ共存共榮ノ方ヲ奉  
ガルコトヲ目的トスルコト

(ハ) 支那官憲ヨリノ指令又ハ通牒ハ細大漏ラズ乙及ビ丙ハ一存ノ嚴決セズ悉  
ク甲ノ移駐シテ其指令ヲ受ケルコト

但レ即決ノ必要アルカ又ハ舊例アルモノハ隨時處理シ事後報告スセザ

ゲートと云報告ノ遅延ナルニトシテ敬告スルコト

(ト) 突発事件ハ時ヲ移スル患人ヲ以テ丙乙トシ甲、詳細申実ヲ報  
告レ宜シク善後策ヲ講ズルコト

但シ申小ムルガ故、内済ト申、報ズル暇ナキモノト云然ラテ経営上ノ心  
洞トスベキ必要申仰、申後詳細ノ通告ヲテコト

(チ) 諸機械及備品類ハ乙丙ノ責任、序スルモノトシテ、嚴重ノ保管スルハ勿  
論、常ノ管理法ヲ設ケ破損又ハ紛失ノ憂ヒキヲ標注意シテ忘ラズルコト

但シ特殊ノ理由アルモノハ申、庚々重申シテ代局ヲ請入スルコト不注意言ハ  
損大ニシ丙、此ヲ弁償ノ義務方ニ任ズルコト

(リ) 給典金法 (申道及慰勞金)

一金五百圓也 林作水田丸日本船ノ経営ヲナシ満足ナル収穫ヲ擧ゲテ  
ル場合、豊ナルキ旨金トス (乙丙金類トシテ年間ハ方以テ資金 儲蓄トス)

但シ本株主金ハ毎年必獲時味養ノ操入レ組合利益及分配ス

本積立金ノ方カ資金トシテニテ年志ナシテ出資田額トスルニ本人ノ希望ニヨリ使ハ積立金ヲモ資金トスルニ妨ケナシ

(X) 一金店白濁也林作水田巻取拘ノ経営ヲモ満足ニ取復テ得ヤタ

ニ場存ニオケル惣勞金トス

但シ本額ハ毎年取復時ニ給與ス

(又) 以上乙丙ノ給與金クテスヨリ乙丙ノ不注意ヨリ生じル損失ハ当然取

扱ノ義務アリコトヲ承認スルコト

但シ甲ハ乙丙ノ損失ノ取扱ヲケレシムコトモガレヨリ後日之ニ代ルベ

キ精勤ノ實現ヲ見ルヤハ賞與トシテ尚以上ノ金返シ給與シ相互

間精神の融合ヲシテ事業ノ基礎ヲ堅實ナシムルノ目的トス

(ル) 本契約ノ主旨ハ争ハズ目的テイテ事業経営上ノ心得トスルノカ主眼

目的アルヨリ誠實ノ業務ノ遂行、日弊及人ノ融和親和共存

共業ノ下ニ満水水田ノ開発ヲ以テ最終ノ目的トスルコト

本書各自一通ヲ所持シ常ニ座右ニ置キ心得ノ高トスルハ勿論時々  
明記ナキ事項察生レる場合存シテ絶体ニ獨斷專行ヲナスル事  
宜キヲ是レテ處理シテ永遠ニ融和合同ノ出ル得ん規範トスルコト

大正三年七月 日

經營主義資本主

水見睦藏



責任經營者

鄭煥護



副經營者兼後援者

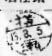



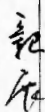
植重浩



以下余白

323

## 回 議 箋

		號 番		興農第五三九號	
		大正 19 年 8 月 5 日 起案		大正 19 年 8 月 8 日 決	
		所 屬 課 所		主任	
		者任職			
名 件		水田奉案助成件 回答			
案		農務課長 參事  			
長春地工  農務所長 記 		農務課長 參事			
件 名					

南滿洲鐵道株式會社





回 議 箋

(丙 號)

記

一、貴社係件調査ニ依リテ申請書記

載レヨ。然レハ柳<sup>堂</sup>ニシテタル人會社トシテ

ハ吾人ノ考悉ク、今後信用<sup>ニ付</sup>トシテ

モト出料ス。然レテ所感ト知レル書

宛、之宛ヲ通シテ之ヲ抽取ル文字ノ

ミニシテ、核心ヲ捕提スルニ苦ム。

二、如シテ、調査ハ之ヲ那及富トノ提提アリト<sup>知</sup>

係<sup>レ</sup>ル<sup>ハ</sup>、之<sup>ノ</sup>見<sup>込</sup>ニ、之<sup>ノ</sup>分<sup>ナ</sup>リトノは、意<sup>見</sup>ニ

同感ト考ヘ、取書ノ係件ト書カレ

南滿洲鐵道株式會社

回	議	箋
---	---	---

(丙 號)

行方絶此はハ、吾人カ果シテ有連シ  
 弟情ナキ人地也、吾人僅シ其身ヲ一擲  
 擲シテ海路ニ出ルヲ得テオ夫カテシ  
 可ナキ事ナカレハ事

三考ニシテ、吾人ノ申斷ニ據リテハ何  
 レモ不<sup>レ</sup>成<sup>ル</sup>シテ、<sup>（イ）</sup>此ノ事ニシテハ  
 ルマノシト<sup>レ</sup>、<sup>（イ）</sup>吾人ハシテハ、<sup>（イ）</sup>此ノ事ニシテハ  
 レアルゾ。吾人ハ、<sup>（イ）</sup>此ノ事ニシテハ、<sup>（イ）</sup>此ノ事ニシテハ  
 抽<sup>（イ）</sup>取<sup>（イ）</sup>ル<sup>（イ）</sup>事<sup>（イ）</sup>ニシテ、<sup>（イ）</sup>此ノ事ニシテハ、<sup>（イ）</sup>此ノ事ニシテハ  
 又<sup>（イ）</sup>因<sup>（イ）</sup>ズ<sup>（イ）</sup>ル<sup>（イ）</sup>事<sup>（イ）</sup>ニシテ、<sup>（イ）</sup>此ノ事ニシテハ、<sup>（イ）</sup>此ノ事ニシテハ

回 議 箋

(丙 號)

為 飛 人 永 見 八 約 二 新 報 一 資 産 欠 け あり

ト 年 々 上 ル 元 金 債 ( 銀 本 ) 信 用 欠 け 増 加 せ ば 不 可 。

四 季 末 算 計 劃 案 一 内 容 債 権 欠 け 欠 け 増 加 せ ば 不 可 。

又 年 々 修 繕 費 増 加 せ ば 不 可 。

ナ ン 人 工 流 動 性 一 年 間 五 十 万 円 増 加 せ ば 不 可 。

ス 石 工 場 小 修 繕 費 一 年 間 五 十 万 円 増 加 せ ば 不 可 。

限 三 年 間 五 十 万 円 増 加 せ ば 不 可 。

八 百 萬 円 増 加 せ ば 不 可 。

ル 一 年 間 計 画 杜 絶 せ ば 不 可 。

五 用 水 場 算 計 案 一 年 間 五 十 万 円 増 加 せ ば 不 可 。

南 滿 洲 鐵 道 株 式 會 社



回	議	箋
---	---	---

(丙號)

此項土地之利用，應由本會統一辦理，  
 俾便於土地之開發。

七、土地之用途，應由各戶分別利用，  
 不得混雜。



吉公第七二

大正十三年八月十九日

吉林公所長

農務課長取



萬宝山燒鋸鐵水田計劃一件

當地有海會海長劉村春一匯力首經一件

三國之出年積當以嘴託之進之在件二國元

貴保及貴國國係面以一中理亮中批制

仰中及台申出子 特以一中存意以子太

可水之意中理原之故之反

33

南滿洲鐵道株式會社

農務係

候 燒鍋嶺萬寶山地方水田計畫

一、後補地の地理

吉林省長春市街東方を北流する伊通河F沿ふて北行し農  
 安街道を造むこと四十支里(約五邦里)Fして燒鍋嶺F達す燒  
 鍋嶺より東北十五支里(約二邦里)Fして萬寶山街あり、  
 (東支鉄道末沙子駅より西十六七支里)此兩地間幅員約二  
 邦里延長南北五十餘里(約七邦里)は伊通河の流氷F沿ふて  
 南より北F向ひ緩徐たる自然傾斜を爲したる一望坦々た  
 る平野Fして水田開設地として理想的の地點とす。

二、後補地の地勢

後補地は長春を距る三十支里馬家少口F始まる所のFして平地は

平野の東に連る小丘の突出点が伊通河と接近せる地点にして用水口を設けるに適當の地点とす。小丘は概ね十五、六米突位の高度を保ちて平野の東邊を北上せり。伊通河は同地より西北に流水焼鍋嶺に至り、同地より北向して農地面に流る。後補地は河の西部にモニク町を見當を有するも、主として河の東部河より前述の連續せる小丘に至るまでの間とす。地勢は参謀本部十萬分之一地圖に依りて後補地の南端に於て標高約二百二十米突地形上の波形状の起伏は殆んど認むる能はずして、漸次北方に向つて下降し、萬宝山西方胡家屯(後補地の中心)三百十六米突より一里北に二百一十米突、更に一里北に二百〇四米突、千家崗子百九十八米突と言ふ如き自然傾斜を爲し、灌溉上有



利の地形と稱するを得可し

### 三、後補地の現状

同地方は所謂伊通河の形成せる河谷的平地にして高地にして降雨多き年は水害を蒙むるを免れず随つて土地餘熟ある者林有  
り於ては十年前位までは荒地として南墾を爲しありしが近年漸  
次南墾を爲し高粱粟等の作物を作つ、あり荒地は全面  
積の十分の二位存在するカ如し、

同地方の地價は八九年頃は相當高價を保ち特ト土地肥沃  
にして降雨少き時は他地方ト比して收穫量多きを以て一畝地約  
我七反歩ト就き四百餘圓を唱へ、あり猶且つ賣手有る者  
様なりしが最近十年頃よりは經濟界不況に伴ひ一般地價暴落し同地方

ニ漸次激落シ上地二百圓乃至百三十圓荒地百圓乃至四五十圓迄  
喝示了F至リ猶買手無キ有様F変化セリ。

#### 四、南田面積

朝鮮總督府水原模範農場技師向阪幾三郎氏は十七年秋向  
今地を視察シ優秀な了後補地な了事を認定シ夏期最火  
減水期を視察セざるを以て充分の断定を爲シ難キも秋末冬  
初の減水状況より推シテ約壹萬町歩の灌溉を爲すを得べしと  
言へり同地は元滿鉄長春農場主任伊東昇氏の言Fよ<sup>ル</sup>ば地形  
水田に宜しく約六七千町の南田を見<sup>出</sup>得べし滿鉄F於て北滿F  
適する水稻品種の採種田を設け度キ希望存リしも此地F連  
絡無人之を獲得す了能はず已を得ず同地を断念シ公至廣

附近大榆樹に設く可に至りしものなりと予は伊東主任の指示に基  
 き十年秋末同地を視察し其言の如く適当の後補地存ると認  
 めし一年中三菱より派遣せし前記向阪技師の調査を求め確  
 實に水田の良後補地と認うるに至る。

同地の用水は伊通河より之を得ざるべからず随つて最大限度  
 幾何を開田すべき也を決定するは一に伊通河の水量に待た  
 ざる可らず水量にして豊富ならば北方に向ひて南に居る土地存  
 るを以て北に向つて擴張すれば二万余町歩の水田を得べし將來擴張  
 如何は一に水量如何による然るに同河は伊通双陽兩縣の森林地帯に源を發  
 し相考豊深く濁水期に於て水の枯る事なく相當の水量を保てり普通水量時  
 に於て河幅約七十尺水深五尺減水期に於て幅員六十尺水深三尺と見れ

は大差ながらむか又秒速は未だ充分の測定を経ざるを以て言明し  
難きも一未突位ならむかと推定す若し如上の想定にして誤  
無くは普通通時毎秒九百立方尺減水時五百立方尺五割減水  
報文に依れば村下農學士は毎秒一立方尺の水は八町乃至  
十町を灌漑し得べしと發表せり右の計算に基盤時は減水期に  
於て四千乃至五千町歩を作り得べし右は未だ完全なる測定を得  
ざるを以て確言し難し三四専門家の観察が皆六七千町歩を得  
べしと為せるを見れば假に純然降雨なきものと假定して右  
の如く更上六七八の三ヶ月即ち稲の成育時期に於ける降水量四  
五。三北海道上川三四。札幌三四九七東京五七一。有り自然雨水の利  
用と相待ち相当面積を南田し得可し

## 五、合辦組織

第一期計畫として二ヶ年に三千町歩を向田するものとする

本農場を最も便宜に經營せんとす<sup>る</sup>には所要地全部を買収するを要するも全部の買収には多額の固定資金を要し且つ地方の事情上之を許さざるものあり尚事業の永遠に圓滿發展を圖るには地方有力者を参加せしむるに非ざれば實現不可能なるを以て合辦組織を行ふものとする目下の計畫は其地方に勢力地盤を有せる現者議會副議長劉樹春一派と合辦せんとするものなり大體の計畫は所要地の内約三割見當畑地皮以荒地を買収し其他に長期借地(十年)を行ふものとする劉氏が既に若干地方地主に交渉シテある状況によれば買収熟地は上等地及中等地

鬼當にして二等地は其以下となり荒地は及當十五圓以下とす。  
借地は一畝上等地旧来の年貢二石二等地以下は一石八斗乃至一石四斗  
位の三色糧(大豆、高稈、粟)の三種等分及へは三石に對し各一石ア、  
たり右に對し一割を増加し最初三年向は信用を保持する者全  
納とし且ツ毎年納とす。

註 全納の方法は旧十一月一日の市場相場を標準とす前納の

方法は仮りに三月十日前納するものとするは前年十一月の相場により

金額を定め三月より十月に至る九ヶ月向月三歩の利息を扣

除し交附するものとする例せば三十月の年貢に對し九ヶ月九

十及九ヶ月八円十匁を扣除し二月九拾匁を交附す。

第四年よりは普通の如く後納するを得可し。

目下滿洲地方の實情に照らして日支條約に依る商租は全く實現  
を望む能はず可状況にあり爲に土地を獲得せんとするには合辦方  
法に對するか又は支那人名義に依らざる可らず故に某農業者公司代表  
劉某と言ふ如き名義か又は全然個人名義かして土地を買収又は  
承租せしめ其他券又は地上權を公司に提供し公司は右を擔保  
として資本を得る方法を講ずるものとす目下劉議長等と協  
議しあるは右の方法に依るものとす

日支關係者の利益配當方法は全收入より經常費資本利子  
資本償却費與積立金等と差引き残額を折半するものとす

#### 六、經營大畧

#### 開田面積

第一期計画として伊通河水量灌漑安全面積存る六千町歩の半  
 數三千町歩を圃田するものとする灌漑排水工事と為すに當り道  
 路堤防用水路並に小作人宅地菜園地として全面積一割を要する  
 に由り買収租借等により三千三百町歩を收得し三千町歩を得  
 るものとする收得の割合は熟地買収五百町歩荒地買収八百町歩  
 熟地承租二千五百町歩の割合とする但し右の割合は実行に當りて  
 若干変動あるを免れず

農場事務所

約五百町歩を以て一單位として管理處を設け其内一個處を總事  
 務所とする

經營方法



主として小作人五容ル小作經營に依るものにして小作人は耕人五  
使用するものとする。

### 小作人一戸當面積

右は至つて重要な向題なり。或者は一町三五歩位より耕作し居  
らざるものあり、二町以上のものあり、東豆勸業會社、滿洲勸業會社（未成  
立）共に三町歩と存せり。予は奉天、柳原農場の小作成績に照ら  
して三町歩に存せんとす。即ち三千町歩に對し一千五百戸の小作人  
五容るものとす。小作人に對しては外に屯地及代業園敷地として  
一戸當り二百坪見當り五貸與するを要す。

### 小作料

分益法によりて收穫物折半方法により、半數を小作人に與

へ葉は全部小作人收得とす。

小作人に対する保護

葉は小作人の收得とし冬期筵縄等の副業を行はしめ收入の増加を圖らしむ高最初移住の際は家屋農具等其他の設備を整めしむる爲め一戸當百五十圓見當の資金を貸與し年一割五分の利息を附し三年向に償還せしむ毎年耕作資金として必要の場合には草取資金として秋期の収引當上一戸當り六十圓見當を貸與し收獲後収入にて計算せしむ。

保護設備

耕作資金の如きは漸次金融組合を設けしめ其方にて融通を圖る事とせしめ救護として純益中より若干を割きて醫療

机関に對する補助書藝寺院の補助基地等に付漸次考慮するものとす。

### 支人農夫の養成

鮮支而農夫を比較するに夫れく優劣あり支人農夫は元來水田知識無之と雖も勤勞の英に於て遂かに鮮人に勝るを以て支人農夫をも養成し兩者の長短を相補はしむるを必要とす。要之此舉に於て土地に立脚し特殊産物の生産を謀り地方の富源を開発し一面内地の食糧問題に貢獻し一面鮮人の満洲定居を圖り一舉日支鮮の経済的圓滿提携を謀るを目的とす。

### 七、一町歩の収支概算

滿鉄發表の(満洲の水田第五章第二節)地主として利回に準

據シ本後補地ノ開田一町步當リ收支互算出するト左ノ如シ

收支計算

一、甲熟地買収トよる經營 一町步當

所要資本

土地買収費 二五〇、〇〇

整地灌漑排水設備 一五〇、〇〇

建物 六〇、〇〇

計 四六〇、〇〇

支出

管理費 二一、六〇

地租公課 四八〇

土地資本維持費 一〇、五〇

建物維持償却 三、〇〇

雜費 一〇、〇〇

資本利子 一割 四六、〇〇

資本償却 二十年 二三、〇〇

計 一一八、九〇

收入

収 十五石(小作人收入) 一五〇、〇〇

計 一五〇、〇〇

差引残 三一、一〇

資本利子の支払は年數を以て随つて逐減せらるる上と米價

は若干昂騰すべし其向漸次鞏固増す事となるべし

一、乙荒地買収による経営

所要資本

土地買収費

三〇、〇〇

平均價格として計算す

整地灌漑排水設備

二〇、〇〇

整地には較して元償より多く要するものとして

建物

六、〇〇

計

三九、〇〇

支出

管理費等

四九、九〇

全前項

資本利子 一割

三九、〇〇

資本償却 五年

一九、〇〇

計 一〇七、九〇

收入 七五、六一五〇、〇〇

差引残 四二、一〇

二、借地による経営 一町歩当

所要資本

土地灌漑整地設備 一五〇、〇〇

建物 六〇、〇〇

計 二一〇、〇〇

支出

管理費 二一、六〇

公課 二、八〇

土地資本維持費	一〇、五〇
建物維持償却	三、〇〇
雜費	一〇、〇〇
資本利子	二一、〇〇
資本償却 十年	二一、〇〇
地代	三〇、〇〇
計	一一九、九〇
收入 初 一五五	一五〇、〇〇
計	一五〇、〇〇
差引残	三〇、一〇
利子毎年遞減と十年後資本償却し得其以後の利益	



付巨額ニ上るものとす。

資本利子五年一割と見つけあるも或は実現困難ならむか若し一割以上とすれば大に影響ありと免れず又償還期限も長期即ち三年迄据置き才四年より始り借地は十年向上買收地は十五年位に互るに非ざれば実現困難なり。

### 八、企業預算

一、貳拾貳萬九千圓也

土地買收費

一、拾貳萬五千円也

見込畑地五百町歩買收

一、拾萬四千円也

見込荒地八百町歩買收

一、五拾叁萬五千円也

灌溉排水整地費

一、參拾七萬五千円也

買收畑地及承租畑地二千五百町歩  
整地費一町一百五拾円一割

一、(六拾)萬円也

買收荒地八百町步整地費一町二百割

一四萬五千円也

管理處六係事務所一設備費

内訳

一ヶ處

支那式家屋事務所及宿舍十向(一向二百円) 二ヶ向

2 倉庫及支那式家屋

十五向(一向百円) 一ヶ五五百円

3 苦力小屋

五向(全百円) 五百円

4 土埴及門

七百円

5 農具器具 馬車等

一ヶ五五百円

6 家畜 七頭

七百円

7 井

百円

計七千圓

總事務所所付一管理處の内に設くるを以て建物一棟十間  
房子位を増築し右に附随する器具等を設備す此  
は足り即ち三十万円を増加すれば足り

一、三萬圓也

精米處

1 工場建坪 六〇坪 坪一〇〇円 六千円

2 倉庫建坪一〇〇坪 坪一〇〇円 壹萬円

3 精米機械

六千円

4 發動機

八千円

一、貳萬圓也

水田企業調査費 租借土地に要する費用創立に

關する費用等一切を含む

一、<sup>米</sup>費拾壹萬三千七百圓也

流動資金

內 穀 賦

拾壹萬圓千五百圓

鮮大貸付資金七百五十戶  
一戶一五〇

四萬五千圓

耕作資金 一戶六〇

壹萬壹千五百圓

借地代先拂三百五十町步

四萬五千圓

管理費其他

合計 <sup>米</sup>費 七拾七萬六千七百圓也

各年所要資金

第一年所要

一、貳拾貳萬九千圓

土地買收費

一、拾六萬圓

買收荒地六百町。買收熟地五百町。計共一千一百町。計共一千一百町。計共一千一百町。

一、拾貳萬七千五百圓

買收熟地五百町。計共五百町。計共五百町。計共五百町。

開田費一丁一五。一割

一、貳萬四千圓

管理處三。總事務所一。新設費

一、參萬圓

精米處

一、貳萬圓

創立費（調查費等）

一、拾壹萬二千五百圓

小作人貸付七五。戶一五。戶

一、四萬五千圓

耕作資金貸付戶六。戶七五。戶

一、壹萬一千二百圓

借他代先梯 三五町步

一、壹萬七千五百圓

管理費等 融通額

合計七拾七萬六千七百圓也

△注後部三項目八年度未返還

一、七拾萬參千圓

繼續借

一、貳拾四萬七千五百圓

租地一千六百五十町南田費

一、拾壹萬二千五百圓

縣人貸付資金新規七五〇戸分

一、貳萬壹千圓

管理處三ヶ所新設

一、六萬六千圓

借地二千町步地代前梯

一、九萬圓

耕作資金二千五百戸分今年度貸

合計百貳拾四萬圓

注後二項目八年度未返還流動資金等、短期借入行以下同

第三年所要資金

一、八拾五萬九千圓

繼續固定借

一、貳拾貳萬五千圓

小作人長期貸

一、六萬六千圓

借地代前拂

一、九萬圓

小作人耕作資金

合計百貳拾四萬圓也

注後二項目八年度未返還

第四年所要資金

一、八拾參萬〇五百五十圓

繼續固定借

本年より償還期より二萬八千四百五十円を償還す

一、拾捌萬七千五百圓 小作人貸附

才二回分小作人才一期每户五〇月返還即計三万七千五百圓返還

一、九萬圓 耕作資金

合計百拾萬八千〇五十圓也

注地代八本年三月後拂卜入

第五年所要資金

一、七拾七萬七千三百五十圓 固定借

一、七萬五千圓 小作人貸附殘

小作才回分七五。才二回返済才二回分<sup>七五。戶才一期返還會社</sup>元金二回分三万七千五百圓返還

合計八拾五萬貳千三百五十圓也

第六年所要資金



一、七拾貳萬四千百五十圓也

以後每年元金一五萬參千貳百圓完償還第十八年止  
申て皆清

收支豫算書

为一年度收支豫算

一、貳拾壹萬貳千貳百七拾五圓

收入金總額

内訳

一、拾五萬圓

一千五百町畑才一筆(五石) 概計三萬石半數  
一万五千石 五十月の割

一、壹萬零八百十五圓

小作人七百五十戸 一戸百五十坪計十一万二千五百坪  
上对五年一割五分の利子

一、五千四百圓

小作人七百五十戸 耕作資金一戸六十坪計四  
万五千坪 六ヶ月 月二分の割

一、三萬圓

精米益金 (精米所は獨立會計とし利  
益のみに掲ぐ)

一、壹萬圓

雑收入

支 出

一、拾八萬貳千七百二十圓

内訳

一、四萬圓

管理費(町步二拾田)の割農場以外本店費を含む

一、壹萬八千圓

精米處費

一、壹萬壹千貳百圓

借地三百五十町步に対し地代(町三十)公課(二月)の割

一、五千八百五拾圓

地租公課買收地一千三百町に対し(丁四月)の割

一、壹萬五千圓

土地資本維持費町當一〇円

一、四千五百圓

建物維持償却費町當三月

一、壹萬五百圓

雜費町當七月

一、七萬七千六百七拾圓資本に對する一割利子

剩余金貳萬九千五百五拾五圓

處分

一、五千圓 小作人保護資金積立

一、貳萬四千五百五十五圓 次年度流通資金に繰越

才二年度收支預算

一、四拾八萬六千六百〇五圓 收入金總額

内訳

一、拾八萬七千五百圓 第二年田一千五百町歩及石二石五斗  
總計三万七千五百石の半額石十斗

一、拾五萬圓 一千五百町歩才一年田及二石計三万石の  
半額石十斗

一、參萬參千七百五拾圓 小作人一千五百戸一戸百五十円貸付  
三万五千円上對才一年一割五分

一、壹萬八百圓 小作人一千五百戸耕作資金一戸六十円  
計九萬円六ヶ月向月一分四厘子

一、六萬圓 精米益金三万三千石上對才一年  
上同

一、貳萬圓 雜收入

一、貳萬四千五百五拾五圓

繰越金

支出

一、參拾六萬五千四百五拾圓

内訳

一、七萬圓

管理費

町二十月の割  
本店費五金五

一、六萬六千圓

借地二千町歩上対シ一町地代三十月  
公課二月の割先拂

一、五千八百五拾圓

也租公課 買込地一千三百町上対シ  
一丁四月五十割の割

一、參萬圓

土地資本維持費町當十円

一、九千圓

建物維持償却費町當三円

一、貳萬七千圓

雜費 町當七円

一、參萬九千六百圓

精米所費

一、拾貳萬四千圓 借入金利息

剩餘拾貳萬壹千壹百五拾五圓

屬分

一、壹萬圓 小作人保護資金

一、壹萬五千圓 賣與

一、壹萬圓 積立金(備荒り爲め)

一、八萬六千一百五拾五圓 次年年度繰越

第三年度豫算

一、六拾參萬九千五百八拾圓 收入總額

内訳

一、貳拾貳萬五千圓

才三年四月二十五日決及三石  
計四万五千五百一十石十月

一、拾八萬七千五百圓

才三年四月至五月町費及二石五年計三七五。〇石一斗 石十圓

一、貳萬八千百貳拾五圓

七百五十戶分才三年一月至十月返還貸附合計七万七千五百圓の利息一割五分

一、壹萬八百圓

少作人一五〇〇戶耕作資金一戸六〇圓計九萬圓六ヶ月向利息二分

一、八萬貳千圓

精米益金

一、貳萬圓

雜收入

一、八萬六千壹百五十五圓

繰越金

支出

一、參拾八萬壹千五拾圓

内訳

一、八萬圓

管理費

町三十圓

本考費約二万圓五拾圓

一、六万六千圓

備地三町家の地代三十円公課二円

一、五千八百五拾圓

買收地地租公課 一千三百町步  
一丁四五町步

一、參萬圓

土地資本維持費町一〇。

一、九千圓

建物維持價却費町三

一、貳萬壹千圓

雜費 町當七円

一、四萬五千三百圓

精末處費

一、拾貳萬四千圓

借入金首三四月に對する利子

剩餘貳拾四萬八千五百參拾圓

處分

一、貳萬圓

小作人保護資金

一、貳萬五千圓

當與

一、參萬六千五百參拾圓

積立金



一、參萬圓

內係者配當

一、拾五萬圓

次年度繰越

少四年度 豫算

一、金七拾參萬七千六百七拾五圓

总收入數

内訳

一、四拾五萬圓

熟田四千町尖 一町三十三石計九萬  
石の一半 五十町

一、壹萬六千八百七拾五圓

七百六十年分 才二期五町餘延七百五十町  
付主期借返済拾一万二千五百町 割五分

一、壹萬八百萬圓

耕作資金九萬四六十月月二分

一、九萬圓

積米益金

一、貳萬圓

雜收入

一、拾五萬圓

前年度繰越金

支出

一、四拾萬五千壹百圓

總支出

內訳

一、八萬圓

管理費

町二十月  
本店五萬月

一、六萬六千圓

借地代公課二千町步

一、五千八百五十圓

所有地租公課一千三百町步

一、參萬圓

土地資金維持費

一、九千圓

建物維持償却費

一、貳萬壹千圓

雜費 町當七圓

一、五萬四千圓

精米所費

一、拾壹萬零八百圓

借入金利息 百七方八千月利息

一、貳萬參千貳百圓

買收地資本十年償還才年度

一、五千二百五十圓

借用地 三百五十町以用田費五萬二千五百圓十年償還

剩餘參拾參萬貳千五百七拾五圓

慶分

一、貳拾萬圓

次年度繰越

一、四萬二千五百圓

積立

一、參萬圓

賞與

一、貳萬圓

小作人保護資金

一、四萬圓

肉係者配當

才五年度 豫算

收入

一、七拾七萬六千四百二拾五圓

總收入

內訖

一、四拾五萬圓

前年同額

一、五千六百五拾五圓

小作人貸附金殘存萬七千五百圓五分

一、壹萬八百圓

耕作資金九萬月六個月二分

一、九萬圓

精米益金

一、貳萬圓

雜收入

一、貳拾萬圓

前年度繰越

支出

一、四拾萬四千五百八拾五圓

內訖

一、八萬圓

管理費

一、六萬六千圓

借地代公課

一、五千八百五拾圓

所有地公課

一、參萬圓

土地資本維持

一、九千圓

建物維持費却

一、貳萬壹千圓

雜費

一、五萬四千圓

積未所費

一、貳萬參千二百圓

買收地資本二十年償還

一、參萬圓

借地向田費十年償還

一、八萬五千二百三十五圓

借入金八萬五千三百五十九圓

流動資金ヲ繰越金ニ仰テ貸附金及大部分返還セシメテ

剩餘參拾七萬貳千壹百四拾圓

處分

一、貳拾五萬圓

資年度繰越

一、貳萬貳千四百貳拾五圓

積立

一、參萬圓

賞與

一、貳萬圓

小作人保護資金

一、參萬圓

關係者配當

一、貳萬

借地地主特別贈與

為六年預算

收入

一、八拾貳萬五千八百圓

總收入

內訳

一、四拾五萬圓

年貢米 四萬五千石

一、壹萬八百圓

耕作資金利息

一、九萬圓

精米益金

一、貳萬五千圓

雜收入

本年度より五千円増加

一、貳拾五萬圓

前年度繰越

支出

一、參拾八萬七千八百十圓

總支出

一、八萬圓

管理費

一、六萬六千圓

借地代及公課

一、五千八百五拾圓

所有地公課

一、參萬圓

土地資本維持

一、九千圓

建物維持償却

一、貳萬壹千圓

雜費

一、五萬四千圓

精米所費

一、貳萬參千貳百圓

買收地借入金才三年償却

一、參萬圓

借地南田費才三回償却

一、六萬八千七百六十圓

買收四一七六〇〇月借地三〇〇  
計六七六〇〇一劃

剩餘 四拾參萬七千九百九拾圓

處分

一、貳拾五萬圓

次期保越（流動資金）

一、參萬貳千九百九拾圓

積立



✓ 一、參萬九千圓

賞與

一、貳萬圓

小作人保護資金

一、七萬圓

関係者配當

一、貳萬圓

借地地主特別贈與

一、壹萬圓

小作人肥料補助

才七年度以降は大体六年度の收支を標準とす年に元金償還の爲め毎年の利拂漸次減少し毎年限利拂減少一覽左の如し

第七年 利息

六二、九一五 円

第八年 全

五七、五九五

第九年 全

五二、二七五

第十年 全

四六、九五五

第十一年	全	四一、三三五
第十二年	全	三六、九一五
第十三年	全	三〇、六九五
第十四年	全	二五、三七五
第十五年	全	二〇、八八〇
第十六年	全	一五、〇〇〇
第十七年	全	一〇、〇〇〇
第十八年	全	五、〇〇〇
第十九年	全	省 濟

# 第七年以後資金償還表

	元	還	還	元
629,150 米七年	(1) 304,400	23,200	37,200	575,950
	(2) 234,550	30,000	304,750	
575,150 米八年	(1) 371,200	23,200	348,000	522,750
	(2) 204,450	30,000	174,750	
522,750 米九年	(1) 348,000	23,200	327,800	469,550
	(2) 174,750	30,000	144,750	
469,550 米十年	(1) 324,800	23,200	301,600	416,350
	(2) 144,750	30,000	117,750	
413,650 米十一年	(1) 301,600	23,200	278,400	360,150
	(2) 117,750	30,000	84,750	

363150	※十一(1) 278400	23200	255200	309950
	(2) 84750	30000	54750	
309950	※十三(1) 255200	23200	232000	253750
	(2) 54750	30000	24750	
256750	※十四(1) 232000	23200	208800	208800
	(2) 24750	24750	0	
	※十二 208800	5880	150000	
	※十一 150000	50000	100000	
	※十 100000	50000	50000	
	※九 50000	50000	0	

十四年度借地分全部皆済、十五年度より四年間上於て買収地分全部皆済、即ち十五个年間に於て借入金全部皆済す。

其他

前説の豫定は不作時を見込ありし備荒積立金を以て之に充り。

才五年迄は肥料を用ひず新時地力消耗の爲め才六年以後肥料を用ひ小作人に對し肥料補助とし新次町十内見當位の補助を與ふ様になしたし。

才六年迄は研究會を組入あるが才七年度より利拂減少の餘融

を以て年額五千円乃至壹萬円見當の研究費を勵費を見込

たし小作人保護資金は拾萬円に達するを待て信用組合を組織

し耕作資金の如きは右より融通せしめ第一割位の利を挙げ公司より

別に毎年壹萬円程度の資金と出し之を合して児童教育醫

治等の施設を爲さしむ

公司の基礎定まると同時に小作人優遇方法を講じたし漸次自作農に轉せしむる權の方法を講じせりたし。

才二期計画は才一期計画基礎完成を待ち高伊通河の水量如何により且經濟上の状況を見三千町歩見當り擴張を圖りたし、借地主にも基礎確定と同時に特別に利益増配する方法を講じたし才五年度より若干と見込めたり。

要之米作は従来作物にして收入多く地方開發上大効果あり土着関係者を喜ばしむるのみならず加之母國の食糧政策に貢獻し且多數鮮人の定住を圖るを得べし國策上より又産業上より論じ實に有義の事と言ふを得べし。

回 議 箋

(乙 號)

番 號  
興農第五七〇號

大正 13 年 8 月 27 日 起案  
大正 13 年 7 月 27 日 發決裁  
送裁

所屬課所

任 主

13.8.21  
38

者任擔

農務課長

13.8.21  
38

名 件

萬宝山燒鍋嶽水田計畫二回之件 田名

抄本

農務課長

農務課長

13.8.21  
38

件名



八月十日附多公第七二號  
 題ノ付ハ計劃書ニ付スル南洲鐵道株式會社  
 株式會社ノ設立ノ旨ニ付テハ  
 了却スル事



萬室山燒鍋釜水田計畫ニ関スル意見。

一、根本向題ハ假補地ノ状況如何ニテリ

計畫書ニハ向坂氏及伊若氏ノ鑑定ヲ示セトモ少クモ流水量

其、他、data ナクモ直ニ之ヲ信シ難シ

二、伊通川ノ水量普通時九百個 湯水期五百個ト計算セルノ流

水量測定ナクハ勿論以テ信シ難シ、況ヤ秒速五羊突トシテ

平原地帯ヲ流ル、場合秒速五羊突ハ過大ナル様思ハル、平時ノ

河中七十尺水深五尺トシテ、断面積五百五十平方尺、秒速

五羊突トスルノ流水量三千五百個トシテ計算シテ前出九百個ト符

合セス

三、工作人ニ對シテ者百五枚キヲ貸与シ家屋器具等ノ必要金トナサシム

ヲトハ 計算上甚ク有利ナレ 莫ク貸付ニ寄リ、相当大ク敷田取  
 ナトス、 海洲、於テ 野人農夫、亦未ダ一物ナレ 却テ 越後、  
 ニシテ 宜任性ヲ有セス、 野人農夫、貸与セル資金ノ回收ハ 甚ク困  
 難ニシテ 回收不能ニ陥ント多シトス、 宜ノ奏例、 宜シカラス、  
 四、 作人一戸者 貸付高積ニ町歩トスルキハ 如何ナキ、 反者 叔  
 三石（三石ヲ見 積ヘハ多ク老 陰アリト思科ス）トシテ 作人 借得、 分一  
 石五斗、 石十系、 藁 反者ニ系トシ 十七系也、 即ニ町歩、 分  
 三百四十 系ナリ、 依リニ 副業 其ノ他、 借入アリトスルマ 一戸分 四百  
 系ノ 借入ナリトス、 年 四百 圓ノ 借入アリテ 果シテ 耕作 借入金ニ百  
 十系 及其ノ 利子ノ 償却ヲシ 得ンヤ否ヤ

五、 灌漑、 排水、 整地等トシ 反者 十五系乃至廿圓ヲ見 積ルアル也

土不雪の家、調査ヲ後ツテ初テ断ス、東家自書太  
来、東屋勸業吟情農場、如ヤ用田容易ニ土地於テ又  
ラ反者十二条筋ヲ要ス、計算ナラシテ相当懐産ニ調査  
設計ヲ行フ、後ニテ決ス、

大要スルニ、實地ヲ調査セリ、上人、本企業計画ノ適否ヲ断ス、  
適確ニ data ナヤシ、以テ有望ナラトモ、有望ナラストモ判断  
セシ。

回 議 雙


(乙 號)

番 號  
地方議行第〇一號ノ一

大正 3 年 9 月 16 日 起  
大正 年 月 日 決 議

任  
者任

所 屬 課 所  
管 理 係

地 方 課 長 

參 事 

名 件  
朝鮮人共濟會ニ夜學校々々全島各々ニ開ルル件

申 案

地 方 課 長

安東地方事務所長 院

件 名

南滿洲鐵道株式會社

## 變議回

九月十二日附安地第一八四號ヲ以テ安東朝鮮  
 人共済會長李東映ニ對シテ夜學校々々トシテ  
 建物<sup>新築</sup>貸付之カ移築方黙許セシ旨報告アラタ  
 ル<sup>新築</sup>又<sup>新築</sup>貸付建物ノ移築ヲ黙許スルコトハ取扱  
 面白カラサルニ付本件ハ建物貸付契約書第十  
 二條ニ照シ準據シ借受人ヨリ貸付建物ハ會  
 社監督ノ下自費ヲ以テ移築シ移築後ト雖拂  
 下<sup>下</sup>支分決定前ニ在リテハ其ノ建物ノ所有權ハ依  
 然會社ニ属スルコトヲ明ニシタル稟書ヲ提出セシメ  
 兼認<sup>認</sup>テ此<sup>此</sup>テコトニ致度隨テ別途申請アリ  
 クル夜學校敷地<sup>地</sup>移築承認後拂下支分決  
 定迄ハ附屬宅地トシテ貸付クルコトニ取扱相成

回	議	箋
---	---	---

任紳

度別紙開係書類一廣返付ス  
 純額先備ス

本件建前、修費人東京乳搾人共商合、計し世債、折下  
 7為ス、千、年、廿月、廿日、附、地、方、支、分、一、五、七、千、ヲ、以、テ、申、渡、ス  
 又、本、客、同、日、附、地、方、支、分、一、九、千、一、六、ヲ、以、テ、折、下、交、分  
 二、宗、ノ、減、價、償、却、費、一、追、加、予、算、兼、認、セ、ラ、レ、シ、テ、依、テ、以、年  
 度、改、入、之、口、申、請、ヲ、為、シ、丈、近、ニ、七、萬、五、千、世、債、修、付、ヲ、為、ス  
 (キ、旨、ノ、申、渡、示、ニ、指、シ、シ、テ、一、口、申、指、示、依、テ、世、債、折、下  
 交、分、ノ、交、分、減、價、償、却、費、ノ、十、四、年、度、予、算、ニ、計、上、シ  
 該、折、下、交、分、ノ、以、年、度、ニ、繰、越、シ、京、府、ノ、コ、ト、ト、シ、大、正、一、期  
 上、記、通、リ、契、約、係、債、修、付、ヲ、為、シ、セ、ト、ス

回	議	箋
---	---	---

猶予付込和・南シ・リ・光敷女  
 子社、際中、四課、得えん  
 通り之、西段、ケ、別途、世、候、貸付、ノ、案、を、申請、ヲ、為、ス、ヘ、キ、上  
 地、えん、中、央、回、十、丁、内、一、符、第、方、黙、許、シ、タ、ル、ニ、付、申、言、置、キ、太  
 成、方、以、何、ノ、及、候、先



大正十三年十一月

本社ノ沿革

東亞勸業株式會社





本社ノ沿革

第一會社設立ノ經過

一 會社設立ノ動機

(一) 滿洲水田ノ開拓及在滿鮮人農業者ノ利用保護ヲ目的トスル滿洲勸業株式會社ハ滿鉄投資地ノ關係者ヲ中心トシテ大正九年之カ設立ヲ計畫サレルモ賦界ノ變動ニ遭遇シ該會社ハ不成立ニ降シタルモ本目的事業ハ滿洲ノ開發上及在滿鮮人政策上緊要ノ事業ナルヲ以テ之ヲ企業実施ノ必要ヲ認メタルコト

(二) 東拓ニ於テ豫テ関東廳(當時関東都督府)等ニ總通ニ依リ蒙古ノ土地經營ヲ目的トシニ邦人ヲ援助シテ支那人名義ヲ以テ廣大ナル蒙古土地ノ拂下ヲ受ケタルヲアリ之ヲ開墾經營ヲ實施スルノ必要アリタルコト

三 大倉倉庫張作霖ノ間ニ於ケル蒙古土地經營ノ関スル全  
 辦協商ハ大正九年ノ末大倉ニ於テ或ル事情ノ爲手ヲ  
 引キタルモ謀合辦ヲ日本側ヨリ手ヲ引キ不成立ニ歸セシ  
 ムルコトハ將采移入ノ蒙古土地經營ニ不利益ヲ采移入ノ  
 虞アリテ蒙古ノ間發上遺憾少クワラサルヲ以テ大倉ヲ  
 シテ張氏トノ協商ヲ復治シ其ノ今年ヲ成立スルニ且之ヲ  
 為ニ大倉ヲ後援スルノ必要ヲ認メタルコト

大要右ノ關係ヨリ大正十年三月四月ノ頃右關係三者合同シ中  
 心トナリテ一大有力ナル會社ヲ組織シ以テ滿蒙土地經營ニ當  
 ラントノ議起リ外務當局及拓殖局等ノ了解ヲ得セトシテ  
 右關係三者間ニ協議ヲ進メタリ

右合同協議ノ第一回ハ大正十年三月二十日拓殖局ニ於テ外  
 務省岡部書記官滿鐵駐村社長外一名大倉組代表

河野取締役、倉知鐵吉氏及東拓代表人見理事會合シ  
 古賀拓殖局長官ヨリ滿蒙土地經營ニ関シ企業合同ノ  
 希望ヲ述ヘラレ會同者一同異議ナキ旨ヲ表示シ再米倉  
 知鐵吉氏主トシテ關係者斡旋ノ任ニ當リ協議ヲ進メテ  
 ルヲトス

ニ會社設立ノ具体化

大正十年五月外務省ニ於テ朝鮮總督、關東長官其ノ  
 他支那、西伯利亞方面ニ於ケル在外長官會議開催セラレ同  
 會議ニ於テ滿蒙經路ノ要務トシテ同方面ノ土地經營及  
 在任鮮人保護ニ對シ相當ノ施設ヲ必要ト認メラレ偶々本  
 會社設立ト符合スル處アリテ茲ニ具體的ニ新會社設立ノ  
 計畫ヲ進ムルヲ得タルヲトス

三、會社設立ノ基礎

无来土地經營ナル事ハ事業ノ性質上収益ヲ舉ケル事ト容  
易ナラス殊ニ満炭ニ於ケル大規模ノ土地經營ノ實施ハ政府  
ノ助力ヲ俟ツニテナクハ民間營利事業トシテ成立ノ至難ナル  
コトハ極メテ明白ニシテ拓殖局及外務省等ニ對シ此点ニ付  
相當ノ諒解ヲ受ケ更ニ朝鮮總督及関東長官ニ懇願  
シ相當ノ援助ヲ受クルコトニ付大体ノ了解ヲ得大正十年七  
八月ノ頃東拓川上理事會社設立目論見書ヲ齎シ朝鮮  
總督府及関東廳ニ出頭シ親シク計畫ノ内容ヲ説明  
シ政府ヨリ毎年平均約五拾萬圓宛ハ今年ノ補助金下付ヲ  
懇請シ朝鮮總督府ヨリ毎年約金參拾萬圓関東廳  
ヨリ毎年約金貳拾萬圓宛ノ補助ヲ受クルコトノ内定ヲ得既ニ  
大正十一年度ニ於テ朝鮮總督府ハ拾五萬圓（大正十一年度  
以降參拾萬圓ノ豫定）ヲ經費豫算ニ編入セラレ関東廳ニ

於ラモ亦補助金額貳拾萬圓ノ地方費豫算ニ計上セラレタリ斯クテ本會社ハ會社設立ノ基礎タル根本問題ノ解決ヲ見タルヲ以テ直ニ關係者ノ引受株數其他會社設立ニ関スル一切ノ事項ヲ協定セリ

(附記)

本會社設立ニ関スル關係者間ノ協議會同ノ際ハ每回拓殖局ヨリハ入江書記官又ハ園田書記官外務省ヨリハ亞細亞局駒井囑託又時ニ外務省書記官ノ臨席ヲ乞ヒ且協議ノ主ナル事項ハ拓殖局及外務省ニ報告シテ西官廳ノ了解ニ下ニ協議ヲ進行セリ

四主ナル關係者會同ノ内容(出資關係)

本會社ハ上託ノ如ク滿鉄、東拓、大倉ニ於テ既ニ着手シテ計畫ノ事業ハ全同完成ヲ出發点トシテ設立計畫ヲ進メ

クルモ、ハ右關係者ニ於テ既ニ取得シ又ハ取得スヘキ土地ハ之ヲ新會社ニ提供スルモノトス即左ノ如シ

(一) 滿鐵 南滿ニ於テ特種ノ債權ヲ有スル土地六千六百餘町步  
此貸付元利金六拾參萬貳千餘圓

(二) 東拓 東部内蒙古ニ於テ特種ノ債權ヲ有スル土地約貳千六百五拾方地(及別八萬五千八百餘町步) 此貸付元利金約貳百參拾參萬八千餘圓(參考蒙古土地ハ東拓債權以外ノ多ク尚存在ス)

(三) 大倉 興發公司(張氏トノ合弁組合名稱) 經營土地ノ面積約九百方地(及別貳萬九千餘町步) 張氏ヨリ公司ニ提供價格金四百萬圓 興發公司ハ当初大倉ト張氏トノ共同經營ノ約ナリトモ其ノ後張氏ノ提議ニ依リ表面ヲ合弁ノ形式トシ其ノ實質質ニ於テハ全然大倉ノ單獨經營

營下ノスヨリ、協成成シ既ニ契約書ノ調印ヲ終レルモ  
張氏ノ甲出ニ依リ事業ノ實施猶豫中

以上ノ關係地ヲ新會社ニ提供ノ形式ハ新會社成立後公平  
ナル評價ニ基キ新會社ニ買收ノ方法ニ依ルヲトス

尚本會社ハ以上ノ關係土地ノ外邦人ニシテ滿蒙地方ニ在リ  
高租其他ノ方法ニ依リ土地ヲ有スルヲハ本人ノ希望ニ依リ可成  
之等ニ對シテハ株式ノ分配ヲモ為ス方針ナリ

### 五株式ノ引受

新會社ノ株式ハ差當リ總テ發起人ニ在リ引受ケ株式ノ公  
募ヲ為サス會社ハ發起設立トシテ成立セシム  
右ノ趣者、控テ重ナル株式引受テ如シ

一東拓 拾七萬貳千株

一滿鐵 拾貳萬五千株

一 大倉 拾萬株

一 其他 參千株

(倉知荒井倉千株朝鮮人側ハ朴泳孝李完用及宋秉峻各貳百株)

但シ東拓及滿鐵ニ控テハ他日有力ナル資本家ニシテ株ノ引受テ

希望スル向アルトキ又ハ地方ノ事業家ニシテ株式引受テ望ムト

キハ協議ノ上適當ニ分配スル方針ナリ

### 六 會社設立

資本金貳千萬圓株式四拾萬株ニシテ一株ノ額百五拾圓四

分ニテ拂込シ大正十年十月十日會社設立發起人總會ヲ開

キ發起人各自ノ株式引受數定款、會社設立費其ノ他

ノ事項ヲ決定シ取締役ニ林幾太郎、川上常郎、中川健

藏、大淵三樹、倉知鐵吉、佐々木藤太郎、久名ヲ監査役ニ

人見次郎、荒井恭治ノ二名ヲ選任シ會社ヲ代表スヘキ取締

役ヲ倉知鐵吉ニ決定セリ



大正十年十二月十三日皇後會日ノ開キ取締役員選ノ結果  
社長ニ倉知鐵吉、専務取締役ニ大淵三樹、佐々木藤太  
郎ノ名ヲ選任セリ

大正十一年二月二十日本社ヲ奉天琴平町十五番地ニ設置シ  
片平五日奉天總領事館ニ於テ設立登記ヲ完了セリ

七、蒙古産業公司合同

蒙古産業公司ハ荒井泰治氏等ノ主唱ニ依リ蒙古産業  
業ノ開發ヲ目的トシ巴林王扎噶再ト合弁ノ形式ヲ以テ組  
合ヲ組織シ大正九年申資本金四拾五萬圓千六百六拾七圓  
ノ掛ヒヲ為シ事業ヲ開始シタルヲ本社創立ヲ據トシテ  
合同ニ示シ大正十一年五月一日協定ヲ締結シ之ヲ本社ニ合

同セリ

八、大倉精持株買分

前第四項及第五項に掲ケタル如ク大倉ハ張氏トノ全年契約  
成立ノ豫期シテ本社ノ株式引受ヲ承諾セシカ其後該契  
約實現行ノ時期遂定シ難キ狀況トナリタルヲ以テ最近ニ至リ  
其ノ引受株式拾萬株中五萬株ヲ東拓ニ、五萬株ヲ滿鐵ニ  
讓渡スレコトナレリ

九 現在株主

以上各頁ノ沿革ヲ經テハ結果一平株以上ノ本社現在株主ハ  
如レ

二一、二五〇株

一七、〇〇〇

六、〇〇〇

一、九八〇

一、七一〇

東洋拓殖株式會社

南滿洲鐵道株式會社

巴林親王礼噶再

守屋 此助

荒井 恭造

一三六〇

高橋 虎太

一三二〇

藤田 謙一

一三三〇

茂木 惣兵衛

一三〇〇

倉知 鐵吉

十現在重役

本社現在重役在ノ如シ

取締役社長 倉知 鐵吉

専務取締役 佐々木 藤太郎

取締役 大淵 三樹

取締役 入江 海平

取締役 荒井 恭治

取締役 西岡 實太

監査役 赤羽 克己

十現古墨行

本在現古墨行在如

五三〇

五二〇

五一〇

五四〇

高橋虎

藤田謙

茂木忠大衛

倉知鐵

太

一

七

取神波社長意 紅鐵 志

專務取神波社長意 本藤太郎

取 神 波 大 淵 三 樹

取 神 波 入 江 海 平

取 神 波 荒 井 恭 治

取 神 波 西 岡 實 太

監 查 役 赤 羽 克 己

監 查 役 鈴 木 繁

大正十三年十二月三十一日現在

# 株主名簿

奉天十間房榮立立管榮二四聯  
株式 協濟公司

株主名簿

株數	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇〇	三〇〇	二二〇	株數	
氏名	明海恭	韓相龍	宋秉暖	張斗錕	閔大植	李殷祥	閔丙爽	栗田作四郎	佐々木藤太郎	川本靜夫	倉知鉄吉	氏名
住	奉天	"	"	"	"	"	京城	"	"	"	奉天	住
株數	七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一五〇	株數
氏名	朴昌植	李泰錕	白寅基	李容汶	李完用	崔鎮衡	我妻文吾	錦織足喜代	石津丰治	梅原俊明	李重武	氏名
住	奉天	安東	"	"	享城	"	"	"	"	奉天	撫順	住

二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三三	三四	四〇	五〇	五〇	五〇	五〇
金	李	柳	金	白	姜	朴	安	金	宋	韓	白	金
用	鍾	在	熙	寅	判	魯	泰	圭	性	龍	樂	源
集	翔	明	俊	善	俊	敬	魯	源	根	植	元	百
〃	〃	〃	京城	〃	〃	〃	奉天	〃	〃	〃	〃	京城
六	八	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一八	二〇	二〇
姜	白	朴	羅	韓	李	金	金	白	趙	申	柳	崔
鳳	鳳	道	頌	翼	完	龍	鍾	樂	舜	鉉	鎮	士
熙	熙	根	德	教	植	基	叔	仲	用	九	永	霖
京城	〃	奉天	平壤	〃	〃	〃	〃	〃	京城	〃	〃	奉天

四	四	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
李	崔	劉	洪	金	崔	金	徐	金	徐	徐	金	金
文	聖	宗	鍾	顯	在	栢	雲	益	重	迕	德	德
鎮	魯	熙	翰	洪	浩	澤	錫	善	根	敷	龍	龍
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	四	四
金	趙	李	金	金	崔	金	金	金	金	崔	周	鄭
敬	應	枝	成	學	碩	尚	基	衡	利	志	直	守
俊	洛	赫	俊	範	淵	奉	恭	培	善	賢	官	範
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃



二 金 剛 璿	二 金 榮 業	二 金 基 禎	二 黃 菊 燦	二 李 基 旭	二 張 炳 遠	二 南 盛 玉	二 李 舜 昊	二 朴 桂 春	二 李 壽 昊	二 梁 性 模	二 車 理 淳	✓ 二 柳 原 政 雄 奉 天
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
二 朴 麟 穆	二 金 裕 聲	二 金 炳 爽	二 李 昌 根	二 尹 喜 炳	二 金 尚 倚	二 金 孝 局	二 李 丙 兩	二 金 道 龍	二 申 昌 弘	二 金 斗 一	二 尹 致 赫	二 韓 正 奎 奉 天
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
車	李	李	白	宋	金	补	權	成	味	林	李	李
成	枝	處	廣	榮	斗	鍾	峯	基	載	道	愚	文
財	倍	點	晶	植	漸	根	祐	洙	荃	繁	烈	周
リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	奉天
一	一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二
魯	梁	金	梁	韋	朴	金	白	金	金	李	余	元
文	表	致	恭	廣	魯	孝	二	炳	連	道	載	乙
植	純	洙	奎	路	頭	賢	京	周	曙	南	夏	龍
リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	奉天

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
金	金	李	鄭	金	洪	蔣	石	姜	車	安	金	柳
高	昌	永	禮	鳳	尚	樞	恭	丁	文	學	明	成
濂	潤	芳	元	丹	圭	範	峻	出	模	元	吉	文
々	り	り	り	り	々	り	々	り	り	り	々	奉天
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
李	白	金	金	田	羅	張	張	金	徐	宋	尹	韓
興	用	應	渭	迺	性	履	興	善	侑	恭	恭	用
植	典	信	聲	燦	鎮	坤	福	學	甫	模	根	伯
り	り	り	り	り	々	り	り	り	り	り	り	奉天

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
金	金	張	孔	孫	金	朴	孔	朴	金	金	崔	金
此	尚	道	澤	東	相	慶	基	成	聖	繼	在	用
鶴	甫	成	鉉	璘	春	元	龍	弼	魯	伯	桂	珍
リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	奉天
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
河	朴	趙	李	金	朴	康	田	許	林	金	柳	金
順	虎	三	鳳	蒙	亨	俊	原	舜	永	九	聖	敬
業	龍	根	屹	學	珠	錫	天牛	羽	植	鉉	起	來
リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	奉天

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
姜	張	崔	金	李	張	金	鄭	郭	趙	呂	葵	李
魯	鳳	奉	最	鳳	義	成	昌	鳳	承	王	廉	炳
益	柱	基	筆	俊	柱	鶴	鍵	祚	杰	鉉	模	周
夕	夕	"	夕	"	"	"	"	"	"	夕	夕	奉天
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
趙	金	金	金	車	金	金	朴	李	申	咸	金	金
國	秋	恭	根	承	俊	基	錫	鳳	重	熙	聖	基
珍	成	成	夏	義	聶	龍	道	培	王	真	文	孫
夕	"	"	夕	"	"	"	"	夕	"	"	"	奉天

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
李	金	李	金	朴	吳	李	金	車	沈	金	崔	尹
根	元	栽	尚	斗	基	日	雲	三	宜	德	聖	亨
昌	瑞	漢	集	源	高	龍	祥	煥	洽	煥	澤	祿
り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	奉天
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
金	白	金	洪	車	白	卞	李	金	葵	林	金	金
甫	炳	洪	俊	義	志	榮	永	豐	炳	學	炳	基
吉	俊	曠	杓	權	碩	睦	鎮	奎	祿	根	基	尚
り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	奉天

一	一	一
李	朴	崔
興	永	志
奎	甫	成
"	"	奉天

株數 二〇〇株  
 株數 二三三名

請願書

拝啓仕候

陳者貴社益々御隆盛之段奉賀候

備而今回一長春米穀商組合  
一長春精米業組合其其他有志者ヲ以テ茲ニ大

精米會社設置ヲ計劃致シ候

本學邦人トシテ主食物タル米穀取扱者共ニ精米業向者、

現状維持カ如何ニ腐心スルモ全然安定ヲ保テ難キヲ自覚セル折

柄華人精米業者、突如四軒、出現ニ驚キタル結果ニシテ

今之レヲ等閑ニ附シ去ラシカ時々刻々華人ニ其ノ根底ヲ固

クシ吾人ニ遂ニ邦人常食ノ精米業スラ彼等ニ剝奪サ

ルニ至ルベク重且大ナル問題トシテ斯クノ如キハアラズト衷心

憂慮ニ耐ヘズ之レガ窮状ヲ打開セシムル現在ヲ超越セル實

質優秀ノ精米所ヲ設置シ互ノ各項ヲ遵守シ以テ



永遠ニ指導者タル權威ヲ傷ケザル基礎ヲ作ル外ナキ  
事。決議仕候

一、機械ノ撰擇及ビ設備、完全ニヨリ作業能率ヲ増進シ  
費用、輕減ヲ圖ルコト

二、現精米業者ノ事情ヲ参酌シ合同分立ニ相互協議ヲ  
遂ゲ意志ノ疏通ヲ謀リ組合員ノ利益ヲ増進スル永遠ノ計、樹ルコト

三、大量仕入レニヨリ價額ノ調節ヲナスコト

四、本會社最終ノ目的ハ廣験ノ効ヲ積ミ更ニ適當ノ地ヲ

撰ビ大精米所ヲ設置シ全滿洲ノ米價調節ヲ計ルコト

次ニ事實ノ一端ヲ略記シ聊カ御参考ニ供シ御賢察相願度候

一、大正十三年十月以降十二月ニ至ル僅々三ヶ月間ニ當長春市街ニ増設

セラレタル精米所六ヶ所（現在十五ヶ所）内記日七、支四、鮮四）

一、大正十三年十月至リ地方粗ノ出廻リヲ薄キ爲メ長春精米業者等

シク開原粉ニ着眼シ全地ニテ各自抜ケ販ケ買ヒニ努力セル  
結果ハ三日五タメ間ニ當時粉百斤奉天幣八元五角ノモカ  
九元ヲ成被セリ之レヲ全地デハ長春相場ト云フ

以上ノ單ニ原料粉賣買入レニ對スル競争ノ結果ヲ述バタルモ  
一方精米販賣モ又同様ノ手續ヲ免レズ而カモ買ヒニ賣買ハリニ  
両面ノ競争ハ結局次ギノ如キ順序ヲ示ス至ラン

(イ) 原料高「賣品高價」

(ロ) 競争「少利益」「元値賣」「不良品」「不良志操」「犯罪」

「夫例レ」「消費者迷惑」

斯クノ如キハ當然未ルベキ運命ナルコトヲ自覺シ如何ニシテ此ノ難局  
ヲ切り抜ケンカニ就巾ハ消極的自家擁護又ハ積極的自家擁護  
ニ出ヅルカ孰クモ現在及ビ将来ヲ顧慮シテ徐ロニ處決スルコトヲ  
要スル義ト相心得候

一、消極的自家擁護、節約持久、意ヲ用ヒ殘存者トナリテ  
勝利者トラントスルモ、

一、積極的自家擁護、發奮努力、最善ヲ盡シテ永遠ニ威  
信ヲ保持セントスルモ、

以上ヲ对照スルニ廿有餘年未、滿洲商工界ヲ觀ミ自他ノ長短ニ  
留意シ考慮ヲ盡スコトハ最モ必要事ナリト相信シ候

今一被ヲ見ルニ華人ハ向上發展シ居ルニ及シ邦人ガ隱退閉鎖ノ

状態ニアルヲ因ニ華人ハ「節約」「隱忍」「持久」ノ特長ニ對シテハ

邦人ノ遠ク及バザルヲ裏書キスルモノト被存候殊更今後ノ米穀

商ハ邦人ニ日々不利、莫クミ釀成セラレ之レニ及シテ華人ハ一層ノ

利便ヲキミトハ水田事業、華人經營者ノ増加及ビ地主ノ凡

テガ華人ナル關係上收穫ノ大部分ヲ華人ノ手ニ收メラル、ニ

至ツテハ粟然タラザルヲ得ザル義ニ有之候

如何ニ國家ガ奮闘シ犧牲ヲ拂ツテ利権ヲ獲得ヲナシタト屋  
 仁吾等商工業者ニ先覺ノ明ナク因循姑息ミシテ更ニ旧態ヲ革  
 メザルニ於テハ冒頭記スルガ如ク遂ニ邦人ノ居住スラ危キニ至ラシ  
 ト危懼ノ念ヲ禁ジ得ザル次第ニ有之候

此ノ理ニ鑒ミ積極的自家擁護ニ五脚シ發奮努力最善ヲ  
 盡スベク本會社ヲ設立シ一ニハ會社ヲ利殖セシメニハ物價ノ調節  
 ヲ圖リ席給兩面ノ利益ヲ納メ延ビテハ長春繁榮策ノ一助タラシメ  
 シトト希望シテ止マザルト同時ニ之レガ經營ニ就テハ實驗アリ尚ホ  
 且相當ノ利益ヲ奉ゲ得ルマドモ聊カ疑ヲ容レザル義ニ候

希クハ上述ノ趣旨ヨリ本會社設立ノ運ビニ至リタル次第御賢察  
 相成度去リテモ財界不況ノ折柄ニ付漸クミシテ資本金貳拾萬圓  
 (四分ノ一拂込)ノモノヲ計劃致シ候

然ルニ理想ノ作業ヲナサシニ更ニ銀行業者ヨリ資金ノ融通ヲ受ケザル

ベカラガルト尚(面有志者ノ出資ヲ仰カントスル上ニ於テ別冊目論見  
書提示、收支計算書相添エ候モ一層本會社信用保持上  
萬一、場合ヲ顧慮シ向フニケ年間

一、銀行利子其他ヲ支拂、株主配當ヲナシ得サル際ハ年八歩ニ相當スル  
丈ケ(金四千円ヲ限度)却補給願度(此場合ハ役員賞與ニ支給セズ)

一、銀行業者ヨリ借入金ノ硬、得ルタメ弊社ガ萬一利子、支拂ヒ窮  
スル事アル時ハ借入金利子四歩ニ相當スル(金五千圓ヲ限度)却  
補給相願度(此際ハ株主其他ノ配當ヲナサハルニテ條件トス)

貴社滿蒙産業助成、却趣肯ニ基キ本會社、  
計劃ヲ遂行ナシ得ル様却援助被成下度特  
別、御詮議ヲ以テ御聽許相願度此般奉  
悃願候也

大正十四年二月

請願人（イロハ順）

井上惣三郎



林勇一



二階堂頼乘

西村清兵衛



竹内藤一



永見睦藏



中野常次郎



村木由松



山口三七郎



山田彦三郎



松岡佐吉



鄭燠謨



荒木藤七

坂本正應

金東晚

白濱藤六

南滿洲鐵道株式會社  
御中

滿洲穀産株式会社起業目論見書

一、事業、目的

(イ) 精米及ヒ精粟業

(ロ) 倉庫業并ニ物資、委託賣買

(ハ) 製品及ヒ原料、賣買并ニ仲介

(ニ) 其他附帶事業一切

二、本社、特徴

(一) 経営者ハ何レモ、永年ノ實驗家ナレバ、事業開始(先ツ精

米業ヲ先キニス)當初ヨリ安全ニ確實ニ相當、利益ヲ上

ゲ各種事業ノ遂行、容易ナラシムルコト

(ロ) 工場家屋ハ本社ノ希望條件ヲ滿タシ、長春倉庫ヨリ

提供スルコトナリ居レリ(但シ家賃制度トス)

(ハ) 機械器具ハ多年ノ實驗ニ鑑ミ、撰擇シタル優秀品ヲ



据附ケルコト

三、設備、大要

(イ) 生産高自米(一)二百以但第一期計画(二月七千五百以)(二年七萬六千以上)  
 (ロ) 穀類消費(支那石)(一月百三十石)(二月三月百五十石)(四年三萬二千五百石)

(ハ) 精米業 但本業試験期、属ス

(ニ) 機械、種類

一、横型高級精撰機 赤蘆 一、縦型高級精撰機 武蘆

一、神八式「特大」脱稃機 蘆蘆 一、清水式二連座精米機 武蘆

一、秋月式「イグダ」特大精米機 赤蘆 一、粉精撰二段込シ萬石装置 蘆聯

一、玄米精撰八段込シ萬石装置 赤聯 一、白米精撰二段込シ萬石装置 赤聯

一、石板磨氣袋置二連座 赤聯 一、昇降機七基(各種総尺参。〇尺)

四、起業豫算

一金貳拾萬圓也

但シ四十株（蘆株五拾圓也）第一四拂込金拾貳圓五拾錢

此拂込金額五萬圓也

内譯

✓ 金九千圓也 諸機械及諸設備并 据附費一切

金五百圓也 營業用什器（宿詰ヲ含ム）

金貳百圓也 創立費

金四萬參百圓也 運轉資金

五、收支豫算

一、收入金額七拾參萬八千貳百五拾圓也

内譯

金七拾貳萬貳千圓也 白米七萬六千石（壹石、計日本米肆年入）  
（金九圓五拾錢）

金貳萬六千貳百五拾圓也 碎米、糠、粃殼（物三、五〇〇石）  
（金五拾錢）

一、支拂金額七拾貳萬五千貳百七拾五圓也

金六拾五萬圓也

初三、五〇石（支那石）金貳拾圓也

金參萬千參百七拾圓也

精米債糶三、五〇石（米石）金九拾萬貳千五百圓也

金貳十八百貳拾圓也

機械補修外衛生費其他一式

金貳萬四千圓也

金利及倉敷料其他一式

金壹萬五千八百拾圓也

從事員給等諸經費及旅費一切

金貳千圓也

機械償却費（五年償却程度）

金貳百圓也

創立費

差引利益金壹萬貳千九百七拾五圓也

### 六純益金處分法

金壹千參百圓也

法定積立金（純益金、處分）

金壹千五百圓也

役員賞典金

金壹千五百圓也

別途積立金（欠損補給金）

金六千圓也

株主配當金（處分式分）

金貳千六百七拾五圓也 後期繰越金

(以上ハ精粟及ヒ他ノ廣買訂算ヲ算出スル) 初  
期ノ精米業ニヨリ 初一年ハ確實ニ利益ヲ上ケツ、

他ノ試ミラテスモノナリ

# 右月論見ノ大要

大正十四年二月

滿洲穀產株式會社定款

第壹章 總則

第一條 本會社「滿洲穀產株式會社」稱シ長春米穀商組合員及精米業組合員其他有志者ヲ以テ組織ス

第二條 本會社「組合員」爲メ左ノ事業ヲ爲スヲ以テ目的トス

(1) 精米及精粟業

(2) 倉庫業并ニ物資、委託賣買

(3) 製品及原料、賣買并ニ仲介

(4) 其他附帶事業一切

第三條 本會社「資本金」總額、金貳拾萬圓トス

第四條 本會社「本店」南滿洲鐵道株式會社長春附屬

地、置、

第五條 本會社「公告」本店所在地、管轄スル登記所、公告

ヲ掲載スル新聞紙、虚種ヲ以テ之ヲ爲ス

第六條 本會社、存立期間、設立登記、自ヨリ滿三十ケ年トス

第二章 株主及株式

第七條 本會社、株主ハ大日本帝國、法律及本會社、定款ニ

運據シ株主名簿ニ登録ヲ經タル者ニ限ル

第八條 本會社、株式総數ヲ四千株トシ、虚株ノ金額ヲ

金五拾圓トス

第九條 本會社、株式ハ記名式トシ、是株及ビ五株券ノニ

種トス

第十條 株式第一回拂込金額ハ金拾貳圓五拾才トシ、第二

回以後ノ拂込ハ業務ノ狀況ニ依リ、取締役負會ノ決

議ヲ以テ其金額及ビ期日ヲ定メ、各株主ニ通知スルコト

第十一條 株金、拂込ヲ怠リタル株主ハ其拂込期日ヨリ、現拂込ノ

期日迄金壹百円ニ付一日金五銭ノ割合ヲ以テ其延滞

利息等ニ遲滞ニ引生シタル費用ヲ支拂フベシ

第十二條 商法第百五十三條ノ場合ニ亙株ニ付金参同ノ

遑約金ヲ支拂フ事ヲ要ス

第十三條 株主ハ本會社所定ノ書式ニ依リ氏名住所及ビ

印鑑ヲ届出ツベシ

第十四條 株式ノ賣買讓渡シテ爲シタル場合ハ當事者

双方株券ノ裏面ニ記名捺印シ本會社所定ノ請求

書ヲ添ヘ其登録ヲ受クベシ

第十五條 相續又ハ遺贈ニヨリ株式ヲ取得シタル者ハ之ヲ

證ス書面ヲ添付シ前條ノ例ニ依ヒ其名義書換ヲ受クベシ

第十六條 株式ヲ滅失シタル場合ハ其事由ヲ詳記シ保證人等

名以上ノ連署ヲ以テ向交付ノ請求ヲ爲スベシ

前項、場合ハ請未者、負担ヲ以テ本會社ハ其株券、無効ナル旨ヲ公告シニテ月以内ニ異議、申出ナキ片ハ新株券ヲ交付ス

第十七條 株券ヲ毀損シ名場合ハ其株券ヲ本會社ハ提

出シ新株券ト交換、請求ヲ爲スモ得

第十八條 株主氏名、変更シタル片ハ之ヲ證スベキ書面ニ株券ヲ

添へ其、訂正ヲ求ムベシ

第十九條 株式名義書替又ハ新株券交付等、関スル手續

料左、如シ

一、第十二條及第十五條ノ場合ハ、廢株、付金拾錢トス

二、第十六條及第十七條、場合ハ株券一通、付金參拾錢トス

三、第十八條、場合ハ株券廢通、付金五錢トス

第二十條 株主住所氏名又ハ印鑑、変更シタル片ハ遲滞ナク本會



社ニ届出ツベシ若シ届出ヨ怠リタル時之ヲ以テ本會社、對  
抗スルコトヲ得ズ

第二十一條 本會社、毎年一月一日及七月一日ヨリ定時總會終  
結、日追株式名義変更、登錄、停止ス

### 第三章 總會

第二十二條 本會社、定時總會、毎年三月及九月之ヲ召集ス

第二十三條 各株主、議決權ハ壹株ニ付壹個トス

第二十四條 株主總會、於ケン、代理人ハ法定代理人ヲ除ク外本

會社、株主タルコトヲ要ス

第二十五條 總會、決議ハ商法、別段、定メラル場合ヲ除ク外

出席シタル株主、議決權、過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否全數

ナル時ハ議長、決スル所ニ依レ

第二十六條 總會并、取締役會、議長ハ社長之ニ當リ社長差

差支ルハ他、出席取締役互選ヲ以テ之ニ任ジ取締役事  
 政アル片ハ出席株主、多数決ヲ以テ議長ヲ選任スベシ

第二十七條 総會ノ決議事項ハ之ヲ議事録ニ記載シ議長  
 及出席監查役并ニ出席株主盧名以上ト共ニ記名捺印シ  
 テ本社ニ保存ス

#### 第四章 役員

第二十八條 本會社ノ役員ハ社長一名取締役四名監查役二名トス  
 第二十九條 取締役ハ貳拾株以上監查役ハ拾株以上ヲ有スル株  
 主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第三十條 取締役、任期満ニテ年監查役、任期満一年トス  
 但シ満期再選ヲ妨ケズ

第三十條 取締役ハ就任、除其所有株式貳拾株ヲ監查  
 役ニ供託スベシ

前項、供託株の辭任又は解任、場合ト居テ其年度計算報告ヲ株主総會ニ提出シ承認ヲ經タル後ニアラザレバ返還ヲ請求スルコトヲ得ル

第三十二條 取締役及監査役、任期中最終、定時総會終結ニ至ル迄其任期ヲ伸長スルコトヲ得

第三十三條 取締役監査役ニ欠員ヲ生ズルモ決定ノ負數ヲ欠クニ至ラザルキニ補欠選挙ヲ行ハサルコトアルベシ

補欠選挙ニ依リ選任セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第三十四條 社長、株主総會ニ於テ、取締役中ヨリ選任シ本會社ヲ代表ス

第三十五條 本會社ノ業務ニ専務取締役ヲシテ執行セシム

但シ重要ノ事項ハ取締役員會ノ決議ヲ經ルベトヲ要ス

第三十六條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主総會ニ於テ之ヲ定ム

第五章 計算

第三十七條 本會社、營業年度、毎年十月一日ヨリ三月末日迄及

四月一日ヨリ九月末日迄トス

第三十八條 本會社、毎營業期終益金ヨリ諸経費及諸損金

ヲ控除シタル残額ヲ利益金トシテ左ノ方ニ分テ處分スルモトス

一、 法定積立金

百分ノ五以上

二、 別途積立金

百分ノ五以上

三、 諸償却金

若干

四、 役員賞典金

若干

五、 株主配當金

若干

六、 後期繰越金

若干

株主總會ニ付定

第三十九條 毎半期利益金、配當、該半期末日株主名簿現

在、株主ノ對シ配當、爲ス

第六章 附則

第四十條 本會社、員擔、歸スベキ設立費用、金貳

百圓以内トス

大正十四年 月 日

五

長春米穀商組合規約書

第一章 總則

第一條 本組合「長春米穀商組合」稱ス

第二條 本組合「在長春米穀商」以「組織」ス

第三條 本組合「左」各項ヲナス「目的」トス

一 品種査定

二 小賣標準價發表

三 廣買助成

四 各地白米「價格」調査

五 長春「於」米穀集散「関」調査

六 組合倉庫設置

七 現金廣賣行

第四條 本組合事務所「組長」居宅又「營業所」置ク

## 第二章 組合員

第五條 新ク本組合ニ加入セントスルモノハ組合員ノ紹介ヲ要ス

第六條 組合員ニシテ轉居死亡若シテハ廢業シタルハ速ニ組合

事務所ニ届出ツベシ

## 第三章 役員及會議

第七條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一 幹事七名 内(組合長一名 副組合長一名)

第八條 組合長ハ組合ヲ代表シ總會又ハ役員會ノ議長トナリ

副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルハ其代理ヲ

ナス幹事ハ組合事項ヲ評議シ正副組合長共ニ事故アル

ハ臨時代理者ヲ互選ス

役員ノ任期ハ滿一々年トス

但シ由任ヲ妨ゲズ

第九條 役員中欠員ヲ生ジタルハ次長者ヲ以テ之ニ充ツ

補欠員、任期、前任者、残任期トス

第十條 左ノ事項ニ總會ノ決議ヲ要ス

一、組合規約ノ改廢

二、收支豫算ノ決定

三、組合員ニ對スル制裁及處分

第十一條 組合、茶話會、毎月一日、開ク

但シ會場ニ紀念館トス

第十二條 定期總會、毎年九月、開ク

臨時總會ニ組合長、必要アリト認メタルハ又ニ組合員總數ノ三分二以上、請求アリタルハ之ヲ召集ス

第十三條 本組合議事、多數決ニシテ可否同數ナルハ議長

之レヲ決ス

第十四條 役員會ニ組合長、必要アリト認メタルハ又ニ幹事多數



以上、請求アリタル中之レヲ開ク

#### 第四章 會計

第十五條 本組合會計年度ハ九月一日ヨリ翌年八月

末日ニ終ル

第十六條 本組合ノ經費ハ經常費、臨時費ニトス

經常費ハ會費其他ノ收入金ヲ以テ之ニ充ツ

經常費及臨時費ノ不足ハ必要ニ應ジ徵收ス

第十七條 組合長ハ會計年度ノ終リニ其年度ノ收支決算

ヲシ総會ニ報告シ其承認ヲ求ム

第十八條 組合員ハ組合ノ經常費トシテ一人一月金壹圓

入會費トシテ納付ス

第十九條 組合員シテ左ノ場合ハ該當シタル中ノ総會ノ決

議ニヨリ戒告又ハ除名ス

一、組合規約及總會、決議其他申合之事項、

違背シタル件

一、組合・體面・汚レ又ハ不正行為アリタル件

以上組合規約ニ基キ初親快調時モ順應スルヲ主義トス

大正十三年九月二十日

### 長春米穀商組合

以下組合人名(イロハ順)

井上惣三郎

岩永幸祐

池尻胤珠

二階堂頼乘

西村清兵衛

組合長(入船町四ノ二七)

川内藤一

永見睦藏

中野常次郎

村木由松

尾木留五郎

山口三七郎

山田彦三郎

松岡佐吉

手塚豊次郎

鄭煥謨

荒木藤七

坂本正應

酒井久策

金河鍾

金東晚

四ノ友太郎

白濱藤六

森安太郎

精米業組合員、凡而ハ米穀商組合員ナル關係上其  
事務ハ概合シタル形ヲ規約一切全組ニ準ズ

精米業組合員氏名

組合長(祝四十五) 二階堂頼衆

中野常次郎

村木由松

岩永奉祐

山口三七郎

松岡佐吉

永見睦藏

以上

外

朝鮮四ハ組合員ナルモ 経営者轉々シテ 現在トシテハ

準組合員ノ形ナリ

支那人四ハ組合ニ加入セズ

請願人引度株數

五拾株

井上惣二郎

壹百株

二階堂頼乘

五拾株

西村清兵衛

貳百株

升内藤一

貳百株

永見睦藏

貳百株

中野常次郎

貳百株

村木由松

五拾株

尾本留三郎

貳百株

山口三七郎

五拾株

山田考三郎

五拾株

松岡佐吉

五拾株

鄭燠謨

廬百株

荒木藤七

五拾株

坂本正應

五拾株

金來晚

五拾株

白濱藤六

合計

廬十六百五拾株

請願人持株

魏總辦公全致啓者查貴鐵路前在吉林河通一帶所買田地  
以備滿充路政之用現荒蕪已久迄今竟有東河通楊吉順係  
陸軍遊宦鄉里無賴勾通朝鮮人全果盜種該項官地數十  
畝聲言已在

總辦及吉林站長手中僅用數十萬運動費許其耕種或  
有惡租斯也者伊竟說不許他人立路局直搗議租該地所有

權均在吾手並此

379  
總辦名意在各處詭騙招擾無惡不作想



貴總辦作事慮深人所共羨何能因此小端寵信無賴  
任意盜種國土仗勢欺人請速派員料查俟急為饒徐以  
杜流弊而正名譽謹此敬聞叩禱

台安 諸希

垂照

心民

劉洪奎謹啓

六月三日

魏局封峯啟者近有楊吉順考於今春勾  
合金高麗等將吉林車站北哈達東西河  
道地方鐵路佔用地統行租去改種大田播種  
畝稻事豈可怪惟每有人向訊如何得  
租路局官地該楊吉順則言得有金高麗  
介紹於吉林站日人吉田<sup>國</sup>二人代為運動吉長  
堡局魏局長此事於去冬入手至今年春  
天乃達計目的共化運動費貳千餘元

併與魏氏特別條件方能公出祖信云

印

人不时據有此種惑人所聞之語詳細考

察得其究竟該哈達灣向比果被伊等包  
租數年未荒蕪之區一交而為隴田穀麥矣  
而揚吉順運動一語有由未矣惟印人以  
吉順揚姓係前吉長鎮使誠明族弟其  
人執袴子賴在差潛逃品行惡劣為地牙  
人所不選此次租地頗有關係印人久欲

擬呈上請極奉藉明真象但亦人素仰我

公之賢不忍驟加越漢有碍令名去以不揣

直陳望請我

公將此事認真考查勿失跡物之正義

而慎小防微亦在官之法箴焉希速賜

理節人拭目以待以一箇星期決不口要

領節人將避若京津二必將有事請求明白

耳去步佈臆如候

都人劉

幾

佳者非車路  
也北

吉長鐵路管理局

總務處  
監理課 承辦

民國十四年二月十九日

日編發

總發文字第

號課

號

編卷字第

卷第

宗

致代表函稿

事為抄打用哈達海之北合裝姑試驗

精製穀類有與陪遊

中華民國

十五年

六月

十月

擬稿



沈經

局長

小莊代印

十月十日

日

款字第一二四改

逕啟者查哈達溝所購之地現為人民

潛自偷種者甚多若不早為設法必患

無窮第批令行禁種試驗兩派人前

往播種穀類免得荒棄想

站計劃既經停頓請必各其障礙

希 查復為荷

改鈔竹表

吉長鐵路管理局

代表第八二號 民國十四年六月廿六日

滿鐵代表 中川增藏

局長

魏武英 殿

哈達灣買收地ニ播種ノ件

拜啓 路字第一二四號ヲ以テ御申越相成候頭書ノ件御回答申上候  
哈達灣站建設ハ目下レールノ賣入在庫品無之爲延引致居候次第ニ  
テレールノ買入迅速ニ取運ヒ候ハ直ニ着手致度候モ今年中ニハ間  
ニ合ハサル様被存候ニ付農事試驗所ニ於テ全地使用ノ件モ今年中  
丈ハ差支ヘ無之候間可然該所ニ御移躰相成度此段得貴意候 敬具

吉長鐵路管理局

總務處  
課承辦

民國十四年七月二十一日

總發文 字第

號課

編卷 字第

卷第

令 署林試駁新  
粵清函云榜

事 為 哈達 粵地 駁乃 人民 駁於 仰 譯 為 粵

由 粵 並 函 云 前 接 割 由

中華民國十四年七月廿七日

張元愷 擬稿

局長

張元愷 代

局長

張元愷

七月廿七日



訓令第二六號

令農林試驗所

案准代表函稱哈達灣建設車站目下因無  
軌條務必延緩倘軌條早日購妥便可着手  
但本年内已經不及農林試驗所限於本年  
內可以利用此地畝播種穀類等因准此  
令並令仰知照又  
查該廢地畝為人民私自偷種甚多若不  
早為清除必致滋弊無窮並令仰祈該所

新中將備種之地詳為查明究有多少  
一由收穫時期即着該所派工並合同墾  
務總公所酌派巡墾前往一併收割如有  
抗拒情事應即拘辦以儆效尤除分令  
外仰即遵照辦理並將辦理情形具報為  
要此令

訓令第七號

令墾務總公所

查哈達灣地畝為人民階自私種甚多已飭農林  
試驗所詳細查明一面收穫時期即着以工並會同  
該總公所酌派地員前往收割如有抗拒情事應  
即拘拿以儆效尤除令外合行令仰遵照此令

中華民國十四年七月廿七日



吉長鐵路管理局

總務處  
課承辦

民國二十八年八月十一日  
總發文書字第一六三號  
編卷字第一號

布告

稿

事

為將該地放與人私種已  
錄案林試治可照之前往收割

中華民國二十四年

八月

十日

張元愷

處長

沈鏗

局長

處長

八月十日

青島鐵路管理局  
布告第 63 號

為布告事查本路哈達灣地畝項備添

設車站之用向未出租現竟有人<sup>擅取</sup>至該

處佔用該地私行耕種殊屬不法已飭

農林試驗所詳細查勘並派工會同警務

處云所<sup>查</sup>派巡警前往收割如有抗拒情

事送予拘捕以儆效尤除分令外仰該

處人等一體知悉特此布告

吉長鐵路管理局

總務處 承辦  
監理課

民國十年六月

總發文 字第

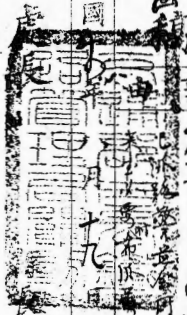
統課

編卷 字第

卷第

致吉林  
省署 函稿

中華民國



事 為 韓人侵占哈達灣地私行耕種

請即派員查驗可裝林試驗所前往將  
前在哈達灣地私行耕種  
情形查明具報  
合行辦理

擬稿

沈經

局長

沈經

八月十九

吉子弟四二子

逐放者查敵 駁所購哈達灣地畝原為

預備添設車站之用向未發放出租

者有<sup>朝鮮人等</sup>擅敢在該地佔用駁地私行耕

種屢向交涉竟爾置之不理亦已遣派

駁警會同禁林試驗所前往收割苗

木以儆效尤除令行外相應函達仰希

查照為荷 此致 貴局 謹此 佈

貴署派員  
吉林縣  
查同  
切理  
為荷  
此致



吉長鐵路管理局

中華民國 年 月 日 到局 第 號

第 號 第 卷

宗

吉林試驗所呈件

為哈達灣收穫檢會請派員處理及監事

係應 辦 之件歸總務處處理

卷

局長

張

十六

派張君督場監視收穫數量及

理方法詳回具報

呈為請派員處理及監視哈達灣收穫糧食事竊職所自奉  
鈞令收穫哈達灣禾稼以來八月十八日收土豆壹千八百五拾六斤九  
月四日收連壳包米貳拾玖布袋曾經呈明在案外九月十三日復收  
去壳包米十八袋亦運回土們嶺前所收併同整理近大秋已  
成自九月二十日起所有高粱及粟已次第刈畢計高粱壹萬  
壹千五百捆粟壹萬貳千捆大豆再越數日亦可刈獲所刈之禾  
現正陸續運至新築場中雙七節左右即須從事調製一經  
出場售賣保存急待處理前經呈請屆時派員監視處理

在案現調製在即理合呈請即日派員監視辦理謹呈  
局長

技師員兼農林試驗所所長黃以瑚呈

中華民國十四年九月三日

## 吉長鐵路管理局

局長 查

九月十五

日

中華民國 年 月 日  
到局 字第號 編第  
號 卷第

裝林試驗所呈件

為收獲哈達灣大豆高粱等大宗糧食及此糧要買呈請示遵

係應 办

之件歸總務處調 查 核

承辦

為報告收穫哈達灣馬鈴薯包米並此後大豆高粱等大宗  
收穫應如何安置請

示遵事案奉

局第二十六號訓令案准代表函稱哈達灣建設車站目下因  
無軌條勢必延緩倘軌條早日購妥便可着手但本年内已經  
不及農林試驗所限於本年内可以利用此地畝播種穀類  
等因准此合亟令仰知照又查該地畝為人民私自偷種甚多若  
不早為設法必致流弊無窮並仰該所將偷種之地詳為查明  
究有多少一屆收穫時期即着該所派工並會警務總公  
所酌派巡警前往一併收割如有抗拒情事應拘辦以儆效

尤除分令外仰即遵照辦理並將辦理情形具報為要此令等因奉此遵即會同警務公所赴谷達灣調查該處共種有大豆高粱粟共三十餘垧餘馬鈴薯包米蕎麥黍子白菜等各數畝或拾餘畝不等均表屆成熟期當即函工務處將該處所有廢道房修理以便派工常川看守八月中旬旬有馬鈴薯三段約三畝將次成熟時有人前往盜取而該處之房尚未修理完竣無法看守遂於八月十六日覓工早事收穫是日午前塢畢午後擬運至吉站適值大雨翌午始運至站由職典檢共十七麻袋千八百五十六斤此項馬鈴薯因收期稍早又經雨淋最易腐爛當擬即

時賣却招人承買無有應者僅在吉站售去叁百斤餘遂帶

回土們嶺又賣去捌百陸拾陸斤均每斤單價壹吊壹百文

共賣錢千貳百捌拾貳吊陸百文現存職所尚餘陸百九

拾斤未兩日即俱腐爛不堪食用惟棄之而已此第一次所

收馬鈴薯之情形也本月四日有包米四畝餘業已成熟

遂即收穫連壳共貳拾玖布袋以該處無有貯藏所

仍運回土們嶺剝去外壳晒乾尚未脫粒大約可得壹

石伍陸斗之譜夫少數收穫固可運至土站本所再事整

理此後大豆高粱等大宗收穫勢難俱運至土們嶺或

寄吉站或即時派人拍賣應如何安置之處請

示祇遵所有收穫哈達灣馬鈴薯及包米並此後大豆  
高粱大宗收穫應如何安置之處理合呈請  
鑒核訓示施行謹呈

局長

技術員兼農林試驗所所長黃以瑚呈

中華民國十四年九月八日



十月十二日

總局長殿

中川代表

拝啓

哈太灣土地ヲ鮮人オモテ無事耕作セシ件  
ニ關シ吉田吉林ニ務段長ヲ交分スベキ上日本  
交長ヨリ貴藩初函致々府事情取調出  
艾吉田段長曰ク五月中旬哈太灣土地ヲ鮮  
人オ耕作セムヲ發見シタルニ付右ハ本局ニ於テ許  
下サレシモノトシヤ否ヤ或ハ右土地ハ日人商租問

題ニ関係せし部分ニ出エテ否ヤヲ確定スルハ五月三十日  
 程ニ務員ヲ本局ニ派遣シ調査報出スルニシタリ  
 程ニ務員ハ右実情ヲ調査課ニ詳細報告シ  
 此ノ之ニ対策ヲ講スベシ依テ歸土ヨリ而シテ  
 其後直ニ調査課員孫雲峯氏來吉哈太灣  
 ニ同行シ現場耕作ノ状況ヲ指示シ之ノ支遣ヲ依  
 賴セリ其後之兩三回孫氏ハ現場調査ノ為メ  
 來吉カレタリ 吉林王分巡官ニ同時ニ鮮人  
 耕作ノ件ハ程ニ務員ヨリ詳細談シ置カレタリ  
 依テ本件ハスデニ本局ニ於テ之ニ対策ヲ講シ

居ラレモト思考シテ格々ナリト

右吉田段長ノ談、依レハステニ耕作ノ初撮ニ於テ  
 査課ニ於テハ同段長ヨリ報告ヲ受ケテ格々ナルモノ  
 ニテ無事ノ耕作ノ事、宜ク知リナクテ對策ヲ講  
 セリレハ甚ダ遺憾トスルモノナリ本件ニ對シテ吉田  
 段長ノ過失ト認ムベキモノナク、寧ロ本向ニ其ノ責  
 任ニ非スヤト思考ノ可レ、而シテ一考ニ於テ其ノ責

敬々

民國十四年十月十二日

潘鈞鑑

中川

魏石真 鈞鑑

茲接丹前由李處長示來

鈞玉函於奉收哈達行地畝被朝鮮人私行耕作處分

吉林工務段長告白持男等因茲查該區戶口實調查據

該段長稱五月下旬查該哈達行地畝有朝鮮人從事耕

作情事不知是否為奉省所許可抑關於口人高租園地之

部分當時即派工務員程燦楚到而調查報告經該段

據情函乞調查詳并託編求對付之策則必調查詳矣

雲峰來去會同前赴現場察看情形據說日方處理  
 相說嗣必移課又赴<sup>由中</sup>現場調查兩次吉林移王  
 不巡官同時由程上秘書時朝鮮人在哈達店地內耕  
 作情形詳細函知又因此存件想由局派員對策而身疑  
 尋情查該段長所<sup>中</sup>耕作機械係由局派員調查課  
 院及駐外耕作之事實而不派員對策殊憾以此為理由  
 段長之返失母寧歸責令局所希  
 案概為存以致

為報告事奉

派會同吉林縣及工務處委員勘定原買哈  
達灣地界等因遵即前往查得前買定  
之範圍內尚未領價之王瑞山甯善一兩名  
地畝現在係經當地人劉四耕種四週并有時  
先洋行新栽木樅文曰（時光洋行商租地）其  
耕種痕跡似有向外侵佔情事詢之當地  
土人梅祥貴等亦稱是乃因該地範圍廣

大吉林縣所派唐委員等以文却在即一時不及  
重測嗣經該縣署轉飭原測委員交出原測  
三算兩入地畝詳細弓丈數目單一併據云依據  
此數無論何時一經復測其細畧自然分明復查  
本路其他各地係經解人安炳華蓋種石下四五  
十响面詢安某言語支吾詢之吉林工務段長吉  
田六云不知係經何人允許復據土人云如依照安  
某現在所種之地即籽種人工非五六百元不辦

若非格外有人輔助及接洽妥當合做以一窮  
 無聊賴之安某萬無此等財力即有此等財  
 力亦恐不肯如此冒險偷種其中情節可以想  
 見等語謹此報告應如何辦理統乞

鑒核施行謹呈

局長轉呈

局長

附呈王瑞山寧善一地款  
 可又清單一份

調查課課員主任事孫雲峯





謹將原測王瑞山寧善一地畝可數照繕清單呈乞

鈞鑒

計開

王瑞山 鐵路東地三畝 由南向北

一段 東西寬南頭一百二十九弓 北頭九十弓

折中核一百一十弓

南北長一百二十弓

計地四畝八畝八分九厘

一段 東西寬南頭五十三弓

西頭五十一弓

折中核五十二弓

南北長 二百二十弓

計地 三晌九畝七分二厘

一段 東西寬九十二弓

北頭無

折中核四十六弓

南北長 二百二十四弓

計地 三晌五畝七分八厘

王瑞山 鐵路西地一段

一段 東西寬一百四十弓

南北長東面一百二十六弓 西面一百五十弓

折中核一百三十八弓

計地六畝七畝零八厘

統計四段共地十九畝一畝四分七厘

甯善一 鐵路東地一段

東西寬南頭三十弓 北頭五十五弓

折中核 四十二石半

南北長 一百の十三石

計地 二畝一畝一分

吉長鐵路管理局

總務處  
監理課承辦

民國十一年十月

總發文指字第 二九

號課

號

編卷字第

卷第

宗

林試  
黃以珊

事為哈達河糧食何由林試

當地志數拍賣立派

中華民國

擬稿



沈經

局長

沈經

十月十九

日

指令第69号

令張林試驗西、長、黃以瑚

呈一件

哈達信收獲糧食由  
請派員處理及監視

呈惠所收糧食着由該所預定日期即就  
當地志數拍賣並將拍賣結果詳為具  
報除指派姚於寒等屆時前往監視外仰  
仰遵此令

委任令第



令監理課練習生姚於

技藝林試驗所呈稱哈達信收穫糧食由  
請派員交理及監視等情前來亦派該生  
屆時前往監視並將收穫數量以及交理情  
形詳為具報除令知該所外仰局遵照此令